

農業振興施設改修事業の補正予算に係る提案説明について  
の事実確認に関する調査特別委員会記録簿（第14回）  
令和4年5月27日（金）

1 出席委員（8名）

委員長	原田てつよ	副委員長	齋藤一信
委員	大月隆司	委員	栗尾典子
委員	坂本亮平	委員	仁科文秀
委員	東川三郎	委員	藤井義明
議長	妹尾博之		

2 欠席委員（なし）

3 説明のため出席した者の職氏名

笠岡市副市長 松浦良彦      笠岡市長 小林嘉文

4 事務局職員

議会事務局長 塚本真一      議会事務局次長 虫明 隆

5 付議案件 別紙のとおり

6 場所 第一委員会室

午前10時00分 開会

○委員長（原田てつよ）

〔挨拶〕

ただいまから第14回の農業振興施設改修事業に関する調査特別委員会を開会いたします。

なお、本日は森岡弁護士先生には、都合により遠隔で参加していただくことになっておりますので、その辺は御承知くださいませ。

それでは、議長、御挨拶をお願いいたします。

○議長（妹尾博之）

〔挨拶〕

○委員長（原田てつよ）

ありがとうございました。

本日は、5月9日に開催されました前回の委員会で証人として決定しました松浦副市長、小林市長に出席をお願いしております。

それでは、議事に入る前に、報道機関の皆様に申し上げます。

これより証人喚問を行いますが、報道関係の皆様には写真等の撮影については証人に心理的圧迫が加わることを防ぐため、個人が判別されるような写真の撮影は避けていただくなど、御配慮くださいますよう御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、これより協議事項に入ります。

協議案件1、農業振興施設改修事業の補正予算に係る提案説明についての事実確認に関する調査についてを議題とします。

まず、本日証人が証言をするに当たり、関係書類やメモ等を参考にすることについては許可しておりますので、御了承願います。

本日は、松浦副市長さんにおかれましては、お忙しいところ御出席いただき、ありがとうございます。本委員会の調査進展のため、御協力をよろしくお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条に既定があり、これに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する既定が準用されることになっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることになっております。すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき及び医師、歯科医師、薬剤師、医療品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にある者がその職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合は証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨を申し出てください。それ以外には、証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金を処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっておりま

す。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。それ以外には宣誓を拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことを御承知になっておいていただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

全員起立をお願いいたします。

それでは、松浦副市長、宣誓書の朗読をお願いいたします。

◎証人（松浦良彦）

宣誓書。私は、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和4年5月27日。松浦良彦。

○委員長（原田てつよ）

それでは、御着席ください。

宣誓書に署名捺印をお願いいたします。

これより証言を求めることとなりますが、証言は求められた範囲を超えないこと、また発言の際には、その都度委員長の許可を得て行っていただきますようお願いいたします。

なお、委員各位に申し上げます。本日は農業振興施設改修事業に関する重要な問題について証人より証言を求めることとなりますので、不規則発言等議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。また、委員の発言につきましては、証人の人権に留意されるよう要望いたします。

松浦副市長には、改めましてお忙しいところ御出席くださいまして、ありがとうございます。本委員会の調査進展のため、御協力をお願いいたします。

これより松浦副市長から証言を求めます。

まず、事前に住所、氏名、職業、生年月日をこちらに記入していただいておりますが、内容に間違いはございませんか。

◎証人（松浦良彦）

間違いありません。

○委員長（原田てつよ）

それでは最初に、副委員長から所要の事項についてお尋ねした後、次に各委員から御発

言を願うことにいたします。

それでは副委員長，お願いいたします。

○副委員長（齋藤一信）

まず，1点目，募集要項の誤りの認識から令和3年9月定例会の市長の説明までの間，なぜ議会への説明がなかったのでしょうか。お尋ねをいたします。

◎証人（松浦良彦）

この件につきましては，3月の当初予算に計上することとしましたが，その中の予算査定の中でコロナ対策の臨時交付金が使えるということで，臨時交付金を充てるということになりました。その中で，臨時交付金につきましては新年度ということで令和4年度となるということから，3年度の補正予算案のほうに当初から振り替えてコロナの臨時交付金を充てました。そうした中で，コロナ対策ということでこの事業についてはコロナ対策事業としていこうということで予算を計上しましたが，修正をされました。その後，6月議会で改めてトイレ予算について計上しようということで，議会での修正理由がコロナ対策になじまないということであったので，今度は地方債に財源を変えて計上をいたしたものであります。それがまた，地方債を起こしてまで，起債をしてまでの事業等は対象にならないかということで，また議会で修正されまして，今後はまた改めて9月補正へ上げようということで基金の繰入金で財源に予算を計上しようということで，財源についてのみ考えておりました，議会への説明がなかったものであります。

○委員長（原田てつよ）

副委員長，よろしいですか，今の答えで。

○副委員長（齋藤一信）

はい。

○委員長（原田てつよ）

委員の皆さん，今の松浦市長の答弁に対して何か質問はありませんか。

○委員（藤井義明）

財源のことだけ考えてたということなんですが，財源が何であれ，仕様書の誤りが基本的には，そのことによってトイレの改修が必要だというのは，原因はここでもうはっきりしてるわけです。それを議会や当然市民にも公表する必要があるというふうに私は思うんですが，虚偽の説明をしたということに私たちは感じるんですけど，その辺どのようにお考えですか。

◎証人（松浦良彦）

虚偽の説明とは考えておりませんでした。最初、3月に考えたときは、コロナ対策ということなので、これがJ社とのプロポーザルの際の約束事項に違反しとるということを表へ出すよりは、コロナ対策ということで予算、国庫補助金とか県支出金を獲得する場合には必要性というものを重視していきますので、これは仕様書の誤りということが表へ出ると補助金の獲得が難しいんじゃないかという機運があったということがありまして、仕様書の誤りは出ませんでした。

○委員（藤井義明）

要するに、表に出すというのはまずいというふうに思ったから出さなかったというふうに聞こえるんですけど、そのように感じたんですか。不都合なことであるとか、まずいことであるから大変なことが起きたというふうに感じたから表に出るのはよくないという感じでその説明をしなかったということですか。

◎証人（松浦良彦）

今から思えばそうだったのかとは思いますが、その当時はまずは財源確保ということがありましたので、今から思えば初めからそういうことで丁寧に説明しておけばよかったというふうに思っております。

○委員（藤井義明）

この仕様書の誤りについてはいつ、いかなる方法、どうやってこれを知り得ましたか。

◎証人（松浦良彦）

このプロポーザルは私が選定委員になっておりまして、全く仕様書の誤りについては気がつきませんでした。それで、7月か6月か、ちょっと暑くなった時期に当時の産業部長が私のところへ来て、実はこういうことがあるんですけど、浄化槽にすれば1,000万円ぐらい、下水にすればメーター100万円ぐらいだから1億円ぐらいすると、どうしましょうかというて相談に来ましたので、それは今度補正予算に上げたらええんじゃないかということでそのときに仕様書の誤りについて気がつきました。

○委員（藤井義明）

その後、認識した後、市長とどのようなお話をされましたか。

◎証人（松浦良彦）

市長には話はしておりません。

○委員（藤井義明）

それは7月のいつ、今知り得たと言いましたかね。

◎証人（松浦良彦）

7月にJ社が来られて、そのときに指摘されたということで、前、議会へ提出した資料に担当者のメモのことをつけてお渡ししましたが、7月に来られた以前であります。6月から7月にかけてだったと思います。

○委員（藤井義明）

7月22日にJ社の役員さんが来られて、それが分かったと。そのときは、市長室で話をされたと。まずいんじゃないか、ちゃんとしなさいというようなお話があったときに、副市長はいらっしゃらなかったんですか。

◎証人（松浦良彦）

このときは、私も同席しておりました。相手方が当時の常務、それから担当者、3名ぐらい来られて、こちらは市長、副市長、産業部長、農政水産課長、担当の5人だったと思ってます。

○委員（藤井義明）

もう一度お尋ねします。それを知り得た後、市長とどのようなお話をしましたかと先ほど伺ったら、してませんということですが、何も協議をせずにそのままスルーしたということですか。こがんな大事なことをその時点で聞いたのに、何の協議もしないでおったということですか。

◎証人（松浦良彦）

まだそのトイレの改修の必要性なんかについても、その当時産業部長から聞いたんですが、具体的には浄化槽がなくても、くみ取り式だけど、きゅっぽんきゅっぽんというじゃなしに、ざっと水が出るような、浄化槽か下水か間違うぐらいなトイレだったということで、それからJ社のほうからも早くしてくれという緊急的な要望はなかったということを知っていましたので、起案も工事でしたら私は1,000万円以上は決裁するんですが、そういうことも全然ありませんでしたし、全くそのことは意識がなかったもので、市長には報告してませんでした。

○委員（藤井義明）

1,000万円以上は、市長がするんですよね。

◎証人（松浦良彦）

事務決裁規則で支出負担行為は1,000万円以上が副市長、2,000万円以上が市長です。こ

これは、後ではっきり確認させてください。支出負担行為はそうです。

○委員（藤井義明）

先ほど予算査定とありましたが、このことについて市長が査定をしたときには、副市長はいらっしゃったんですか、いらっしゃらなかったんですか。

◎証人（松浦良彦）

同席してます。市長査定ですから、市長室で市長、副市長、それから財政部局で査定をします。

○委員（藤井義明）

ということは、いつも副市長は、市長と一緒に査定をされているというふうに理解してよろしいですね。

◎証人（松浦良彦）

ほとんど一緒に査定してます。後から報告を聞く場合もあります。

○委員（藤井義明）

この仕様書の誤りによって笠岡市が500万円、当然トイレはそのまま浄化槽であればしなくていいわけです。ということは、その費用を笠岡市が持たなきゃいけない。それだけ笠岡市に損害を与えたということになるんですけど、それについてはどのように考えていますか。

◎証人（松浦良彦）

仕様書の誤りですから、確かに一義的には市に非があります。そういうことからすると、市が改修しなくてはいけないということはあろうかと、責任はあろうかと思ってます。

○委員（藤井義明）

損害を与えたとは思ってませんか。

◎証人（松浦良彦）

市のほうですか。

○委員（藤井義明）

当然そうです。

◎証人（松浦良彦）

損害を与えたということは思ってません。ただ、これは市の施設ですから、いずれまた浄化槽にせにゃいけない場合もありますし、洋式化にせにゃいけんというトイレの課題も

ありますから、このたびしたことについて損害を与えたという意識はありません。

○委員（藤井義明）

早くトイレの改修をしようとは思いませんでしたか。何回も思ってませんと言われましたが、従業員の方とかがいろんなことでされたという、早くしてくださいという話があったようですが、そのことは聞いてなくて、早くするという思いは一切なかったというふう  
に理解すればいいのでしょうか。

◎証人（松浦良彦）

先ほど申しましたように、6月から7月にかけて産業部長からそういう報告を受けて、それはまた補正予算に上げりゃええんじゃないかねんといったふうな感じでありまして、そのとき聞いた話では、まだほとんど使う人がないし、あまり必要性を私は感じませんでした。ただ、年末頃にオスミックトマトの工場ができて、いろんな視察なんかが来出して、J社のほうは浄化槽というよりは洋式トイレのほうを急がれたというふうなことは、11月か12月頃には担当部から聞いております。

○委員（藤井義明）

もともと洋式トイレは笠岡市がするべきことではないですよ。それをしなきゃいけないというふうに思ったんですか。

◎証人（松浦良彦）

家主ですからする必要はないんですが、利用者がそれをしてもいいと思うんですけど。市の施設ですから、当時当座のコロナの財源もありましたので、これはトイレ改修にいいことだということで進めたと考えております。

○委員（栗尾典子）

すみません。確認なんですけれども、仕様書の誤りという言葉が再々出てくるんですけれども、副市長にとってこの仕様書の誤りというのは、募集要項と違うという、ただ単にそういう認識であったのか、もしくは契約違反をしている、これはいけないという認識であったのか、どれぐらいの認識であったのか教えてください。

◎証人（松浦良彦）

私の認識は、仕様書の誤りという感じです。

○委員（栗尾典子）

契約違反をしているという認識は全くなかったということですか。

◎証人（松浦良彦）



当時はそういう認識です。ここまで話がなりますと、ちょっとやばいかなという気はします。

○委員（栗尾典子）

先ほどの藤井委員の発言にかぶるんですけれども、契約書はしっかり読み込まれておられますか。

◎証人（松浦良彦）

読んでおりません。

○委員（栗尾典子）

もう一点です。先ほど副市長はその事実を知ったと、その後市長には報告をしなかったということだったんですけれども、市長にはどなたから報告が行ったのか御存じであれば教えてください。

◎証人（松浦良彦）

分かりません。

○委員（栗尾典子）

副市長というのは事務方トップという私は認識しておりますけれども、事務方トップとして、私は契約違反だったというふうにしっかりと思うんですけれども、副市長は仕様書の誤りだという認識しかなかった、ただ単に内容が違うじゃねえかぐらいのことだったというふうな認識だったということですが。事務方トップとして、金額的にも先ほど言われましたけれども、責任を感じられたのか、どういう責任を感じられて事務方トップとしてはどういう采配を振るわなきゃいけないというふうにお考えになられたのか、その当時のことを教えてください。

◎証人（松浦良彦）

事務方トップということで、全ての責任は私に来ますが、担当のそれぞれの部署部署で事務決裁規則に基づいてそれぞれ行うべきだと思っております。当然、上司に相談ということは必要だと思いますが、私が相談を受けたのは、こういうことがあったんでどうしましょうかというんで、補正予算を上げてせにゃいけんというぐらいの認識でした。

○委員（栗尾典子）

確認ですが、副市長さんは役所の関係でずっといらっしゃって、福山のほうでもお勤めされていて、笠岡市の事務決裁規則に沿ってやっていますというふうに昨日、おとついても言われてたと思うんですけれども、笠岡市の事務決裁規則はしっかりと読み込まれています

か。

◎証人（松浦良彦）

これは十分読んでおります。

○委員（栗尾典子）

分かりました。

○委員長（原田てつよ）

ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

ないようでしたら、2点目を副委員長、お願いいたします。

○副委員長（齋藤一信）

2点目、トイレ改修予算の財源が新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金とすることになり、募集要項の誤りが起因とすることが改修理由として削除されたことについての見解をお聞きいたします。

◎証人（松浦良彦）

コロナ感染対応地方創生交付金ということで上げたんですが、主はコロナ対策ということがありましたので、誤りによって改修の予算が削除されたということについては、どうか。改修理由は、コロナ対策と、財源を確保するのが財政課のあれですから、有利な財源ということでコロナ交付金を獲得したわけですから、この削除については大変残念には思っておりました。

○委員長（原田てつよ）

副委員長、今の質問と答えが違ってませんか。

○副委員長（齋藤一信）

補足させていただきます。市役所内の出来事についてお尋ねをまずさせていただきました。当初に上げる前に、もう先ほど副市長に御説明いただいたように、補正に切り替えました。それは財源はコロナ予算で行こうということで財政部のほうより御提案があり、その予算措置として切替えを行ったということです。ただ、本来農政課から仕様書の誤りがあるためにトイレは直さないといけない、市の責任としてという説明が市当局にあった中で、本来の要は契約の不備といいますか、それが市役所内で削除されてコロナの予算でいきましょうということについての御見解をお尋ねさせていただきました。

◎証人（松浦良彦）

すみません。先ほど申しましたように、国の補助金を獲得するというところで、募集要項の誤りが起因であるということは、補助金獲得という面からは言うべきじゃないというのがあって、これは誤りが起因ということは言ってませんでした。今から思えば言うところばよかったと思いますが、国へは言うことはないと思います。議会に対しては言ったほうがよかったなど、今から思えば思ってます。

○副委員長（齋藤一信）

ありがとうございました。

○委員長（原田てつよ）

副委員長，よろしいですか。

○副委員長（齋藤一信）

はい。

○委員長（原田てつよ）

ただいまの質問，答弁に対して，委員の皆さん，お聞きしたいことはありませんか。よろしいですか。

○委員（藤井義明）

先ほど，予算査定するときには常に一緒にいらっしゃったということなんですが，当初予算のときには当然いらっしゃったということですね，査定のときには。それはどうなんでしょう。

◎証人（松浦良彦）

おります。大抵同席してます。時々追加なんかがある場合は席を外すことがあります，市長はずっと聞いてますけど，私が時々外しますが，後から財政のほうから詳細は聞きます。

○委員（藤井義明）

そのとき，当然事前評価シートは出てたと思うんで，そのとき農政からこの仕様の誤りについて直さなきゃいけないという説明は当然あったと思うんですが，それはありましたよね。

◎証人（松浦良彦）

事前評価シートは見てません。それと，財政のほうからも，査定ときに募集要項の誤りが起因であるということの説明を受けかどうか覚えがありません。ただ，この予算につい

ては産業部長から聞いたので、ああこの予算かということは知ってました。

○委員（藤井義明）

査定概要には書いてありますよね。それは見られましたか。

◎証人（松浦良彦）

覚えてません。

○委員（藤井義明）

当然、同じ資料を市長と見てるわけです。査定概要と事前評価シートにその誤りについては書いてあるわけですから。事前評価シートは見てないということであれば、査定概要は当然見てるはずなんです。覚えてませんか。

◎証人（松浦良彦）

査定概要、もう御存じかも知れませんが、こういうA3の横になって、ざあっと2項目ぐらいずっと書いてあって、その右のほうに査定概要があるんですけど、全く覚えてないです。ただ、市長が見られたかどうか、これも覚えてません。

○委員（藤井義明）

当然、説明はありましたよね。

◎証人（松浦良彦）

説明はあったんでしょうけど、募集要項の誤りが起因じゃということの説明があったかどうかは、これは本当に覚えてません。

○委員（藤井義明）

査定概要の中には、貸主責任であるからしなきゃいけないということまで書いてあるし、当然このトイレを直すのは、そのために予算がついとるわけです。ですから、その説明をしないと、この予算というのは必要ないんです。その説明を受けてないんですか、受けたんですか。

◎証人（松浦良彦）

多分説明を受けたんでしょうけど、私のほうはこの案件は内容は知ってましたので、財政も細かく全部は査定概要を読んでなかったと思います。当時のことは覚えていません。

○委員（藤井義明）

説明は受けてないという、覚えてないということなんですが、では要するにトイレは仕様書の誤りで直さなきゃいけないこの予算であるということは知ってたと、そういうことでよろしいですか。

◎証人（松浦良彦）

はい。これは6月か7月に産業部長から相談があつて、これはまた予算を上げたほうがええよということ言うとりましたので、出てきたなという感じでした。

○委員（藤井義明）

ほとんど市長と副市長で一緒におられて決めてこられたということなんだろうが、その中で日程調整とか全部副市長が1人で決めるということはありませんよね。

◎証人（松浦良彦）

ありません。ただ、意見は言わせてもらいますが、最終決定は市長ですから、私はそれは駄目じゃとか、ええとか、意見は言わせてもらいます。

○委員（藤井義明）

なら、最終決定は市長であるというふうに理解しました。それで、当初予算後に一般財源が100万円からその部分を折半してもらふような形で話ができれば、トイレのお金の中でできないだろうかというような話が市長から話があったと、それは御存じですか。

◎証人（松浦良彦）

それは全く知らないです。この場ではありませんでした。そういうことはありません。

○委員（藤井義明）

その後、聞きましたか。

◎証人（松浦良彦）

最近聞きました。

○委員（藤井義明）

最近っていつですか。

◎証人（松浦良彦）

この勉強会といいますか、12月頃にこの資料をつくってもらった、そのときに聞きました。

○委員（藤井義明）

10月頃資料つくってもらったというのは、それは何の資料でしょうか。

◎証人（松浦良彦）

いえ、12月じゃったと思うんですけど、今回の意見の一連の資料です。調査特別委員会に関する資料というので資料集を、いろんな資料です。

○委員（藤井義明）

それはどこがつくったんですか。

◎証人（松浦良彦）

多分，総務課だと思います。

○委員（藤井義明）

その資料を提出していただけます。

◎証人（松浦良彦）

これは総務課保管とかというのがあって。

○委員長（原田てつよ）

私たちがもらった資料とは違う。

暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時37分 再開

○委員長（原田てつよ）

休憩を解いて会議を再開いたします。

ただいま副市長にいただいた資料は，私たちが既に受け取っている資料の目次のようなものなのですが，委員の皆さん，それで了解いただけますか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは，質問を。

○委員（藤井義明）

先ほど勉強会と言われましたけど，どういう勉強会をされたんでしょうか。

◎証人（松浦良彦）

これは百条委員会について，皆職員は，私もですけど，全然知識がなかったので，百条委員会の勉強会をしてくれということで，たしかこれも総務課じゃったと思うんですが，百条委員会の勉強会というのをしました。そこでこの資料をもらって，その後かも分かりませんが，その後産業部長にさっきの100万円がどうのこうのというのは聞きました。ですから，11月か12月か，その頃です，100万円という話を聞いたのは。

○委員（藤井義明）

百条委員会の勉強会で百条というものはいかなるものかという勉強なら分かるんですけど，どういうことを尋ねるとか，どういう状況なのか，どういうものが問題が後で起きる

のかとか、質問に対してちゃんと答えないといけないとかという話をするんなら分かるんですけど、内容の勉強会ということは、これは口裏合わせですか。

◎証人（松浦良彦）

口裏合わせは一切してません。この勉強会をしたときに、百条委員会はこんなものだから、誰もみんな遠慮すなど、本当のことを正直に言やあえんどということが最初に市長からありましたので、勉強会というか、そういうことは一切したことは覚えがありません。

○委員（藤井義明）

あえて市長がそこまで言う必要はさらさらないので、当たり前なことなので、それ自体が私としては不自然に思うわけで、基本的には勉強会で、こうしなさい、ああしなさいというのは市長は言うはずはないので、疑念を持たれることをわざわざ何でしたのかなというのがあるもので。

◎証人（松浦良彦）

議会答弁をしてないような職員がこうやって十何人の前で証人尋問を受けるわけですから、すごい不安があると思うんです。この間も辻田部長が3時間ぐらい頭が朦朧としてきていて、2回目のときは昼から休みました。そんな状況なんで、勉強会というか、百条委員会というのはどんなもんかということは知っとかんといけんということで、多分私が総務課へお願いしてしてもらおうたんじゃないかと思ってます。

○委員（藤井義明）

基本的に市長が入る話ではないです。そういう話であるなら、職員さんが寄ってするんなら分かるけども、わざわざ市長がメールで寄せて、会議を何回もされてるといことこのほうが不自然ですよ、市長が呼んで。

◎証人（松浦良彦）

すみません。集まれとか市長は言うたことはないと思いますし、私たちも集まったということはないです。ただ、いろんな案件があったときに話がありますけど、わざわざ集まって、市長が招集というのは覚えがありません。

○委員（藤井義明）

百条委員会報告会というのがあります。メールで発信してます。1月21日、2月1日、4月22日、してますよね。副市長も参加されたんじゃないんですか。

◎証人（松浦良彦）

もう一回、すみません、日にちを。

○委員（藤井義明）

1月21日，2月1日，4月22日は最近なんで覚えていらっしゃるでしょう。

◎証人（松浦良彦）

4月22日。

○委員（藤井義明）

弁護士さんが来られた日です。

◎証人（松浦良彦）

メールがあったとしても，題名が百条委員会に係るとかというて，覚えがないんですけど，はっきり覚えとるのは，4月22日は今回の証人尋問の際に出たパワハラについて弁護士の話を聞こうということで，4月22日に顧問弁護士に来ていただいて話をしたときには全員集合で，これは多分総務課が顧問弁護士の担当なんで，総務課が招集したんじゃないかと思います。

2月1日と1月21日，覚えがないです。

○委員（藤井義明）

原本を見せてあげてください。そこにちゃん百条と書いてありますから。

◎証人（松浦良彦）

1月21日は，多分これは事務監査の結果に対する訂正箇所について，それぞれ集まって事務監査の中が違やあへんかということで，ここでしたもんじゃないと思います。2月1日は記憶にありません。1月21日は，多分事務監査の結果に対する申入れを出すときの，みんなであれが違う，これが違うというのを言ったと思います。それから，4月22日は顧問弁護士に来ていただいたときにみんな集まって，勉強会といいますか，パワハラについての勉強をしたときです。

○委員（藤井義明）

2月1日は記憶にないということですが，庁内ということで，百条委員会開催に関わる打合せというのは，百条に関係するのをしたんですよね。それは間違いないですよ。文書があるんですから。

◎証人（松浦良彦）

題名は，多分これは下にありますように，秘書課がやっていますので，秘書課は内容はこういう関係で書いたんだと思いますが，百条委員会に係る勉強会という題名を皆さんが変に思うかも分かりませんが，内容的にはそういうことだったと思います。



○委員（藤井義明）

ということは、このメールのとは違って、別にまだ勉強会をやったと、そういうことですか。

◎証人（松浦良彦）

何回も申しますが、勉強会はしてません。

○委員（藤井義明）

先ほどしたと言うじゃない。

◎証人（松浦良彦）

監査に対する申入れと百条委員会とはどういうことかという、皆さん知りませんし、職員が恐怖に思ってしまったので、これを勉強しようということで、私が言うたような気がします。

○委員（藤井義明）

結構です。

○委員（栗尾典子）

すみません。しつこいようですが、12月に百条委員会の勉強会というものされたということなんですけれども、そこには弁護士さんは入られていたんですか。

◎証人（松浦良彦）

弁護士は入ってなかったと思います。

○委員（栗尾典子）

12月の勉強会は、副市長が招集されたという認識でよろしいですか。

◎証人（松浦良彦）

はっきり分かりません。私の想像ですが、多分私がよう分からんけえ、勉強会でもせんと分からんのやあ言うて、総務課長か誰かに言うたような気がします。

○委員（栗尾典子）

そのときはあくまでも百条委員会とはどういうものかということであって、内容について、いつのことだったか思い出してごらん、皆さんみたいな、そういう意見のすり合わせみたいなものは全くなかったという理解でいいですか。

◎証人（松浦良彦）

先ほど資料にありましたように、あの程度で資料を持っただけで、どうのどうのとか、全然したことはありません。

○委員（栗尾典子）

4月22日の話も出たんですけども、先ほどのパワハラがどうかという話、それは弁護士さんは総務課の担当なので総務課のほうから依頼をしたんだらうと。4月22日の会自体は、これも副市長がせにやいけまあというふうな形で呼んだという理解でいいですか。

◎証人（松浦良彦）

いや、僕じゃなかったと思います。これは日程を設定されて、ああ、こういうのがあるんじゃないということだったと思うので、私がしてくれと言ったのは最初の百条調査とはどうということかという勉強会と言うた覚えがありますが、パワハラについての弁護士の見解というのは、これは誰か分かりません。

○委員（栗尾典子）

結構です。

○委員長（原田てつよ）

ほかに委員の皆さんよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

ないようでしたら、次に3点目に入ります。

○副委員長（齋藤一信）

3点目、改修費用の予算が2度削除された後、市長、副市長を含めた執行部の間でどのような協議がされたのかお聞きをいたします。

◎証人（松浦良彦）

予算に係りましては、予算が修正された場合、議会が終わった後に全部長が集まってどうするかという対策を考えます。大体の方向性というのを決めて、これは説明を十分果たしてもう一回やろうとか、これはもう来年に回そうとかという、大体議会が終わるたびにそういうことをやってます。

このたびの改修予算については3月補正で削除されたんですが、これは改修する必要があるということで、6月補正へ上げようという大まかな方針を決めて6月議会へ上げましたが、また修正されましたので、これは9月にもう一回上げよう。6月のときは、いろんな意見が出ました。それはもうせずつに当初に上げりゃええじゃないかという意見もありましたが、市長のほうからそれはもう一遍ちゃんときちんと説明して、正々堂々補正をと。何でかというたら、私はJ社にやってもらって、その分を後から使用料をもらってるんで

それで補填すりゃええんじゃねんかということもあるんじゃねんかということ言うたら、市長は堂々と説明して補正せえというんがあつて。そうするうちに、7月頃だと思えますが、産業部長と農政水産課長が議会のほうへ相談に行つて、このことについては9月にちゃんとおわびをなささいということがありましたので、また9月議会へ9月補正を上げたという状況です。

○委員長（原田てつよ）

副委員長，よろしいですか。

委員の皆さん，ただいまの質問，答弁に対して何かございますか。

○委員（大月隆司）

その協議の場でこの仕様書の誤りについてまだ議会に説明をしてないという事実があるというのは，確認をされましたか。

◎証人（松浦良彦）

3月の段階では，確認してません。6月の補正のときに修正されたときに，産業部長が当時の財政課長だったので，産業部長がこの仕様書の不備ということ，当時財政課長をしようたものですから，産業部長としてこれを9月に上げるんだつたら言わにゃいかんということで説明があつたと思います。

○委員（大月隆司）

そのことについて，市長，副市長はどのように御発言があつたのか，覚えている範囲でお願いします。

◎証人（松浦良彦）

きちんと説明して，9月に予算を計上しましょうと。

○委員（大月隆司）

そのときに，なぜ説明してなかつたのかという中身の議論がなされたのか，なされてないのか。

◎証人（松浦良彦）

そのときは議論をしてないと思います。

○委員（大月隆司）

2度否決されて，今後どうするか，何が問題だったのかというような協議が多分なされたと思うんですけど，その部分については何か記憶がございますか。

◎証人（松浦良彦）

コロナになじまないということで否決されたんであったら、市債でやろうと、起債をしてやろうということの議論はしましたが、仕様書の不備については一切したことの覚えはありません。

○委員（大月隆司）

仕様書の誤りでこの事業をしなくてはいけないという認識がありましたか、そのときに。

◎証人（松浦良彦）

私はありませんでした。

○委員（大月隆司）

よろしいです。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

○委員（藤井義明）

先ほど、6月補正で否決、修正された後にミスのことを説明したと言われたんですけど、部長からその会議では説明がなかったということですか。

◎証人（松浦良彦）

6月ではありませんでした。

○委員（藤井義明）

部長からなかったと。

◎証人（松浦良彦）

はい。

○委員（藤井義明）

先ほど、議長室へ部長と課長が来られたんですけど、誰が行けという命令というか指示をしたんですかね。

◎証人（松浦良彦）

誰がしたかは分かりません。私はしてません。

○委員（藤井義明）

分からない。

それから、前川部長が議長室へ来られて、それから報告を受けました。その後、どのような協議を、あるいはどう対応しようというふうな話合いがあったと思うんですが、その

内容についてお尋ねします。

◎証人（松浦良彦）

そういうことを受けて、議会の冒頭で予算の説明の部分で市長から謝罪をしてもらおうと。そのコメントについて産業部長と副市長と一緒に案文を考えました。

○委員（藤井義明）

もう一度。

◎証人（松浦良彦）

市長の謝罪文について産業部長と2人で協議しました。

○委員（藤井義明）

産業部長と副市長が相談してつくられたということですか。それでよろしいですね。

◎証人（松浦良彦）

はい。

○委員長（原田てつよ）

ほかによろしいですか。

○委員（大月隆司）

先ほど6月の2度の否決を受けて、市長、副市長を含めた協議の中で、市長が正々堂々と説明をすべきだというような発言があったというふうに言われたんですけど、これって何か違和感を感じるんですけど、そもそも2度仕様書の誤りについて気づきながらも議会に説明せず、なぜこのタイミングで正々堂々というようなことだったのか、そのときに違和感を感じませんでした。

◎証人（松浦良彦）

それは私がこそくな手段を使おうとしたから市長がそう言われたんだと思います。

○委員（大月隆司）

そもそもこそくな手段って、財源確保してたというふうにとれるんですけど、そういうことですか。

◎証人（松浦良彦）

予算を上げずにJ社で改修していただいて、その分を使用料で相殺するとか、私は大体が否決されたものを上げんでもええという考え方ですから、そこで市長とのあれがありまして、市長がそこまで言われるんだったらということ、また次回も挑戦しようということとやっております。

○委員（大月隆司）

正々堂々の裏づけというのは、何か感じられたことがありますか。

◎証人（松浦良彦）

正々堂々と言ったかどうか言い方は分かりませんが、市長はいつもきちんと堂々と説明してやりなさいという立場でそういう考え方です。私は事務的にちょこちょこやるほうなものですから、そういう言い方をさせてもらいました。

○委員（大月隆司）

今、その考え方と今回のこの関連の流れですごく食い違うんですけど、このことについて何か感じられることはありますか。

◎証人（松浦良彦）

今から思えば、最初からそうすればよかったかなと思ってます。

○副委員長（齋藤一信）

監査報告書の7ページなんですけども、(9)のところに市内部での協議及び市議会正副議長への協力要請という項目につきまして、やり取りが記載をされております。3月補正と6月議会において、前2回のように議会に議案として提出しなくてもトイレ工事費300万円くらいであればほかの方法でも工事は可能だという意見が出たということが、監査より出ております。これは先ほどのやり取りでいけば、副市長の発言ということでもよろしいでしょうか。

◎証人（松浦良彦）

そうです。

○副委員長（齋藤一信）

ありがとうございます。

○委員長（原田てつよ）

ほかにございませんか。よろしいですか。

○委員（仁科文秀）

今の副委員長の質問でいうと、こういう案件について、今回の場合は2回も否決されたから議会を通さずにというわけにいきませんが、それ以外の案件については、何かもう議会を通さずにある程度の金額で何とかなるのであればもう決めてしまったりいいんじゃないかという、そういう体質が役所内にあるように感じますけども、そういったことはないですか。

◎証人（松浦良彦）

そういうことはありません。ただ、私の今までの経験では、予算は款項は議決科目ですけど、目節は執行科目ですから、目内で流用で可能であれば執行権の範疇ということで、私は今まで福山市でそういう形でやりましたので。ただ、いろんな経過がある案件については、一言担当の委員さんには言いますが、執行権の範囲内でやるものについてはそういう形でやりました。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

ないようでしたら、約10分間休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時08分 再開

○委員長（原田てつよ）

休憩を解いて会議を再開いたします。

続けて、4点目の質問を副委員長、お願いいたします。

○副委員長（齋藤一信）

4点目、予算の事前評価シートに関して、議会が資料提供を行った際の取扱いについてお聞きをいたします。

◎証人（松浦良彦）

議会から資料提供は事前評価シートはなかったと思います。資料提供があったのは、契約関係書類と改修に係る協議の記録という形で資料要求がありましたので、事前評価シートについてはありませんでした。ただ、その次にまた改めて改修に係る協議の記録が出てないので早急に回答をお願いしますということでまた資料提供の依頼がありましたので、総務課のほうから電子決裁で事前評価シートの提出というのが出てきましたので、決裁は市長ですけど、私のところに合議がありましたので、すぐ政策部長と企画政策課長と当時の総務課長を呼んで、これは文書公開条例でいう意思形成過程のものじゃないんかということで、これについては事前評価シートは提出すると言って私が指示して、提出を出していない経過があります。

○副委員長（齋藤一信）

私のほうは以上です。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

○副委員長（齋藤一信）

以上です。

○委員長（原田てつよ）

ただいまの答えに対して、委員の皆さん、質問はありませんか。

○委員（大月隆司）

副市長のお立場でこの改修に関わる協議の記録がないという事実が分かったときにどう思われましたか。

◎証人（松浦良彦）

協議録、議事録というのは、担当で上司に報告するために協議録というのは普通はつける分だと思ってましたので、なかったの、ああいう形になって、御存じのようにメモを出させていただいたんですが、ちょっとどうなんかなという気はありました。

○委員（大月隆司）

そこについて、問題がちょっとどうかなという程度だったんですか。

◎証人（松浦良彦）

大体用地交渉とか、大きな工事の場合には、協議録、議事録を残しますし、特に用地交渉なんかは残しますし、利害関係の出る場合。ただ、今回は500万円ぐらいの工事だったので、工事はそこまで大きいものじゃなかったの、そうかなという形であんまり担当には言いませんでした。

○委員（大月隆司）

基のそもそも論の話でいうと、500万円の話じゃないです。農業振興施設で契約してる話で、契約違反があったという事実の中で動いた話ですよ。

◎証人（松浦良彦）

今言われたのは、改修に係る協議ということで、トイレの改修というふうに私は受け取ったんですが、全体の土地の賃借に係る協議録というのは、協議録を残すまでもないような案件だというふうに思っていました。

○委員（大月隆司）



今回のこのトイレの改修というのは、そもそもそういった最初の仕様書の不備から始まった話で、相手がいてトラブルになる話というのは認識がありましたか。

◎証人（松浦良彦）

認識はありませんでした。

○委員（大月隆司）

本来、こういったトラブルになる可能性があるようなものについては、メモと協議記録等を残すというのが通例じゃないんでしょうか。その辺はどうなんですか。

◎証人（松浦良彦）

特に庁内で決まり事というふうなものはありませんが、それはそれぞれ担当で判断すべきものと思っています。

○委員（大月隆司）

担当の判断というのは確かにそうですが、副市長として、事務方トップとしての立場でそれはどういうふうに感じられますか。

◎証人（松浦良彦）

きれいごとを言えば、当然せにゃあいけんものだと思います。

○委員（大月隆司）

今回、この資料請求をしたことによって、事務全体の中できちんと適正にいろんなものが、記録であるとかそういったものがきちんと残されているのだろうかというような危機感、危惧というものは感じましたか、市政全般の中で。

◎証人（松浦良彦）

このたびのことを教訓にしまして、こういうことをせにゃいけんというふうな危機感は感じました。

○委員（大月隆司）

それに対して何らか今の現段階で副市長の立場で指示であったりとか、こうするべきであるというような指針であったりとか、事務方として職員に通達なり、そういった形のことをされてますか。

◎証人（松浦良彦）

今回に限ってではないんですが、特に誤ったこととか問題があることについては、早急に上司に報告と、ハウレンソウということについて、とりわけ風通しのいい職場づくりということには常々庁議のほうで部長には言っております。

○委員（大月隆司）

ホウレンソウは分かるんですけど、きちんとペーパーないしパソコン内でもええと思うんですけど、記録を残してないと、そのことについて事後検証もできないような状態というのが今あると思うんですけど、それについてきちんと指示をされてますか。

◎証人（松浦良彦）

指示はしてません、まだ。

○委員（大月隆司）

今後そういったことを指示される予定がございますか。

◎証人（松浦良彦）

機を見て、庁議等で皆さんに周知していきたいと思います。

○委員（大月隆司）

取りあえずよろしいです。

○委員長（原田てつよ）

ほかに委員の皆さん、よろしいですか。

○委員（藤井義明）

今先ほど事前評価シートについてお話があったんですけど、情報公開条例の意思形成過程ということで出せないというような御回答がありました。その意思形成過程についての認識、その後監査委員さんに言われて出したわけです。多くの資料が出ました。ということは、認識が違ったのか、それとも何が違ってこうなったのか、そのあたりはどうなんでしょう。

◎証人（松浦良彦）

今回の監査の指摘によって認識が違っと思ったのかなという気はします。ただ、私が思っ  
とるのは、意思形成過程というのは、文書公開条例に基づく文書、全ての文書は公文書で  
すけど、私は文書については、市が受けたものについては受付したもの、それから出すも  
のについては全て決裁したもの、その決裁した後が公文書だというふうに私は認識してお  
りました。その決裁を受ける間の意思形成、これが意思形成過程であって、なぜ意思形成  
過程をということを言うかという、それを出すことによって、言い方は悪いですが、手  
のうちは分かるとか、例えば予算であれば副市長があれがいけんけえこうせえとかと言  
うたとかというんが全部出てしまうと、今後のいろんな予算、いろいろな施策等に支障があ  
るんじゃないかということがあって、基本私は決裁までの分の中については意思形成過程

だというふうな認識を持っています。

○委員（藤井義明）

市長が決裁ということになると、予算上程で決裁が済んでるはずですよ、今の言葉からすると。ということは、意思形成過程に当たらないというふうに当然監査に言われて出したわけです。ということは、今おっしゃってることは違うんじゃないかなと思うんですけど。

◎証人（松浦良彦）

開示することによって、ほかのいろんな施策に影響するというのが頭にありました。こういう形で中であれこれ、これがええじゃ、悪いじゃということまで皆出すとほかの部分に影響するんじゃないかというのが常に頭にありましたので、私は意思形成過程というものはもうちょっと。監査はそう言われてますけど、私はまだ全部納得したわけではありません。

○委員（藤井義明）

事前評価シートは監査の請求で出されました。それには不都合なこと、記載ミスがあるということを書かれていることは、当然開示請求のときには知ってましたよね。

◎証人（松浦良彦）

中身は知りませんでした。

○委員（藤井義明）

中身は知らなかったんですか。

◎証人（松浦良彦）

はい。

○委員（藤井義明）

では、先ほど言いましたように、査定概要は知ってましたよね、当然。

◎証人（松浦良彦）

先ほどお答えしましたように、事前評価シートを私は見たことはありませんし、査定概要も先ほども言いましたように、書いてあって、説明もあつたのかも分かりませんが、覚えてません。

○委員（藤井義明）

全然分からないものを意思形成過程だというふうに私たちに回答したというのはどういうことなんですか。

◎証人（松浦良彦）

事前評価シートそのものが、当時の政策部長と企画政策課長に聞いたら、一般財源で1,000万円以上のものについて事前評価をするものであって、この件については評価をしてないと、評価していないものである、これは存在しない評価シートですということがありましたので、これは存在しないものでもあるし、意思形成過程であるという2つの面から私はこれは出すべきじゃないというふうな判断をしました。

○委員（藤井義明）

存在しなくて、存在してるんです、事実。あるんです。何で担当課が出したかといったら、初めての事業、だから事前評価シートだ。金額の問題じゃないんです。特に問題があるから、ちゃんと事前評価シートをつけて担当課が出したと。それを金額が少ないからどうだろうという話とは違うので、中身の問題を言ようるんですけど。副市長は知らないということなんですが。

基本的に、公開条例というのは、市民に対して出すものなんです。条項があるのは、不開示条項は禁止ではないんです。そのことは手引きには書いてあるんですけど、当然、手引きは読まれてますよね。

◎証人（松浦良彦）

手引きは読んでおります。ただ、どうしても説明責任を果たすとか、文書は全て公開だと、隠すものはないということが原則であります、私のさがとといいますか、根っからの公務員ですから、意思形成過程、何もかんも出しゃあええというもんじゃないというのが常に頭にありましたので、そういう今説明をさせていただきました。

○委員（大月隆司）

今、説明責任を果たすという話があったんですけど、まさにこの意思形成過程、決定した後の意思形成過程をしっかりと説明しないから理解が得られんのじゃないでしょうか。その点はどういうふう考えられていますか。

◎証人（松浦良彦）

疑念は残りますが、今から思えば、意思形成過程は当然開示すべきものだと思っっています。

○委員（大月隆司）

開示だけではなくて、きちんと意思形成過程、先ほども副市長の御発言がありましたけど、副市長がこういう言うたけんこれはいけんかったんじゃないじゃなくて、副市長がこう

いうて言うたけえじゃなくて、その中身が問題であって、誰がどう言おうが、きちんとした理論構成がしてあって組み立ててあったら、誰が見たって、誰が言うたって、いけんものはいけんようになるんです、いいものはいいようになるんです。そこをきちんと説明してない執行部の怠慢だというふうに思うんですけど、その辺はどういうふうにお考えですか。

◎証人（松浦良彦）

今後そうすべきというふうに思ってます。

○委員（大月隆司）

後は副委員長さんに。

○副委員長（齋藤一信）

新聞社に対しまして、副市長がない記録を求められても困る、可能な資料は提出した、議会の動向を見守りたいと発言したのは事実ですか。

◎証人（松浦良彦）

事実だから新聞に出とると思います。ただ、そのときの取材に対して言うたのは、資料要求について、契約関係書類と改修に係る協議の記録ですから、これは全て出したというふうな認識をしております。これはの本会議でも答弁させていただきました。

○副委員長（齋藤一信）

契約に際する見積書とかもその時点で出してますか。私の認識が間違っていたら訂正してもらいたいんですけど、監査請求でして、監査からいただいた資料で初めてそういった資料を見たように認識をしてるんですけど。見積書一枚出てこなかったのに、副市長はないものを出せと言われても困ると発言したというのを報道で見て、その当時驚いた印象を持ってるんですけど、私自身が。本当にそうですか。

◎証人（松浦良彦）

私の頭の中には、契約関係書類と改修に係る協議の記録だったので、私はあれしかないんだなと思っていました。

○副委員長（齋藤一信）

見積書は契約関係書類で最たるものではないでしょうか。

◎証人（松浦良彦）

すみません。契約関係書類というのは、土地の賃貸借の関係の会計や関係書類と思ってましたので、まだ工事の契約というか改修工事の契約も何もしてないですし、契約関係で

まだ契約してない分で、関係書類はないものだというふうに思っていました。

○副委員長（齋藤一信）

その細かいさび分けを副市長がされたんですか。

◎証人（松浦良彦）

いいえ、私はしてません。私のところに回ってきた書類は、書類で判断しました。電子決裁で回ってきた書類です。

○副委員長（齋藤一信）

最終的に、監査に求められて出した資料があります。それは副市長であるあなたが決裁をしたのではないんですか。私、先ほどのやり取りを聞いてて、副市長が決裁されたんだと認識したんですけど、それは違いますか。

◎証人（松浦良彦）

監査提出資料は、一切見ておりません。決裁もしておりません。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか、皆さん。

○副委員長（齋藤一信）

すごく大事なことでして、副市長がないものを出せと言われても困ると発言したことによって、大変なことになってるのは、今日のこういったことになってるのは、あなたのその発言が起因してます。そこで一気に議会は執行部に対して不信に思い、何を隠してんだろうということになった起因は、あなたにあります。その発言を非常に重く議会は受け止めておりまして、ないものを出せと言われても困ると言った後、監査請求をして、出るわ出るわ、資料が。そこで私は決裁しておりませんと発言されたので、どういうふうにして今後そういった不開示内容と開示内容をさび分けできるのか、それが今後も不安が残るので、繰り返しの質問になって申し訳ないんですけど。

そもそも、13ページにあります開示請求についてですけども、意思決定が行われた後には一般的な当該意思決定そのものに影響を及ぼすことがなくなる不開示情報に該当する場合はなくなると解釈されて、市がです、市が不開示とする理由はないというふうに監査が指摘をしております。これは過去においても、市には本件と同様の資料の開示請求がされたことはなかったため、市も判断に苦慮し、安易に公開条例第6条第1項第4号を引き合いに出して不開示としたものと考えられるというふうに監査に指摘をされております。

このような過去事例のない開示請求の判断について、副市長は関わらなかったというこ

とで認識しているのでしょうか。関わらなかったということが事実でしょうか。

◎証人（松浦良彦）

監査資料の提出については、関わっておりません。

それと、先ほど申しましたように、資料提供が議会からあったときに、私のほうから出すものは出したというて発言したのは、資料内容の請求内容が契約関係書類と改修に係る協議の記録というのが頭にありましたので、そういう理解であったんですが、ここまで混乱させたことにつきましては反省いたしております。

○副委員長（齋藤一信）

では、誰が判断をして、この監査に対する情報開示をされたんですか。市が判断に苦慮したという内容について、副市長がその判断自体に関わっていないということは、誰が判断をしたか事実を教えてくださいたいと思います。

◎証人（松浦良彦）

監査からの請求については、これは私は一切分かりませんし、多分総務を通して各担当部のほうだというふうに思っております。こういう資料を監査へ出すということについての協議は一切ありませんでした。

○副委員長（齋藤一信）

事後の確認も副市長はされてないということでしょうか。今のお話でいきますと、誰が出したか、その部で判断して出したんだらうというような言い方をされましたけど、その資料が開示請求によって監査に出されました。百条が何か月にわたって今行われております。副市長自身は、誰がどういう判断をして、この開示請求に応じて、不開示にすべきか、開示すべきか、市が今まで判断したことのないような資料が結局開示されて出てきておりますが、その判断を結局誰がしたかというのは、今現在把握されてないということではよろしいでしょうか。

◎証人（松浦良彦）

監査請求の資料につきましては、把握しておりません。

○副委員長（齋藤一信）

これは要らんことですけど、把握すべき内容だと御認識はございますか。それは関係ない話ですか、副市長には。

◎証人（松浦良彦）

重要な案件について相談があれば分かりますが、こういうことを出しますというのがな

かったので、それは分かりません。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

ほかの委員さん。

○委員（栗尾典子）

これ、確認なんですけれども、今齋藤副委員長が言われてることにに関して、先ほども言いましたけれども、副市長よく事務決裁規則のこと言われますけれども、この中で告示、公告、公表、通達、申告、照会、回答、諮問及び通知に関することというのは、決定区分としては市長、副市長はなくて、部長、課長というふうになってるんです。そういったことに従って、自分のところには上がってこなくても当然だという御認識を持たれているということでしょうか。

◎証人（松浦良彦）

事務決裁規則、そういえばそうかも分かりませんが、内容によってそれぞれ担当部長が判断して、これは副市長に言わにゃいけんもんだと言えば、必ず上がってきます。

ただ、決裁でも、公営企業についての執行部はなんかはありませんが、支出負担行為は回ってきます。ケース・バイ・ケースだと思っております。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

○委員（栗尾典子）

はい。

○委員長（原田てつよ）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、最後、お願いします。

○副委員長（齋藤一信）

5点目の質問をさせていただきます。

監査委員の事務監査結果報告についての所感をお聞きします。

◎証人（松浦良彦）

このたびの監査報告につきましては、内容について監査のほうへは訂正の申入れをいた



しております。内容について、私は監査からヒアリングは一切受けておりませんが、市長、副市長はいたずらに不都合な事実糊塗してということがあったんですが、私は一切糊塗して隠した覚えはありませんし、何で副市長まで言われるのかなというふうな印象を持ちました。全体的に通してこの監査については、見たこと、聞いたことが監査に書いてあったり、全体的には監査もごもつともだと思いますが、個々についてはちょこちょこそういうふうと考えられるとか、個人的な意見があって、本当にこれどうなんかなという感想はしました。ただ、全体的な流れにつきましては、言われるとおりでなというふうに思いました。

○委員長（原田てつよ）

副委員長、いいですか。

○副委員長（齋藤一信）

はい、結構です。

○委員長（原田てつよ）

ほかの委員さん、今の答えに。

○委員（大月隆司）

監査委員の意見書の市長、副市長がいたずらに云々かんぬんのところで、そういうことをしてというふうな発言も今出て、それはどうなんだと、私は聞き取りもされてないという中での今の御発言だったと思うんだけど。今日、いろいろと尋問させていただいて、副市長の役所というか、公務員だという中でこそくな手段というような表現もされましたけど、そういうふうなものを含めて、糊塗してというのが私は当てはまるなというふうに感じたんだけど、そういう認識はないですか。

◎証人（松浦良彦）

こそくという意味じゃなしに、これは有効な手段というふうな言い方をしたいと思いますが、糊塗してというのは隠すということですから、隠したということは一切ありません。

○委員（大月隆司）

不都合な真実を説明せんかったわけですが、分かっっても。糊塗して隠してます。そういうふうにとられます。有効な手段だと言うけども、結果、それが合理的な理由にはならなかったから、議会として判断をして否決、否決、さらにこういう会まで持たなきゃいけないなくなったというのは事実ですから、そこら辺の認識は全然違うんですけど、どうなんで

すか。

◎証人（松浦良彦）

そういうことで、我々が事の重大さということの認識が足らなかったということで、このたびは大いに反省すべきだというふうに思っております。

○委員長（原田てつよ）

大月委員，よろしいですか。

○委員（栗尾典子）

すみません。同じことになると思うんですけども。一番最初の質問の中で表に出すと駄目だと思ったという発言があったんです。表に出すと駄目だということは、糊塗して隠しているということではないかなと、イコール、私は認識するんです。

その発言で不安に思うのは、表に出したらまずいんじゃないかということで補助金が使えなくなるという発言から、ほかにもこういう事例があるのではないかという疑いを持たざるを得なくなるんですが、その辺りはどうなのでしょう。

◎証人（松浦良彦）

隠すという意味ではなくて、要らん説明はしなくて、コロナの本当の必要性というものを補助金を獲得するためにはいくべきであって、要らんことは言わんでもええんじゃないかという考えです。隠すという意識はありません。

○委員（栗尾典子）

ほかにもそういうことが庁内であるということによろしいですか。表に出さないけれども、そういうことはあるんだということを今言われたというふうに理解して大丈夫でしょうか。

◎証人（松浦良彦）

いい意味での要らんことは言わんでもいいというのはあると思います。

○副委員長（齋藤一信）

副市長，記録に残るので正確に話をしたいんですけども。監査の請求は，副市長の名前を名指しに出されたその背景は，こういうふうに書かれてまして，本件は多数の職員が関わって意思決定が行われており，そうですよね，今回，副市長も手に及ばんところで意思決定がなされたというのは今日のやり取りで分かりました。多数の職員が関わって意思決定が行われており，責任の所在が不明瞭なんです。あなた自身が資料を出すこと自体も，決裁が及んでないところで責任の所在が不明瞭，そういつて監査が言ってます。不明瞭な

ところが多い、一義的には市政運営のトップである市長及び副市長は責任を免れない、これは当然の監査の見立てだと思います。これだけ責任が皆さんに多岐にわたって、判断が多岐にわたり、結果としてこのような指摘をされてる。これはトップである副市長がその責任を負うというのは、副市長が名指しでこのような監査をされるのは、致し方ないのかなというふうに思います。何で私がと言われるので、この百条委員会とは別かもしれないですけど、今後のこともあるので、何で私が言われたのかというふうに感想を言われると、私たちも、じゃあ今後どなたに何かあったら責任を取っていただければいいのか、責任を取るつもりもない人に話もできなくなるので、その辺ちゃんと今後もしていただければありがたいなと思うんですけど。

◎証人（松浦良彦）

十分分かっております。ただ、この中の糊塗というたらごまかすということでありますので、一言でも私にヒアリングがあったらよかったかなというふうな意見です。

○副委員長（齋藤一信）

事実が、隠す意識があった、なかったというのは重要なんですけども、結果として税金を預らせていただく、その判断をさせていただく議会に事実を伝えていなかったことは適切ではなかったなという認識も副市長が今日述べられておりますので、それは認識としてありますが。また全体のときに言います。すみません。

○委員長（原田てつよ）

いいですか。

○副委員長（齋藤一信）

もう百条と関係ない。

◎証人（松浦良彦）

このたびのことを思いまして、市長を交えた職員の中の風通し、これは大事でありますけど、私が一番思ったのは、議会との関係で、私が一番責任があるんですけど、辞職勧告に書いてありましたとおり、私の調整役としてのあれが悪かったということですが、引き続いて議会とのいい関係、何でも話せるような議会、そういうふうな関係になったらいいなというふうに思ってます。

○委員長（原田てつよ）

委員の皆さん、5点目の質問に対してはよろしいですか。

○委員（藤井義明）

先ほど監査の結果に関しては、訂正の申入れには参加されて、それで作成されたということとは間違いないですね。

◎証人（松浦良彦）

はい。

○委員（藤井義明）

それで申入れをつくったので、先ほどメールの話をさせていただいた、1月21日には訂正の話をされたというんですけど、そうでしたよね。

◎証人（松浦良彦）

はい。

○委員（藤井義明）

申入れは、1月13日にしてるんです。日にちが今言われたように21日なんです。見せてあげてくれる、申入れ書を。

○委員長（原田てつよ）

監査の訂正の申入れ書。

暫時休憩いたします。

午前11時42分 休憩

午前11時42分 再開

○委員長（原田てつよ）

休憩を閉じて会議を再開いたします。

◎証人（松浦良彦）

私のほうの勘違いで、その頃に監査ということをしましたけど、1月21日のことは記憶にありません。

○委員（藤井義明）

ここに先ほど監査の関係で糊塗して事実を覆い隠すことはしていませんという訂正がありました。糊塗というのは、一時しのぎのことです。その後に隠すということがあるので、一時しのぎに隠したというふうに考えてください。それで、一時しのぎに事実を覆い隠すことはしてません。ここで言う事実とは何ですか。

◎証人（松浦良彦）

それは監査の報告書で、いたずらに不都合な事実を糊塗しということがあったんで、全体的な事実を覆い隠すようなことは日常からしてないということをしております。

○委員（藤井義明）

だから、事実は何ですかと。事実だけ教えてください。

◎証人（松浦良彦）

事実。

○委員（藤井義明）

ここには糊塗して事実を覆い隠すことはしておりませんと訂正の分になってますよね。ですから、糊塗としては、一時しのぎで事実を覆い隠すことはしていませんというふうに言われてるんですけど、じゃあその事実とは何を指すのかと聞いているんです。

◎証人（松浦良彦）

監査の報告の最後の意見のところ、いたずらに不都合な事実を糊塗しということが書いてあったので、いたずらにすることはいいです、一切しておりませんということを書いておきます。

○委員（藤井義明）

糊塗して隠してませんというのは分かるんです。じゃあ、何のどういう事実を私は隠してませんとここで言ってるのかと聞いているんです。

◎証人（松浦良彦）

この監査の意見は、事実を糊塗しというその意味が不都合な事実ということで具体的な分がないので、不都合な事実ということは糊塗はありませんというふうにしとるもので、全体的なことを言っております。

○委員（藤井義明）

監査委員さんは、市の不開示の理由づけは、提出しなかった資料、特に事業評価シートに仕様書の誤りが明記されていたことから、これが不都合な情報だと考え、議会や監査委員の目に触れることを恐れたためだと思いますと、ちゃんとおっしゃってるんです、事実を。だから、糊塗して覆い隠すようなことをしちゃいけませんと書いてあるんです。しませんと言うんだったら、じゃあ訂正しなさいと言うんなら、じゃあその事実は何なんなんですか、皆さん方が考えておる事実はどういうことなんですかとお尋ねしよんです。

◎証人（松浦良彦）

この中の事実を覆い隠すとかというのは、これは多分事業評価シートだと思います。これは我々が思ったのは、これは一番私が思ったんですが、これはあくまでも意思形成過程であるということの認識があったので不開示にしたと。後から監査人のほうからは、もう

済んだことなんでこれは不開示になりませんということを言われたんですが、当時の考え方としましては、私は不都合な情報だと考えたということはありませんでした。

○委員長（原田てつよ）

藤井委員，よろしいですか。

○委員（大月隆司）

不都合な情報として考えてない，でも一番最初に発言したじゃないですか。これは表に出したらまずいけえ，出さずにコロナの予算でいきましょうや。これ，糊塗してですよ。一時しのぎで財源を取ったわけでしょ。取ろうとしたわけでしょ。それが不都合なことじゃなかったんですか。

◎証人（松浦良彦）

コロナ予算にしたのは，隠すとかというんじゃなしに，最初は予算の要求はたしか起債を充てたと思うんですけど，コロナの予算が使えることが分かって，じゃあ有利なほうにしましょうと，一般財源500万円浮きますからコロナにしようということで，事実を隠すとか，そういうことは考えてませんでした。そういうことも覚えてませんでしたし。

○委員（大月隆司）

だから，そもそもトイレ改修は仕様書の不備から始まったんでしょ。それを説明せずに隠したわけでしょ。それが事実じゃないんですか。

◎証人（松浦良彦）

隠したという意識はありません。有利な財源を取るのに要らんことは言わなくてもええという意識です。

○委員（大月隆司）

もう任せます。

○委員（藤井義明）

それと，訂正の3についてですが，不都合な情報であるとの認識は持っておりません。不都合な情報って何でしょう。

◎証人（松浦良彦）

すみません。どの分。

○委員（藤井義明）

監査，訂正文の話です。

○副委員長（齋藤一信）

市役所が監査に出した訂正文。

○委員（藤井義明）

訂正文です。だから、副市長も関係してこの文章をつくった中にいらっしゃったんです。その中に書いてある文章を私は言ようるんです。

◎証人（松浦良彦）

分かりました。もう一回すみません。もう一回お願いします。

○委員（藤井義明）

不都合な情報であるとの認識は持っておりませんが、不都合な情報って何でしょう。

◎証人（松浦良彦）

これは監査の意見でいたずらに不都合な事実ということがあるんで、それに対して書いたことで、いたずらな不都合ということは意識はありません。

○委員（藤井義明）

さっきと一緒に、監査委員が言ってる不都合と皆さんが言ってる不都合が違うんなら違う、一緒なら一緒ということで、同じ言葉の中で物を言わないといけないので、お尋ねをしているんです。何の不都合じゃないと言っているのかと、監査は何が不都合だと言っているのか、そこを意識しないと、自分たちは不都合じゃないと、違いますと言えないでしょ。監査はどういうお話でこれを不都合と言ったのか理解されて、不都合ではないと言ってるんでしょ、当然。当たり前のことですよ、文章が続かない。そうでしょう。だから、不都合というのはどういうことを指してるのかということをお尋ねしょんです。担当のほうでは。

◎証人（松浦良彦）

監査の意見は、事実を隠したとか、我々にとって不都合なことを隠したと、隠蔽体質であるというふうなこれは捉え方をしてます。失敗を失敗としてというて、失敗という意識はあまりないと思っております。

○委員（藤井義明）

ミスは失敗でしょう。それを失敗じゃないというふうにするのが。ミスはミスとして認めると市長は言われてました。それを失敗だと思っていないということはおかしいでしょう。どう思いますか、それ。

◎証人（松浦良彦）

悪意があるかないかだと思います。

○委員（藤井義明）

善意があったら何ぼミスしてもいいという話ですか。

◎証人（松浦良彦）

許されるミスもあろうかと思います。

○委員（藤井義明）

それと、市長はまずいじゃないかこれは、初めて分かったとき、すぐやりなさいと言ってるんです。まずいじゃないかと言ってるんです。不都合なことだからまずいという、一緒でしょ。それは知らないんですか。お知りになってない。

◎証人（松浦良彦）

その場に私が同席したかどうかは覚えてないんですけど、その話は聞きました。ただ、まずいとかというのはどうなのかなと思います。今から思えば、市のほうがミスつとるわけですから、きちんとせにゃいけんというふうには思ってます。

○委員（藤井義明）

何人もの証言者もそうですし、監査委員さんの報告書にもちゃんと書いてあるんです。まずいじゃないか、ちゃんとしなさいと指示をしたと。監査委員の報告書には書いてある、全部読まれたんですよ、当然。まずいじゃないかということは、不都合なことじゃないんですか、この言葉は。私はそう思うんですけど、副市長はそういうふうには取れない、これはいいことだというふうには取れるんですか。そのお言葉の意味を副市長はどういうふうには理解されたのかお尋ねします。

◎証人（松浦良彦）

このことについての契約事項に対して重大であるという認識が私にもなかったんじゃないかというふうに思っております。それがそもそもの問題であります。募集要項を誤ったということについて、これが重大であるという認識が足らなかったというふうに思ってます。

○委員（藤井義明）

最後の監査委員の件で、この訂正を求めたのは、当然市長の指示ですよ。そこだけお尋ねします。

◎証人（松浦良彦）

これは市長決裁は通ってます。



○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

○委員（藤井義明）

はい。

○委員長（原田てつよ）

それでは、副市長に通告していたのは以上で終わりですが、それ以外に委員の皆さん。

○副委員長（齋藤一信）

百条委員会の流れにおいて、パワハラが発言が出ました。職員さんが毎週1度行われる市長と農政課との協議の中で、当時の部長が市長の発言について恐怖を感じたというような発言がございました。今回、百条委員会の内容になっておりますトイレの改修工事、J社がトイレの改修工事のその土地の契約をしましたが、その隣接する土地について本来約束事でない要求を市長から求められ、その担当者はJ社に対して交渉を執拗に迫られた。その中でパワハラがありましたということが担当者から発言がございました。その執拗な要求に対応するために本来急ぐべきトイレの改修工事の事務上の処理が後回しになりましたという発言がありましたが、それは事実ですか。また、そのことについて4月22日に協議を皆さんでされたことはありますか。

◎証人（松浦良彦）

4月22日かどうか手元では分かりませんが、顧問弁護士に来ていただいて、パワハラを感じたということについて見解をいろいろ聞いてみました。それは事実です。弁護士さんに来ていただいて、5時過ぎとったと思いますが、30分か1時間ぐらい話を聞いて、パワハラと定義を聞きました。それはあります。

すみません。もう一個は何でしたかね。

○副委員長（齋藤一信）

職員がパワハラとされる発言をしました。そのことは事実だと認識してますか。

◎証人（松浦良彦）

私は大抵の場合同席しますが、この産業部の分は毎週やってましたので、いろんな問題が出てきます。それで、市長はああいう性格ですから、ばあっと言うことがあります。ただ、市長は管理職以外には。

○副委員長（齋藤一信）

事実だったかどうか。

◎証人（松浦良彦）

事実です。事実ですが、パワハラとは私は思ってません。

○副委員長（齋藤一信）

市長はああいう性格だからばあつと言った。それをもうちょっと詳しく教えてください。

◎証人（松浦良彦）

それについて熱く語る、ほとんど自分で思いを言うことがあります。あれは私はパワハラとは感じませんでした。

○副委員長（齋藤一信）

あれは。

◎証人（松浦良彦）

市長の行つとるあの言い方は、私はパワハラとは感じませんでした。

○副委員長（齋藤一信）

百条と関係ない話になりますけど、職員さんが市長の発言に対し恐怖に感じましたというようなことを市役所の副市長があれはそうは思わなかったでと言ったら、笠岡市役所内の職員さんのパワハラ問題は、あなたたちでは処理できないと認識せざるを得ないです。これは百条と関係ない話です。もうこれ以上言いません。

以上です。すみません。

◎証人（松浦良彦）

パワハラ問題につきましては、一昨年6月に。

○副委員長（齋藤一信）

いいです。百条と関係ないので、いいです。

○委員（栗尾典子）

7月22日にジェイ・イー・ティさんがお礼に来られた。最初契約が終わった後、うまくいきました、ありがとうございましたという契約のお礼に来られたときのことを思い出していただきたいんですけども。そのときに、契約はしているものの、市長のほうから水と緑の公園について早く何とかしてくれというふうな強い発言があったというふうに聞いています。そのことに関して副市長はどのようにお感じになられて、そのときどういふような話をされたとかがあれば教えてください。

◎証人（松浦良彦）

そのときに、多分私同席してまして、募集要項の不備について言われたんですけど、多分その前ぐらいに前部長からこんな問題があるのを聞いたもんですから、ああそうだと。緊急性というか、水洗ではありますし、不備について指摘されたんですけど、まあそれはすぐせにやいけんような状況じゃなかったというふうに、ぼわっとしてますけど、絶対せにやいけんような状況じゃなかったと思ってます。

○委員（栗尾典子）

すみません。今の質問は、仕様書の不備ではなくて、水と緑の隣の公園の利用です。ふれあい公園の利用について、市長のほうから早くしてくれという発言があったというふうに聞いているんですが、そのことを覚えていらっしゃいますか。

◎証人（松浦良彦）

今一時的にトラックの置場になつとるんで、まず産業部があそこへもうトラックを入れないようにしましたし、あそこの有効活用について、最初のプロポーザルのときにあそこでドローンの大会をするとか、いろんな催物をやるという提案があったと思うんです。私は審査員をしてましたので、ああそれはええことじゃなと言った。それが一切何もなしに、土地の使用料はなしですけど、有効活用をしてくれんといけませんということをお願いしたのは覚えてます。

○委員（栗尾典子）

審査員に入られてて、市長室でそういうお話があるときには、恐らく先ほど契約書は一切読んでおりませんというふうに堂々と言われたのは、私はそこは問題だと思います。プロポーザルの入札のときにも、恐らくジェイ・イー・ティの側からお話しされたと思います。トマトの経営がうまくいって利益が出るようになった二、三年後に活用を考えていますという提案をして、それで通ったとジェイ・イー・ティさん側はおっしゃられているし、実際に契約書にもそういうふうに書かれています。

思い出してください。その場で市長がそういうふうに早くしてくれと言われたものだから、石田部長が契約ではそうになってないです、市長さん、二、三年後の話でしたと一旦は押さえたというふうにヒアリングをしました。でも、物すごい剣幕で市長が言われたという話をお聞きしていますが、覚えていらっしゃいますか。

◎証人（松浦良彦）

それは7月にジェイ・イー・ティの常務か専務か担当が3人ぐらい来られたんですけど、そのときに話はしてないと思います。私はそこまで覚えてはないですから、皆さんが

いらっしゃる前でそういう言い方は市長はしてないと思います。私がおったら覚えてますし、何か私が言ってます。

○委員（栗尾典子）

本当ですか。しばらく前のお話なのでお忘れになられてるのかなと思いますけれども、ジェイ・イー・ティの側の方も、実際にこれはひどい言い方だと、部下に対して何で市長がここまで大きな声で言うんだらうというふうに、これはパワハラだと思われましたかという問いに対して、そうだと思いますと外部の人が言ってるんです。それを覚えてないということは、日常茶飯事ひどい言い方だということになるんですけど、そういうことでしょうか。毎日毎日、怒声を浴びさせているということでしょうか。

◎証人（松浦良彦）

多分ですけど、私は同席してないと思います。

○委員（栗尾典子）

いや、してます。

◎証人（松浦良彦）

いや、同席した席ではそういうことは言ってないと思います。

○委員（栗尾典子）

同席してないということでしょうか。

◎証人（松浦良彦）

相手の捉え方ですけど、市長はそういう言い方です。全然後がないですから、ですから覚えてません。

○委員（栗尾典子）

百条委員会のさなかにパワハラについて弁護士さんからお話を伺うということが、皆さん、証人喚問をまだされてない方も含めて、市長も副市長も含めてお話を聞くということ自体が異常なことだと思いますけれども、もうお聞きになられたので、そこの上で再度の質問になりますけれども、それでも市長の発言、市長室での気まずさ、それから部下に対する発言、これは一切パワハラではないと副市長は断言するされるということでしょうか。

◎証人（松浦良彦）

先ほど言いかけたんですけど、一昨年9月30日にパワハラ撲滅宣言をしました。パワハラ防止法が6月にできて、9月30日に宣言して、市長は市長室に飾ってます、宣言書

を。認識はかなりあると思いますし、私が思うには、市長といつも大抵おりますけど、言っても絶対後に引きずらないし、後へは引かないような言い方です。怒るといふか、ばつと言いませんし。相手の捉え方だと思うんですけど、私はパワハラというふうな受け止めはしてません。事実、私もやられていますから。

○委員（栗尾典子）

やられていますからという、やられているということは。

◎証人（松浦良彦）

言われていますから。

○委員（栗尾典子）

言われているということは、パワハラ的な言い方をされているということによろしいですか。

◎証人（松浦良彦）

パワハラ的なではなしに、どうなんですか、松浦さんという感じで大きい声で言うことであって、パワハラというふうには考えておりません。

○委員（栗尾典子）

金曜日の朝の毎週産業部さんがされていた定例会というのは、副市長は入られていたんですか。

◎証人（松浦良彦）

ほとんど同席してます。ほとんど入ってます。

○委員（栗尾典子）

そこでも凍りつくような会議だったという御発言を聞いてるんですけども、そういうふうな感じも持たなかったということですか。

◎証人（松浦良彦）

ちょっと興奮しとるなという気はありますが、毎回毎回そういうふうな感じじゃありませんし、和気あいあいに冗談を言うときもあるし、案件によってはそういうふうな感情をあらわにする場合がありますけど、後には全然残りませんし、私はパワハラというふうな感じには取ってません。

○委員（栗尾典子）

石田前部長の話ですけれども、風通しのよい職場をつくろうと一生懸命努力したと、和気あいあいと何でも語り合えるような職場にしていきたいと常日頃から思っていた、そう

努力をしていた、ただ市長室ではそうはいかなかったという発言がありました。そのあたりはどうお感じになられていますか。

◎証人（松浦良彦）

当時の部長がそう感じたのかも分かりませんが、とにかく産業部だけでなしにほかの部分もいろいろありますけど、とりわけ産業部で前部長がそう感じたというのは、確かに産業部は案件がいっぱいありましたから、商工観光の日本遺産の認定から始まって、農業問題、産業部はいろんな問題がありましたので、そういうふうな激論をする場合があるんでそういうふう感じたのかも分かりませんが、全体的に通せば、それは私はないというふうに思ってます。何かあれば止めますから、そういうことがあれば。

○委員（栗尾典子）

先ほどの7月22日の話に戻すんですけども。そのときに、JETの方々がどういう感想を持たれたかという、何で市長がそんなふうなことを言うんだろうと、冗談ではありながらも痛烈な言葉を言われたそうです、水と緑の利用について。それは気分を害したとはっきりとおっしゃられました。役所の人たちが、副市長がああいう人だからと、後がないけえ、ええんじゃというふうに言われていても、市長室で外部の人に対してそういったことを言う、そういった発言があったときに副市長は止められないんですか。

◎証人（松浦良彦）

そういうことがあったら止めます。止めます。ただ、このときには、わしはおらんかったんじゃないかと思います。大抵市長、副市長といますから。

○委員（栗尾典子）

どういうふうに検証していいか分かりませんが、これまでにヒアリングをした7月22日に入られてる方は、皆さん副市長は一緒に入られていたというふうにおっしゃられているので、そのことだけは申し伝えておきます。

以上です。

○副委員長（齋藤一信）

冒頭、副市長のほうがこの経緯についてお話をされた際に、コロナの必要性を重視するあまりに本当のことは書けなかったということでしたが、つまりコロナ予算を国に申請する、コロナの対応としてトイレを改修するということを重視、そこにしてしまったがばかりに、トイレの改修は市の職員による契約ミスがあったということは書けなかったというふうなこと以外は、そういうこととしか思えないんですが、そういうことでいいですか。

コロナ予算を通すために、本当のトイレを直す理由は市の職員の契約ミスであったんですけど、そのことは書けなかった。それは予算取りを重視するあまりに致し方なかったという認識で捉えていいですか。

◎証人（松浦良彦）

コロナ予算を重視したというのは間違いありません。ただ、そこで。

○副委員長（齋藤一信）

本当のことは書けなかった。重視したあまりに本当のことは書けなかった。

◎証人（松浦良彦）

募集要項に書いてあった分ですから、その契約とは別に、それは本当にミスですけど、それはそこまでは思ってませんでした。

○副委員長（齋藤一信）

書けなかった。

◎証人（松浦良彦）

はい。

○副委員長（齋藤一信）

そういうことですよ。だから、委員長、僕の言ようので合うとということですよ。コロナで国に申請を書くのに、実は市の職員によってトイレの契約のミスがあったけえ、だけどその財源を一般財源を使うわけにはいかんけえ、コロナ予算でええというのが国で下りてきたけえ、悪いけど財源を担保するためにあんたらに申請させてというて国に書いた。

◎証人（松浦良彦）

それは間違いがない。

○副委員長（齋藤一信）

間違いがないですね。ありがとうございます。

○委員長（原田てつよ）

ほかに。

○副委員長（齋藤一信）

今後のことって百条委員会のテーマの一つなんですけど、今後も市の職員さんのミス、市役所のミスによる予算の確保が必要な事業は、たまたま国で棚ぼた的にいい予算があったら、そっちに理由はどうであれ、国の予算を取りにいく姿勢は変わらない、副市長。

◎証人（松浦良彦）

有利な財源を求めるのは、それは地方財政法に基づいてやるものですからそれはやりますが、隠すとかということについてはあってはならないと思ってます。

○副委員長（齋藤一信）

あってはならないことをこのたびした理由はなぜ。

◎証人（松浦良彦）

それよりはコロナ予算を優先したということです。

○副委員長（齋藤一信）

それを糊塗してと言うんじゃないですか。目の前で職員さんがパワハラをされてたと証言してる。ジェイ・イー・ティさんにおいては、もう一度たりとも、いつでもトイレの改修はええと言うたこともない、一日も早くトイレを直してほしい。市役所がトイレはいつでもええよという急いだ認識はなかったということを市の職員は言ってますけどいかがですかと聞いたら、非常に腹立たしいと言ったんです、ジェイ・イー・ティさんは。契約の内容、職員のパワハラ、感覚がもう皆さん全然ずれちゃっている中で、どう。感覚がもう皆さんと全然ずれとんです。私はそう思うたことはない、パワハラと思うたことはない、私は重要と思うたことはない、だけど被害を受けている周りは大変な被害を受けたと言ってます。どうやって受け止めをするんか分かんなんですけど、これは関係ない話になって申し訳ないですけど。だから、認識は、これはあっちゃいけんこと、職員のミスがあった、この事実を置いていて予算取りに走った、そのこと、本当のことを言わなかったことはあっちゃいけんことだと今言うたでしょ。だけど、次に同じような事例があったら、予算取り優先でいく、事実は隠してということを経後の反省として、百条委員会のテーマなんで、今後執行部がやろうとすることを百条委員会でまとめるので聞かせてもらえんですけど、今後も同じような事案があった同じように対処します、予算取り優先に決まってるじゃないですかと執行部は言うたと書いてええんですか。

◎証人（松浦良彦）

それはあってはいけないことだと思います。正々堂々とやるべきだと思います。

○副委員長（齋藤一信）

では、何で正々堂々とこのたびはしなかったんですか。

◎証人（松浦良彦）

今から思えば、そういうことがあったということで、特に議会との風通しが悪かったと



いうことが一番だというふうに思ってます。

○副委員長（齋藤一信）

議会のせいにせんでください。これは質問じゃないので、感情が入っちゃうといけないので、やめます。すみません。

○委員長（原田てつよ）

ほかの委員はよろしいですか。

○委員（仁科文秀）

7月22日は、副市長も出席してるということはもうほかの職員も明言してますので、それは市長と職員でいろいろと話があった。そのときにジェイ・イー・ティさんももちろん出席されたということだと思います。そのときに、水と緑の広場については、市側から皆さんが言われたような要求があった。それに対して、ジェイ・イー・ティさんが、それだけ言われるのであれば合併浄化槽とかそういったことについての対応を早くしてくださいということはあったと。その後で、今回のこの市側の要求が通らなければ、もうこの契約そのものを破棄していいんだということを言われたという発言がありましたけど、これは副市長も聞かれていますか。

◎証人（松浦良彦）

7月、そこで初めて不備について指摘を受けたということで、多分市長はそこで聞いたと思います。その後については私は知りません。分かりません。

○副委員長（齋藤一信）

分かりました。ですから、破棄するとかしないとかという話は、副市長は聞かれてない。22日は同席はしたと、副市長からいえばただろうということですけども、それ以降は分からないと、知らないと。

◎証人（松浦良彦）

7月22日は同席したんですけど、途中、その後で市長が言うたことについては、私は立ち会ってないんで覚えてないんですけど、後の契約をどうのこうのというのは聞いてません。

○委員（仁科文秀）

そこは確認しました。それと、今パワハラの話が出てますけども、今回の一連の金曜日の、あるいは金曜日以外でもそういったことが何度もあったということを職員が言っておりますけども、市民の前で大きい声で叱られるとかということもある。それについては、

パワハラの種類という、精神的な攻撃であるとか過大な要求ということが現に突きつけられていることは間違いないと思いますが。それが一定の程度を超えてある場合には、パワハラとして認識されるものと私は思います。それは、副市長はそうでなかったと言いますが、実際に周りの副市長やそれから職員がそういった市長の発言がもう全く止められない、もう言い出したら最後まで言わせないといけないような状況がいつものことなんではないでしょうか。

◎証人（松浦良彦）

私は先ほど言いましたように、私はパワハラというふうな考え方はしませんし、この前、4月に弁護士にいろんな話を聞いたんですけど、本人は一昨年にパワハラ撲滅宣言もやっていますし、意識はあるんです。それと、私の隣において言い過ぎじゃねかなという部分があるんですけど、市長は管理職にしか言いませんし、後もけろっとして、本人はそういう意識もないと思いますし、私も言われますけど、ちょっと市長言い過ぎじゃないんですかということはあるんですけど、声が大きくなりますので、内容的にはそんなに後へ引くような言い方ではありません。

○副委員長（齋藤一信）

管理職なら言い過ぎじゃなということも言ってもいいのか、その後言った本人がけろっとしとけばいいんですか。

◎証人（松浦良彦）

管理職といますか、私が入るのは大抵課長以上が入るとる場合ですから、私は職員を市長が怒るとるのを聞いたことはありません。

○副委員長（齋藤一信）

じゃあ、管理職には多少のパワハラじみたことはやむを得んということに副市長のは聞こえちゃう。パワハラじみたことを言うたのが、言うた本人がけろっとしときゃしゃあないんじゃないと聞こえちゃう。

◎証人（松浦良彦）

そのことについて4月の下旬に弁護士に来ていただいて、パワハラのことについても勉強しましたし、一昨年のパワハラ撲滅宣言もしましたし、3つの要素か何かを説明されましたけど、弁護士が、それには当たらないのかなというふうな気はします。

○委員（栗尾典子）

弁護士さんの話がこの前も調査のときに出てきましたけれども、今回の百条とパワハラ

が関係するのか、ないのかというところを聞いたかったということだったようなので、パワハラがどうこうというところに観点がなかったんだらうなというふうに私は話を聞いています。どうですか、そのあたりは。パワハラがどうかという問題ではなくて、この百条とパワハラが関係性を持ってこの先進展していくのかどうかということを弁護士さんに聞いたんだというふうな聞き方をしましたが、副市長はどういう認識で聞かれましたか。

◎証人（松浦良彦）

今回、弁護士に来ていただいたのは、誰が頼んだか知りませんが、職員が尋問の中でそういうことがあったということがあって、弁護士に話を聞いてみることになったと思います。弁護士はそのパワハラの実義というのを、何か3つの要素が5つの何とかというていろいろ言われましたが、弁護士が言われたことについてはパワハラには該当せんのかなというふうに思いました。

○委員（栗尾典子）

副市長自身が、その会がどうかは分かりませんが、パワハラのことを聞いたかったのか、パワハラとこの百条委員会が関係性を持って進展していくかどうかが聞いたかったのか、どういうふうな認識でその場にいらっしゃいましたか。

◎証人（松浦良彦）

多分、後者と思います。

○委員（栗尾典子）

分かりました。それともう一点、質問になるかどうか分かりませんが、市長の発言がパワハラではないというふうに思われたということは、副市長の認識がそうだということで、副市長もパワハラをされている可能性が大いにあると私は今聞いて思いました。部下に対して大きな声で発言をされている、そういったことが御自身もあるのではないかとというふうに私は疑いを持ちましたが、御自身に認識はありますか。

◎証人（松浦良彦）

私は、市長からパワハラを受けたという認識はありませんし、私も職員に対してパワハラをしたことはありません、自分での認識はです。ただ、体育会系の人間ですから、全然知らん人が見たらそうかも分かりませんが、そういう認識は一切ありません。

○委員（栗尾典子）

では、ついでにもう一件。パワハラを受けたと思われる方の発言で、大きな声で言われたときに、何でこんなに言われんといけんのじゃろう、何で分かってもらえんのじゃろ

うというふうに思ったそうです。そう思うということは、これはパワハラじゃないかと私は思うんですが、副市長の御感想はどうですか。

◎証人（松浦良彦）

ただ、その後に市長はフォローがありますし、私のほうへ来たら私もフォローしますので、パワハラというふうな考えは持っておりません。

○委員（栗尾典子）

すみません。単純に聞いてます。大きな声でどなられた人が、何で分かってもらえんのんじゃろう、何でここまで言われんといけんのんじゃろうと暗く沈んだ気持ちになりました。これをパワハラだと思いますか、思いませんか。

◎証人（松浦良彦）

背景とか範囲、その状況を見て考えんと分かりませんが、私が立ち会った中ではパワハラというふうには思いません。

○委員（栗尾典子）

単純にパワハラを受けたとされる人物がそういうふうに思っても、それはパワハラではないと思うという見解でよろしいですか。

◎証人（松浦良彦）

それはそうじゃなしに、僕が見た場合はパワハラじゃないんですけど、特に今回そうなのは、産業部は日本遺産の問題、いろんな問題を抱えておまして、このことだけでも議論が伯仲するぐらいで、その中で大きい声も出ますけど、中身的には、俗に言う何とか要素というのがありますけど、3要素だったですか、それには該当しないというふうに思ってます。

○委員（栗尾典子）

もう結構です。

○委員（藤井義明）

4月22日に百条委員会報告会が開かれたことは、これは事実ですね。

◎証人（松浦良彦）

弁護士の相談、弁護士に来ていただいてパワハラということについて勉強をしたということです。百条委員会のあれではなく、名前はそうかも分かりませんが、勉強会をしたということです。

○委員（藤井義明）

パワハラでお話があったということなのですが、その少し前、4月13日にパワハラ発言がありました。その後すぐにこういう会が開かれたんですけど、これその件だけで開かれて、ほかのことについては一切話がなかったということによろしいですか。

◎証人（松浦良彦）

はい。顧問弁護士に来ていただいて、5時過ぎだと思いますが、1時間せんかったと思います。

○委員（藤井義明）

これは誰の指示で開かれましたか。

◎証人（松浦良彦）

これは私は分かりません。

○委員（藤井義明）

分からないのに出席するんですか。大抵誰が招集したか、何で招集したかというのは当然後でも分かるし、分かるんじゃないですか。それが分かりませんという発言は、何をやって、どうやっているのかという、黙って分からんところに副市長は出席するんですか。

◎証人（松浦良彦）

ポータルのほうで秘書課のほうからこういうことでしますから出席してくださいと回ってきますので、出席しました。誰がしたかというのは、ちょっと。

○副委員長（齋藤一信）

市長の秘書課が百条委員会報告会で何月何日、ここへ来てくださいということは、それは当然市長秘書課の連絡、ポータルからの発信なんで、市長が招集したという認識になりますか。

◎証人（松浦良彦）

市長がしたかどうか。例えば最初の百条委員会というのはどういうもんか勉強会をしようというのは私が言うた覚えがありますが、あとは誰が言い出したかというところまでは確認できてません。

○副委員長（齋藤一信）

皆さん、副市長、誰が招集、誰が発信というのが分からんで集まる会合というのは日常茶飯事なんですか。

◎証人（松浦良彦）

それは原課がありますので、それが誰の指示かというのは、総務であれば総務課長か総

務部長が招集する場合がありますし、健康福祉であれば健康福祉が招集する。ただ、日程調整は秘書課がしますので、秘書課が市長、副市長の日程を空けて、ここで集まってくださいということでポータルが回ってきます。

○副委員長（齋藤一信）

つまり、その先誰が招集をかけたか分からなくて集まる、副市長が呼ばれることは多々あるということですね。

◎証人（松浦良彦）

それはあります。

○副委員長（齋藤一信）

このたび、4月22日に弁護士さんのパワハラについての認識の確認をされる会議に集まりました。そこに財政課の係長2人が来てたのは、パワハラと何の関係あるんですか。

◎証人（松浦良彦）

財政課の人間がおったかどうか。

○副委員長（齋藤一信）

おったんです。

◎証人（松浦良彦）

おったのであれば、今回の百条委員会に出席した人間だと思います。

○副委員長（齋藤一信）

事実を伝えます。百条委員会がまだ開かれてなく、4月22日以降、何日でしたかね、百条委員会が開かれたのは、要は4月22日に来た財政課のお二人は5月9日に証人として呼ばれてる2人です。証人として呼ばれる予定の2人が4月22日になぜ出席をしたんですか。パワハラに関係ありませんよ。

◎証人（松浦良彦）

そこは、誰がどういうふうに招集したか、私は分かりません。

○副委員長（齋藤一信）

皆さん、そんな副市長多いですね、そういうことが。何にも分からない、皆さん。集まった人も、何で集まったのか分かりようらん。コントロールを誰もできようらん。ガバナンスがききようらんと思います。どうですか。これはもう関係ないです。

◎証人（松浦良彦）

ガバナンスがどうかじゃなしに、それはちゃんと秘書課がコントロールしてますので。

○副委員長（齋藤一信）

コントロールなぜされたんですか、財政課の2人は。

◎証人（松浦良彦）

それは分かりません。

○副委員長（齋藤一信）

整理しますと、副市長がおっしゃっているパワハラの問題で4月22日に集まりましたと断言されました。その会には、パワハラの場合と全く関係ない財政課の2人が出席をしていました。その2人は5月9日に呼ばれる予定の証人の2人です。つまり、パワハラとは関係ないんです。だけど、そのこと自体も分からず、何の目的で誰がどのようにして呼ばれてるのか副市長自身が分からずに会がどんどん開かれているという認識を持たざるを得ない、事実として。

以上です。

○委員長（原田てつよ）

委員の皆さん、よろしいですか。

○委員（栗尾典子）

もう一度おいでいただくようになるといけないと思って、確認です。

今出ている4月22日は、弁護士さんからパワハラについて説明があったのみですか。ほかには何もなかったですか。

◎証人（松浦良彦）

パワハラのことだけでした。

○委員（栗尾典子）

ほかの出席された、今言われた平岡さんであるとか、そういったこれから尋問に呼ばれる方やほかの皆さん、たくさんのメンバーが書かれてるんですけども、そのほかの方々からは何も発言はなかったということでよろしいですか。何もなかった。

◎証人（松浦良彦）

ありませんでした。

○委員（栗尾典子）

結構です。

○委員長（原田てつよ）

以上でよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、ほかにはないので、以上で松浦副市長の尋問を終了いたします。

長時間お疲れさまでした。ありがとうございます。

御退席いただいて結構です。

そしたら、1時半まで休憩します。

午後0時30分 休憩

午後1時30分 再開

○委員長（原田てつよ）

それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

本日は小林市長さんにおかれましては、お忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。本委員会の調査進展のため、御協力をよろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条に既定があり、これに基づいて民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることになっております。すなわち、証言が、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医療品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあったものがその職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技師または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき、以上の場合は証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨を申し出てください。それ以外には証言を拒むことはできません。もし、これらが正当な理由なく証言を拒んだときは、6か月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあったもの、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関



係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外に宣誓を拒むことはできません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の禁錮に処せられることになっております。

以上のことを御承知になっておいていただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

全員起立をお願いいたします。

それでは、小林市長、宣誓書の朗読をお願いいたします。

◎証人（小林嘉文）

私は良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事も付け加えないことを誓います。令和4年5月27日。小林嘉文。

○委員長（原田てつよ）

それでは、皆さん御着席ください。

市長、宣誓書に署名捺印をお願いいたします。

これより証言を求めることとなりますが、証言は求められた範囲を超えないこと、また御発言の際には、その都度委員長の許可を得て行っていただきますようお願いいたします。

小林市長には、改めまして、お忙しいところ御出席くださいますありがとうございます。本委員会の調査進展のため、御協力をよろしくをお願いいたします。

これより小林市長から証言を求めます。

まず、事前に住所、氏名、職業、生年月日をこちらに記入していただいておりますが、内容に間違いはありませんか。

◎証人（小林嘉文）

ありません。

○委員長（原田てつよ）

最初に、副委員長から所要の事項についてお尋ねした後、次に各委員から御発言を願うこととなります。

それではまず、副委員長よろしくをお願いいたします。

○副委員長（齋藤一信）

1点目、旧粗飼料生産供給基地活用事業の募集要項の記載が誤りで、トイレがくみ取り式であると市長自身がいつ報告を受け、認識したのでしょうか。お尋ねをします。

◎証人（小林嘉文）

令和2年7月22日に株式会社ジェイ・イー・ティが事業の契約締結の御挨拶に来られた際、役員の方からお聞きし、認識しました。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

○副委員長（齋藤一信）

はい。

○委員長（原田てつよ）

皆さん、よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、2点目をお願いします。

○副委員長（齋藤一信）

2点目、募集要項の誤りの認識から令和3年9月定例会の市長の説明までの間、なぜ議会への説明がなかったのでしょうか。お尋ねをします。

◎証人（小林嘉文）

トイレの改修工事の必要性は認識していましたが、それほど差し迫った状況ではないと考え、令和3年度当初予算に計上することにしたと聞いています。

そして、本件工事の財源について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てることとして令和3年度補正予算に振替をしましたが、令和3年3月議会で本件工事は新型コロナウイルス感染症対策予算はふさわしくないとのことで削除となりました。議会の御指摘を踏まえ、市債を発行することとしましたが、6月議会で再度削除となりました。そして、産業部長からこれまで2度にわたる補正予算案の説明で仕様書の誤りがあったことが本件工事の理由であることを説明していないとの報告を受け、令和3年9月議会で仕様書の誤りについて説明し、おわびをしたものです。

○委員長（原田てつよ）

副委員長、よろしいですか。

○副委員長（齋藤一信）

はい。

○委員長（原田てつよ）

ただいまの質問と答弁に対して、委員の皆さん、よろしいですか。何か質問はありません。

○委員（藤井義明）

説明をしてないとの報告を前川部長から受けたということなのですが、これは前川部長が市長の指示で議会に報告、説明しに行ったということなののでしょうか、それとも市長の指示があったということですか。

◎証人（小林嘉文）

前川部長が財政課長から部長になったのが4月だと思うんですけども、それ以降に6月補正予算を組んだわけですけども、そういった財政課長時代からの流れからして、説明、つまり合併浄化槽接続済みとなった誤りの記載があったことが原因だということを中心にちゃんと議会に説明しなければならないという判断を多分されて、これは本人に確認したわけじゃないですけども、されていて、その上で議長、副議長に多分説明にお伺いしたときに、議長、副議長が知らないというを知って、これはちゃんと説明せんといかんということを感じて、私に多分報告したんだと思います。

○委員（藤井義明）

ということは、市長の指示で行ったということではないんですよね。

◎証人（小林嘉文）

私は指示をしていないと思います。

○委員（藤井義明）

この募集要項の誤り、記載ミスがあったわけですが、財源がコロナ予算からあるいは起債、これ2回変わってます。ということは、仕様書の誤りによりトイレを改修しなければならない事実を説明しないということは、事実とは違う説明で予算を立てたということになるんですけど、内容、事実を隠してるという説明については、議会に対して疑義の説明をしたというふうに捉えられるんですけど、どうですか、その点は。

◎証人（小林嘉文）

これはその後も質問が3番以降であると思うんですけど、今返事をすべきことでしょうか。

○委員（藤井義明）

3番でも2番でもいいですから、回答をしてください。

○委員長（原田てつよ）

お願いします。

◎証人（小林嘉文）

2回も削除を受けているので、議会にしっかり納得してもらった上で工事を行わなければならないというふうには感じました。それで、皆さん、ほかの職員の中では、9月議会に再度上程するときにはほかの方法を提案した案もたしかあったと思うんですけども、私はそんな隠すようなことでもないし、ちゃんとこれは記載ミスがあったということを私が議会で冒頭で説明をして謝罪をするから、それでちゃんと議案提出をしようと言って、そうなったというふうに記憶してまして。

特にそのときに、正直言いまして、職員が見誤ったわけですけども、もともと県から譲渡を受けるときに何の図面もなく、自分で起こしてやってくれたわけで、ミスがあったことは残念ですけども、これはもうしょうがないと、私自身はそのときそういうふうに思いまして、それはちゃんとしっかりと笠岡市が予算を立ててトイレの改修、合併浄化槽の設置、これはやらんといかんという指示をしたのははっきり覚えてますし。

そのときに、ジェイ・イー・ティと直接話をさせてもらいましたが、議会がありますからそんなにすぐできんでしょという言葉は、社長か役員の方から聞いた記憶がありません。

○委員長（原田てつよ）

市長、すみません。聞かれたことだけ。

○委員（藤井義明）

私がお聞きしたのは、否決された2件について、起債あるいはコロナ予算で使ったときに事実を伏せてる、そしてそれを議会に説明したということです。それは虚偽の説明になりませんかということと言ってます。

◎証人（小林嘉文）

それは、いろいろ担当部署が検討を重ねて、当初はトイレ改修は仕様書等が間違っていたということでトイレ改修予算を上げる予定だったんですけども、コロナ禍でコロナ対策予算、10分の10、補助金が取れるということの内示があったということなんで、それはよかったなということで、文章はそれで多分その方向で書き換えて提出をされたんだと思いますけども。事実はこちらなんです、実はというのをちゃんと議会に説明すべきだとかという指示はしてなかったかもしれないです。それは、そのときに私がしたほうがよかったのかもしれないし、別にそれは議会との関係の中で常にオープンで全て話をしてやってくれ

と常々委員会等でも言うてますので、それを言ったほうがいいという判断があれば、もちろん当然説明してくれという話になってたと思いますし。特に事実を覆い隠そうなんていうつもりは、職員全て、私も含めて、副市長も含めてみじんもありませんし。だから、それはいいアカウントがあったなというだけの話で、その後のフォローは担当部署でやってくればいいのかと私は思ってたわけです。事実を覆い隠そうなんていうつもりは毛頭ありませんし。

以上です。

○委員長（原田てつよ）

藤井委員，よろしいですか。

○委員（藤井義明）

事実を隠すとか、隠さないとかという話をしょうるんじゃなくて、説明したこと自体は虚偽でしょというふうな話をしょんです。違うことで説明を議会はされたんです。そうでしょ。事実を覆い隠していることは事実ですよ、隠したことは。だって、言ってないんだもん。トイレの改修について本当の理由を言わなかったことについては間違いありませんね。

◎証人（小林嘉文）

だから、アカウントの問題で、国からの補助が出るということで、それに合わせて文章を立て直すというのは、通常の業務の中でも市役所の職員は多分やっていることだと思いますので、特に問題は感じてません。

○委員（藤井義明）

財源を何にするかというのは、当然当たり前のことでいいんですけど、事実を隠してまでしなきゃいけないのか、事実はちゃんと述べて公表して、それでそれを使わせてくださいという考えもできるはずなんです。わざわざ隠す必要があったのかということと言ってるんです。なぜ隠したのかということ。

◎証人（小林嘉文）

全く隠すつもりはありませんでした。

○委員（藤井義明）

事実は隠れてるんです。発表してないんです。それ分かります。理解できません。隠すつもりがあるとかないとかという話をしょんじゃないんです。事実、それは公表しなかった、それは隠れたと、間違いありませんよ。

◎証人（小林嘉文）

事実をちゃんと説明すべきであったということは、私が判断することなのか、部長が判断することなのか分かりませんが、ちゃんと議会には常々透明性を担保するようにというのはくどくど言ってますので、説明、今藤井委員からそう言われれば、それはそうだなというふうに思います。だから、9月の議会で、昨年、これをちゃんと説明したほうがよかったなということでおわびをして、説明をさせていただいたということです。

○委員（藤井義明）

おわびをしたと言う、おわびはしてません。私は、おわびをしたというふうには理解してないんですけど。

それでは、説明不足と質問で特に言われるんですけど、市長は。説明をしたら、説明しているんだけど、議会に説明不足だといつも言われると。では、説明不足と議会が思っているの、市長自身は議会が思っている説明不足というのはどういう意味にとらわれていますか。

◎証人（小林嘉文）

毎月の委員会、協議会等で事前に我々がやろうとしている方向性であったり、新規事業であったり、今の事業の修正であったり、そういったことは常に情報共有をさせていただいているというふうに思います。

そういった中で、意見が出てこない場合が多くて、それでそのままやっていいという理解になりますよね、普通は、担当部署としては。それでそのまま進めると、採決のときにいろいろ修正が入る、削除が入るということになるので。説明は尽くしているんですけどというのが担当部長の意見でして、それに私がさらに説明してくれと言うしかないです、これ。想定しながら、またいろいろ説明をするということにしかないし、それをしっかり丁寧にやっていくということが大事じゃないかなと思って、そのように指示をいつもしています。

○委員長（原田てつよ）

分かりました。

○委員（大月隆司）

関連で。市長、毎月の委員会、協議会でこういった形で執行部から提案をされているか御存じですか。

◎証人（小林嘉文）

誰に提案ですか。

○委員（大月隆司）

議会。

◎証人（小林嘉文）

毎月の委員会，協議会のときに，ポータルで回ってくるんですけども，その前にこういう事業の説明をしたいという事前協議を私は持ってます。毎月やっています。それは委員会，協議会の前にどれを出すかという。これは担当部課長に聞いてくれたら分かると思うんですけども，ほとんど私が言ってることは，ともかくまだ決まっていなくても方向性だけでも議会にちゃんと説明，委員会にちゃんと説明してくれということを常々言っています。いやいや，市長，まだ決まってないんです，いやいや，それでもこういうことを考えているんだというだけでもいいじゃないのというのが，会議のほとんど内容。私が一生懸命それを剥がす役割。それを担当者は，決まってからでないと，決まってないのにまだ出すなと言われるだけなんですという掛け合いが大体の協議会の内容です。それで，できるだけ待たせるようにしているということで，その案を出させていただいて，各課長がその事業内容を説明するのが協議会，皆さんの意見をお伺いして，それをまた修正していくというのが協議会の内容だというふうに理解しています。

○委員（大月隆司）

そもそも市長，その認識が違います。委員会，協議会に出てくるのは，全部報告案件です，報告。報告に対して我々が意見を言うようになってます。協議案件なら協議します。報告です，全部。それで何も意見が出なかったから事業化してどんどん進めていくんです。おかしくないですか。ルール分かってます。

◎証人（小林嘉文）

報告案件とはいえ，こういうことを考えているということに対して，二元代表制，お互いに尊重する存在であるわけですから，これはどうなんだ，あれはどうなんだという質問はもちろんあっていいなと私は思いますけど。それが事業にどう影響するかというのはまた執行部でしっかり考えていくべきだと思いますから。それは別に報告であったとしても，しっかり意見は聞くべきだと私は思います。

○委員（大月隆司）

質疑はしますけど，意見は言いません，報告だったら。それがルールです。質疑と意見は違うんです，分かってますか。

◎証人（小林嘉文）

質疑の中でいろいろお答えしていると思いますけども、その中で議会の方向性を感じながらそれを事業化していくというのが、我々の役目だというふう感じてます。

○委員（大月隆司）

そもそも報告案件で出してくるのが間違ってます。協議案件で出すんだったら、ちゃんと皆さん意見を持たれて、こうこうするべきじゃないんですかというのが出ます。そういうことですので、付け加えておきます。

○委員長（原田てつよ）

答弁要りますか。

○委員（大月隆司）

いいです。

○委員（藤井義明）

さっきの件なんですけど、意見を市長は一回も聞いたことがない、報告の会の。おられてないんで、分からないいんでしょうが。当初は皆さん意見を言ってました。しかし、一回も聞いたことはない、変わったことはない、2回目に同じ説明をする。それは説明責任を果たしたことはない。ただ単に報告をただけです。そこの認識が全然違う。だから、もともと協議会というものがどういうものか理解されてないんだらうというふうに思います。それはそれとして。

先ほど説明で前川部長に議長室へ行けという指令はしなかった、指示はしなかったということで、後で報告を受けたということなんですけど、辞職勧告のときに市長は記者さんの質問に対して、6月議会で否決された後、審査報告書にも書いてあるように、これは背景をしっかりと説明する必要があるのではないかということをして私が指示をしたと。2回削除された上での判断だと。ここは私が指示したと書いてある、言われてるんです。先ほどのと違うんです。どっちが正解なんですか。

◎証人（小林嘉文）

6月の否決をされた後に対策会議は開きましたので、そのときに前川部長にそのように言った可能性はありますが、はっきり覚えてないです。

○委員（藤井義明）

覚えてないんですか。先ほど市長、はっきりおっしゃったじゃないですか。今度は覚えてないんですか。



◎証人（小林嘉文）

記者さんへの説明のときに、それを私が書いたという文章ではないんで、前川部長がそういう判断をして提案されたのかもしれないので、多分そういうふうに前川部長は認識しているのかもしれませんが。

○委員（大月隆司）

前川部長も証人で来られてます。その中で、市長の指示があったというふうにたしか発言をされたというふうに私は認識してます。それを踏まえた上でもう一度お尋ねします。

◎証人（小林嘉文）

はっきりとだから記憶にないんですけども、前川部長がそう言っているということは、反省会の中で、議会が終わった後の会議の中で、それはちゃんと説明せんといかんなどというふうに言ったということだと思います。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

市長、そしたら、最初の指示していないというのは違うと取っていいんですか。違う答えを市長は言われたと。今ですよ。

◎証人（小林嘉文）

だから、そのときの記憶がはっきりとしないということです。

○委員（栗尾典子）

すみません。もう一度です。

一番最初の質問に対して、部長に議会への報告を指示はしていないというふうに確かに言われました。今お聞きしたら、指示しましたと。前川部長が、市長の指示があったという発言があったということでごだごだしてるんですけども、どうですか。もう一度。部長に対して議会への報告を指示されましたか、されていませんか。

◎証人（小林嘉文）

正確に言えば、記憶にないということです。

○委員（栗尾典子）

すみません。そもそものところをお聞きしたいんですけども、仕様書の誤りについて、7月22日のジェイ・イー・ティさんとの面会の中でそういう事実を知ったというふうに先ほど言われたんですけども、そのときにどういうふうに市長さんは思われたのか。書いてある要綱と違うんじゃないかと、その程度の認識であったのか、駄目じゃないか、これ

は契約違反じゃないかというふうに認識をされたのか。一般企業でいうと、こういう契約のミスって重大なことだというふうに私は思うんですけども、そのときどういうふうな感情を持たれて、どういうふうな認識を持たれたのか教えてください。

◎証人（小林嘉文）

これは坂本前監査委員の監査報告書にもあるとおり、それはちゃんと直さんといかんよというふうに言った記憶はあります。

○委員（栗尾典子）

認識を教えてください。間違っているなと単純に思ったのか、これは契約違反だ、大変な問題だというふうに思われたのか。

◎証人（小林嘉文）

仕様書にミスがあったわけですから、仕様書どおりに戻すというのはしなきゃいけないし、それが法的な用語で契約違反になるのか、仕様書ミスということになるのか、意味はその差は分かりませんが、いずれにしても、私は明確にトイレは改修、合併浄化槽を設置するように指示をしました。それで、担当部署から分かりましたという回答をもらいました。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

ほかの委員、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

ないようでしたら次に、副委員長、次の3点目。

○副委員長（齋藤一信）

事業者から早期に改修工事を要請されていたにもかかわらず、改修工事の予算計上まで相当な期間がかかったのはどのような理由によるものでしょうか。お尋ねをします。

◎証人（小林嘉文）

トイレの改修工事の必要性は認識していましたが、当時のトイレ利用者が株式会社ジェイ・イー・ティの社員だけであったことや株式会社ジェイ・イー・ティの役員の方からの要請も補正を組んで直ちというものではなかったため、それほど差し迫った状況ではないと考え、令和3年度当初予算に計上することにしたと聞いています。

○委員長（原田てつよ）

皆さん、今の答弁に対して質問はありませんか。よろしいですか。

○委員（藤井義明）

聞いています、予算については当初にするという話は聞いてましたが、でも市長は査定をしてるんですね、当初予算で。

◎証人（小林嘉文）

そうです。

○委員（藤井義明）

聞いてたんじゃなくて、自分が査定したんだから決めたんじゃないんですか。聞いていますだけで済む話ではないでしょう。

◎証人（小林嘉文）

私が今答えたのは、ジェイ・イー・ティの社長や役員の方と会ったときに、議会もありますからちゃんと通さんといかんでしょうから、すぐにすぐにというわけにはいきませんという発言ははっきりと覚えています。したがって、担当部署が新年度予算で組ませていただきますと言ったときに、それでいいんじゃないのということで査定をさせていただいたということです。

○委員（藤井義明）

当初予算での査定をされた後に、一般財源が100万円以上、百数万円あるから、その部分を折半してもらおうような形で話ができないだろうかという話があるんですが、それは事実ですか。

◎証人（小林嘉文）

何の話か分かりません。

○委員（藤井義明）

トイレの改修についてです、今お聞きしているのは。それしかないんです。その当初予算を査定したと、その財源について一般財源が百数万円あるから、その部分をジェイ・イー・ティさんと折半してもらおうような形で話ができないか、トイレの改修費のことです。それは事実ですか。市長の言葉です。

◎証人（小林嘉文）

分かりません。トイレは100万円で改修できないです。何のことを言ってるのかよく分からない。

○委員（藤井義明）

トイレの財源、500万円以上でしたかね、ありました。財源のその一部をジェイ・イー・ティさんに折半してもらおうような話ができないかと、担当に100万円あるから折半してもらえないだろうかと言ったその事実、市長自身がおっしゃったこと、事実は記憶にないですか。

◎証人（小林嘉文）

100万円というのがよく分らないです。トイレの改修は590万円ぐらい、合併浄化槽も含めてです。和式トイレだったんで、水洗トイレにするときに合併浄化槽接続済みと書いてたわけですから、合併浄化槽を接続する費用はもちろん笠岡市が負担するとして、和式トイレを洋式トイレにするまでの費用はどうなんだろうというのが、農政水産課からそんな意見が出たような記憶がありまして。そしたらトイレの便器の費用はジェイ・イー・ティに負担してもらおうというような話が出たときに、それもそうだなというような話はしたような記憶はあります。それが折半なのかというのは、分らないです。

○委員（藤井義明）

コロナ予算でしたときに、60万円、これ査定してますよね。60万円、ジェイ・イー・ティにその他の費用として持ってもらおうと。そして、493万円、これがいわゆるコロナ財源になると。最初はコロナじゃなかったんで、通常の予算で全額来ました。次は、コロナ予算、補正を使うので、そのときに60万円、これはジェイ・イー・ティさんからという話があって、そのもともとの話を市長は当初予算査定後、100万円ぐらいあるからその部分の半分折半してもらおうような形でジェイ・イー・ティさんと話ができないだろうかと部長に話してるんです。記憶にないんですか。

◎証人（小林嘉文）

記憶にないです。

○委員（藤井義明）

かなりいいかげんなんですね。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

○副委員長（齋藤一信）

石田前部長のほうで、休みの日の夜に市長からこの件について100万円ぐらいジェイ・イー・ティに持ってもらえないのかと電話で指示がありましたと、それで先方へ交渉しましたという証言をされました。その事実は記憶にありますか、ありませんか。

◎証人（小林嘉文）

ありません。

○委員長（原田てつよ）

ほかの委員さん，よろしいですか。

○委員（藤井義明）

そういう大事なこと，電話ですのような話ですか。基本的に大事なことはメールであるとか，それから役所でちゃんと対面でほかの人もおる中で話をするような大事な話じゃないですか，相手に負担をかけるわけですから。そんなことを電話でしたという話なんです，通常そんなことをいつもやってるんですか。

◎証人（小林嘉文）

休みの日に電話するということは，ほとんどないです。

○委員（藤井義明）

完全にうそじゃな。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

○委員（藤井義明）

はい。

○委員長（原田てつよ）

それでは，続いて次へ行きます。

○副委員長（齋藤一信）

4点目の質問をさせていただきます。

令和3年4月補正予算のトイレ改修予算の財源が新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金とすることになり，募集要項の誤りに起因とすることが改修理由として削除されたことについての見解をお聞きします。

◎証人（小林嘉文）

本件工事が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象となることを聞き，市の負担が軽減できることから，それはよいことだと同交付金を財源とすることを了承しました。

同交付金を活用する以上，本件工事の概要をコロナ対策を理由にするものに変更することは致し方ないと考えています。

○委員長（原田てつよ）

今の答えに対して、委員の皆さん。

○委員（大月隆司）

理由を変更することが致し方ないという1点と、議会に対して何も報告しなかったという点があるんです。これって、半分だましみたいなものじゃないですか。どういうふうに認識されてます。それでも、いや、もう致し方ないんじやと、うそついてまで国からお金をもらうんじや、交付してもらうんじやということですか。

◎証人（小林嘉文）

これはだましというのでは全くないです。そういう言い方をされると、心外です。単純に国の交付金、アカウントを引っ張ってきたことに対して、その担当部署の担当者に対して高い評価をしましてし、ようやったなというだけの話で、それを同時に議会に対してしっかりと説明していく必要は私はあったと思います。ただ、そのときの担当者がその説明をしていなかったということなんでしょう。それを私が確認をしていなかった責任も私にはあると思います。

○委員（大月隆司）

一義的に、今回のトイレの改修工事、なぜ改修しないといけなかったんですか。市長の認識をまずお尋ねします。

◎証人（小林嘉文）

仕様書に記載ミスがあったからです。

○委員（大月隆司）

国からお金をもらうときにはコロナ対策でやるんですと。ダブルスタンダードです、これ。違います。

◎証人（小林嘉文）

それは全く違います。ジェイ・イー・ティがやろうとしている観光農園というのは、一側面としてお客さんがいっぱい来るあるいは農福連携事業もやりたい、そういった中でトイレを衛生的に使いたいというのは当然の話であり、それを笠岡市がサポートすることは、笠岡市の持ち物であるわけですから、そういった協議、そういった提案が市役所内であっても私は不思議じゃないと思いますし、そういったことによってトイレが改修されてきれいになる、それはコロナ対策上、皆さんも御存じのとおりトイレの予算も大分組ませてもらいましたし、それと同様にあってしかるべきだというふうに思いますから、特

にダブルスタンダードということはありません。

○委員（大月隆司）

一義的に市のミスで工事しないといけないんでしょう。そうでしょ。先ほどそういっておっしゃいましたよね。

◎証人（小林嘉文）

それは仕様書にミスがあったわけですから、それを改善してくれと相手から言われれば、それは可及的速やかに改善をするというのは当然のことだと思いますし。ただ、このアカウントそのものの性質からいって、こういう一面、側面もあるということも事実であります。それに基づいて議案として提出させていただいたということですから、それは問題ないと思います。

○委員（大月隆司）

そもそも、最初に仕様書の誤りがあったから工事をするんですよ。それがなかったら工事すぐにしないでしょ。笠岡市がする必要もないわけです。議案にもまずならないわけでしょう。

◎証人（小林嘉文）

そのタイミングでやっているということは多分なかったと思いますけども、お客さんが来出した、そういった状況を見て、そういう打診があれば、担当部署で検討したというふうに思います。

○委員（大月隆司）

だから、一義的に仕様書に誤りがあって、市のミスで工事をまずしなけりゃいけないんだったら、そういうふうにきちんと説明するのが当たり前じゃないですか。それを飛び越えてコロナだからというて、コロナの予算の説明だけをするというのはおかしいと思いませんか。

◎証人（小林嘉文）

今思えば、そのときに丁寧に説明しておくべきだったかもしれません。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

ほかの委員。

○委員（藤井義明）

もともと間違いがなかったら、笠岡市はトイレの工事を便器であろうが、何であろうが

する必要はないというふうに契約になってます。それは御存じですよ、当然。

◎証人（小林嘉文）

笠岡市が持っている持ち物で。

○委員（藤井義明）

知っているかどうか尋ねているんです。

◎証人（小林嘉文）

笠岡市が持っている持ち物で指定管理をしていたりしているものもたくさんあると思いますけども、その中で笠岡市が予算を取ってトイレなり何か改修をしたりするということはあると思います。

○委員（藤井義明）

そんなこと聞いてない。

○副委員長（齋藤一信）

契約書を読んでいただければ分かるんですけども、募集要項に書いてますけど、まず募集要項を読んだことはありますか。

◎証人（小林嘉文）

ざっと見た記憶はあります。

○副委員長（齋藤一信）

ざっとでしょうね。募集要項をまた見直していただければ分かるんですけど、要するに契約者側、ここで言うJ社がいろんな事業これからやっていく上で、もし今の浄化槽の容量で足らなかった場合はそちらの責任で直さなきゃいけないという記載があります。つまり、いかなる理由であろうが、募集要項の例えば7人槽の合併浄化槽が設置をされてたのか、実際設置されてないので担当者の人が何人槽を想定してその文章を書いたのか、どっかからかコピーで引っ張ってきたのか分からないんですけど、実際に用途変更が発生する場合、例えば今の建物で物販を行います、いろんな人を観光で呼び込みます、想定以上の人数が来る、これは建物の用途変更に準ずるような対応を合併浄化槽が建築基準法上しないといけないことが発生した場合は、あなたたちの責任で合併浄化槽の何人槽、要は容量を改修工事であなたたちの費用で直さなきゃいけないというような内容が記載をされております。

つまり、笠岡市としては、合併浄化槽は市の責務として直す必要がないというような内容になるような要項になってまして、そこに私たち、当時妹尾議長がくしくも議会の説明



のときに何でうちが直さなきゃいけないのんならと、ぼろっと発言をされてます。議事録を見てもらえば分かるんですけども。本来、私たちもそのとき気づけばよかったんですけど、市の責務として直す必要のなかったものをコロナなんでコロナ対策として直しますと予算が上がったもので、コロナ、コロナ、コロナで私たちも意識が行っちゃったもので駄目だっただなと認識してるんですけど、そもそも市長、そういう認識はおありです。

◎証人（小林嘉文）

多分、齋藤さんも誤解されてるんじゃないかなと思うんですけども。私が聞いたのは、下水に接続する場合はジェイ・イー・ティが自分でやってくださいという内容だと私は理解しています。多分、石田部長がその旨の報告を受けているはずなので。

○副委員長（齋藤一信）

委員長、止めてください。募集要項を見てもらいましょう。

○委員長（原田てつよ）

市長、待ってください。募集要項をもう一回確認してもらいます。

○副委員長（齋藤一信）

委員の皆さんにも。

○委員長（原田てつよ）

皆さん、持ってないですか。募集要項、あります。皆さん、ありますか。

○副委員長（齋藤一信）

下水と書いてます、市長。僕の勘違いかな。

◎証人（小林嘉文）

下水道とあります。

○副委員長（齋藤一信）

どこに。

○委員長（原田てつよ）

用途変更する場合は、規模、用途によっては建築基準法の確認申請が必要になる。また、既存の浄化槽の人槽が異なる場合は必要になる場合があります。

○副委員長（齋藤一信）

募集要項の2ページの対象地の諸条件等の表の一番下、対象地上の既存施設の取扱いの欄の一番下の部分で、用途を変更する場合、規模、用途によっては建築基準法上の確認申請が必要になる場合があります。また、既存の浄化槽の人槽、要するに既存だと認識を市

は当時してましたので、既存の浄化槽の人槽は何人槽か、要は浄化槽の容量と異なる場合は浄化槽の再設置等も必要になる場合がありますのでという文章を私が今質問をさせていただいたんで、下水道と私は勘違いしてません。合併浄化槽の人槽、用途変更によって変更になる場合は、J社さん、あなたの理由で用途変更になった場合はあなたのほうで浄化槽の人槽、つまり容量を7人槽が15人槽になったら数百万円、下手したら1,000万円か分からないですけど、その費用はそちら持ちですということです。そのことを私は質問させていただいたので、まずもって私は勘違いしてないので、そのことを訂正いただいて、下水のことではありませんので、質問についてお答えいただきたいなと思います。

◎証人（小林嘉文）

これは、多分合併浄化槽が設置済みなんだけど、浄化槽の大きさまでは多分分からなかったからこう書いたんじゃないんですか。下に合併浄化槽の中まで入ってサイズを見るということはできんでしょうから、それ以上のリスクは負いたくない、もちろん下水管にも接続したくない、それ以上の合併浄化槽の工事のリスクは負いたくないという担当者の思いがここに表現されているように私は感じますけど。全部分かんなかったんです、実際のところは。上というか、外で見えるところはサイズを測って全部調べたんですけど。

○副委員長（齋藤一信）

分からなくていいんです、何人槽と書いてないので。分かんないからこういう書き方になっただと思うんです。ただ、おたくの用途変更に準ずる建築基準法上用途変更になるようなことをするんじゃないら、おたくで何人槽か分からんけど、建築基準法にのっとっておたくで直してと書いてあるでしょ。

◎証人（小林嘉文）

これはこれでこうだと思っんですけども、私が言ってる意味は、笠岡市が管理している、笠岡市が所有している建物で、誰かに賃貸をしているとか指定管理で管理をお願いしている場合に、賃貸も含めてです、何か故障したり、何か使えなくなった場合に補修をするというときに、彼らから要請があったときに、我々は検討することは検討するでしょうと言って私は答えたわけです。

○副委員長（齋藤一信）

ほんなら、僕の質問が間違ってるかな。まず、僕は下水のことは言ってないので。

◎証人（小林嘉文）

下水に限らず。

○副委員長（齋藤一信）

だから、いや、下水のことは私は言ってないので、私は勘違いしてないので、訂正されたらどうですか。私は下水のことは言ってないです。浄化槽のことを最初から言よんです。

◎証人（小林嘉文）

私は、石田部長からその説明を受けたことがあるんで。

○委員長（原田てつよ）

市長、違う。さっき今、副委員長が言われてるのは、さっき市長が下水と勘違いしてませんかと言われたのを勘違いじゃないんでそこを訂正してくださいということなんです。

◎証人（小林嘉文）

合併浄化槽の話なんだということは分かりました。

○副委員長（齋藤一信）

いや、だから、僕にあなたは勘違いしてると言われたから、勘違いしてないんです。訂正してください。

◎証人（小林嘉文）

どういうふうにですか。

○副委員長（齋藤一信）

あなた勘違いしてます、下水のことを言ってると思うんですと言うたことは、私は勘違いもしてませんし、最初から浄化槽のことだけ言ってるんで、それを訂正してくださいと言よんです。

◎証人（小林嘉文）

分かりました。

○副委員長（齋藤一信）

訂正しますと言うてください。

○委員長（原田てつよ）

訂正しますと、市長、言っていたきたいです。

◎証人（小林嘉文）

私は質問ただけです。誤解をしているんではありませんかね、誤解してません、分かりましたとって答えたただけです。

○副委員長（齋藤一信）

訂正しませんということですね。

◎証人（小林嘉文）

分かりましたと言っているんです。

○副委員長（齋藤一信）

いや、だから、訂正しませんということですね。本題じゃないんで別に構わないですけど、僕別にそれで。ただ、やり取りとして、これからいろんなのを誠心誠意聞いたり、答えたりする中で間違っていたなら間違っていたと1度かましておいたほうが、お互いスムーズじゃないかなと思って言ようるんです。だけど、訂正されないと言うなら、それは僕でとどめときゃいいことなんで、構いません。

◎証人（小林嘉文）

分かりました。誤解ではないことが分かりました。

○副委員長（齋藤一信）

まあ、いいでしょう。誤解が解けたということで許します。

じゃあ、浄化槽がつまり市の責務で本来直す必要がないというものだったということで要項を見れば理解できるんですけど、そういうことでいいですか、市長。だって、市長、浄化槽は市の責任じゃがあって、じゃけえ和洋式の分を換えるのは先方のあれなんじゃけえ、お金もらやあええがと、やり取りを職員さんとされたとおっしゃってたので、浄化槽は市の責務だというのは受け止めをされてたんですね、当時。だけど、先ほど言ったように、そもそも要項の中では浄化槽はうちで直す責務はないというふうに、これを読めば私はそういう認識をしたんですけど、市長はどういった認識でしたか。

◎証人（小林嘉文）

私自身は、このトイレが和式なのか洋式なのかは認識はありません。ただ、担当部署からそういう話を聞いたときに、それは合併浄化槽接続済みと書いてあるところが記載ミスであるわけですから、そこを直して、トイレは和式を洋式にする必要はないということが多分言われたと思うんですけど、そのときに、いや、合併浄化槽にして和式のままというのも何かどうなんかな、失礼だというような話をした記憶はあるんですけども、その費用をジェイ・イー・ティに見てもらいましょうと言ったときに、それはそうだなと言ったような記憶はあります。

○副委員長（齋藤一信）

再度確認しますけど、石田部長はほとんどのことを忘れた、忘れたと発言したんですけ

ど、そのことだけはっきり言うたんです。何月と言ったか、休みの日の夜に市長からお電話をいただいて、100万円ぐらいもらえんか、J社の交渉してはどうかというふうに指示を受けましたと、指示を受けた結果、最終的に60万円で先方から了承を得たので、3月の補正予算で60万円はJ社が負担をしますというのを議会のほうに説明しましたと。だから、市長の指示がありましたと、交渉しなさいというふうに石田部長が発言をされました。それは記憶がないということで、再度確認でいいですね。

◎証人（小林嘉文）

記憶がないです。

○副委員長（齋藤一信）

記憶がない。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

○副委員長（齋藤一信）

はい。

○委員長（原田てつよ）

ほかの委員の皆さん、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

ないようでしたら、次に5点目。

○副委員長（齋藤一信）

5点目、改修費用の予算が2度削除された後、市長を含めた執行部の間でどのような協議をされたのかお聞きをします。

◎証人（小林嘉文）

私と副市長、関係部署職員とで本件工事を何とか早急に行わなければならないと協議を行いました。協議では、3月議会では新型コロナウイルス感染症対策予算はふさわしくないとのことで削除となり、議会の御指摘を踏まえて市債を発行することとしましたが、6月議会で再度市債を発行してまで改修する必要はない、またコロナ禍において改修する緊急性はないとのことで削除となったということから、2回も削除を受けているので議会にしっかり納得してもらった上で工事を行わなければならないということになりました。

そして、産業部長からこれまで2度にわたる補正予算案の説明で仕様書の誤りがあった

ことが本件工事の理由であることを説明していないとの報告を受け、9月議会で仕様書の誤りについて私から説明申し上げて、おわびしたものです。

○委員長（原田てつよ）

皆さん、今の答弁に対してよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

ないようですから、次へ移ります。

○副委員長（齋藤一信）

6点目へ行きます。

監査委員の事務監査結果報告についての所感をお聞きします。

◎証人（小林嘉文）

私が用意した報告書を皆さんにお配りしたいんですけど、よろしいですか。

○委員長（原田てつよ）

報告。

◎証人（小林嘉文）

この6番目の回答をする上で必要な報告書です。

○副委員長（齋藤一信）

事前に委員長に見てもらったら。その前に。

○委員長（原田てつよ）

今日の委員会のために市長が用意した。

◎証人（小林嘉文）

用意した資料です。その資料に基づいて発言をさせてください。

○委員長（原田てつよ）

監査報告についての所感でこの資料、何がある関係あるんですか。

暫時休憩します。

午後2時29分 休憩

午後2時30分 再開

○委員長（原田てつよ）

休憩を解いて会議を再開いたします。

○副委員長（齋藤一信）

委員長のオーケーが出たんじゃけえ、配ってください。

○委員長（原田てつよ）

配ってください。

市長、あまりこのたびの監査委員の報告とずれないような説明をお願いします。平成24年とか、そういうところから数字がいっぱい書いてあるんですけど、内容的にも私も分かりませんので、説明をいただきます。

ちょっと待ってください。皆さん、届きましたか。よろしいですか。

◎証人（小林嘉文）

本件工事が仕様書の誤りであったことは事実ですが、株式会社ジェイ・イー・ティからの要請もそれほど差し迫ったものではなかったため、令和3年度当初予算に計上するようにしたと聞いています。

工事を行う理由を説明しなかったために不都合な事実を隠そうとしたと受け取られたと思いますが、令和3年6月議会後に産業部長からこれまで2度にわたる補正予算案の説明で仕様書の誤りがあったことが本件工事の理由であることを説明していないとの報告を受け、令和3年9月議会で仕様書の誤りについて説明して、おわびしたものです。

仕様書の誤りの説明がなかったのは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源としたことからであり、決して事実を隠して糊塗する意図はなかったことを御理解いただきたいと思います。

また、議会を軽視していることも決してなく、委員会、協議会への報告件数も前市長時代と比較して約1.4倍と増えています。職員と活発に意見を交わし合えるような配慮についても、各部署との協議件数は前市長時代と比較して約4.4倍となっており、予定している協議以外にも突発的な協議にも応じ、いつでも職員の声を聞く姿勢を取っています。

その上、配付させていただいている資料のとおり、私の就任以来、様々な新規事業の立ち上げ、また2度にわたる災害を受けての財政出動がありました。そのような状況でも、今年度末の基金の残高予想は、前市長時代の平成27年度末時点まで回復できる見込みです。これは、まさに市役所職員が一致団結して頑張った結果だと考えます。

○委員長（原田てつよ）

市長、すみません。そういう内容は今まで議会で何回も報告を受けてるんで、このたびは監査委員の報告書、私たちが依頼した議会の請求に基づく監査結果報告、これについての市長の所感をお願いいたします。今までの市長の業績じゃないんです、この内容。

◎証人（小林嘉文）

監査委員の意見は2点ありました。

1点目は、議会に対して事実を覆い隠そうとした疑念があるということです。そういった市役所に体質があるのではないかという、不都合な事実を隠そうとして、透明度が低いんじゃないかといったことを早急に対策を取ってくださいというのが1点目です。

2点目は、忌憚のない意見が交わし合えるような、市職員と市長との間で分け隔てなく意見交換ができるような空気がちゃんとあるんですか、そういったことを心配しますということが2点目の意見がありました。

それで、先ほど私とその答弁をさせていただきました。

以上です。

○委員長（原田てつよ）

今の市長の答弁に対して、副委員長よろしいですか。内容的に。

○副委員長（齋藤一信）

市長はまだ全部言われてないんですよ。

○委員長（原田てつよ）

いや、済ませましたというて言われたんです。

◎証人（小林嘉文）

終わりました。

○委員長（原田てつよ）

委員の皆さん。

○委員（栗尾典子）

最後の質問のところですが、所感をお聞きしますというふうになってると思うんですけども、そこの2つの意見があったというふうに私たちも手元で見てるんですけど、それについての所感、どう思いましたかというのを私たちはお聞きしているんですが、どうでしょうか。

◎証人（小林嘉文）

先ほどの答弁でも述べさせていただきましたけども、組織自体は風通しのいい組織になっておりますし、ミーティングは頻繁に行われているし、事実を覆い隠すような風習というか、慣習ありませんし、市職員と市長は分け隔てなく、今一致団結して笠岡市民の市民サービス向上のために頑張っているというふうに申し上げました。



○委員長（原田てつよ）

ということは、市長はこの監査報告は、自分が思っていることと違うという所感でいいんですね。

◎証人（小林嘉文）

率直に申し上げまして、大分私の印象と違っています。私が持つ市役所の内部で感じているものと監査報告の事実は。何かエビデンスがあればちょうどよかったんですけど、そういったエビデンスも添付されておりませんし、感じられなかったです。

○副委員長（齋藤一信）

風通しもエビデンスも求めてみたいな。

○委員長（原田てつよ）

委員の皆さん、よろしいですか。何か意見ありませんか。

○委員（藤井義明）

監査報告書に対して、市長は訂正等の申入れを出されましたよね。それは間違いありませんか。

◎証人（小林嘉文）

復命の報告なんかは受けてませんし、事実と間違っているところは訂正要求をさせていただきました。

○委員（藤井義明）

これは誰の指示でしましたか。

◎証人（小林嘉文）

私がこの文書を出しました。

○委員（藤井義明）

この訂正をされました。それ以外のことは間違いありませんね、じゃあ。

◎証人（小林嘉文）

読書感想文のような感じたとか、そう思うとか、そういった表現が非常に多いので、それは代表監査の取り方によりますので、事実とは違いますけども、そういう感想を持ったんだなということです。

○委員（藤井義明）

事実が違うんだったら、なぜその訂正の中に入れてないんですか。

◎証人（小林嘉文）

思うというふうに書いているのを思うなどとは言えません。

○委員（藤井義明）

こういうところを思っているんだと、じゃあ、そこはこういうふうに違いますというのは言えるでしょう。事実関係があって思うんです。何も無いのに思わないんです。だから、事実関係が違っていたら、この思うのも違うんです。

◎証人（小林嘉文）

そのエビデンスが添付されていないので、感想文なんだなという印象を持ちました。

○委員（藤井義明）

糊塗して事実を覆い隠すことはしていませんと、こういうふうには訂正をされていますが、この中の糊塗して事実を覆い隠す、この事実とは何ですか。

◎証人（小林嘉文）

合併浄化槽が接続済みだという記載ミスがあったということです。

○委員（藤井義明）

分かりました。

訂正3つ目のところに、不都合な情報であるとの認識は持っていませんとありますが、不都合な情報とは何を示していますか。

◎証人（小林嘉文）

どこ。

○委員（藤井義明）

3点目の(3)の最後のところに書いてあるでしょう。

◎証人（小林嘉文）

分かりました。

○委員（藤井義明）

不都合などはどういうことですか。何を指していますか。

◎証人（小林嘉文）

不都合だとは思ってない。多分、代表監査の不都合だというのは、合併浄化槽接続済みということの記載ミスがあったわけですから、それを誰かに知られると問題だなあというような、それが不都合な事実だと思ったようですけど、全く不都合でもなくて、別に何度も言いますが、そのくらいのミスはあってもしょうがないと私は言いましたし、そう思っています。

○委員（藤井義明）

7月22日に初めて知ったと。そのときに、まずいじゃないかと、ちゃんとやりなさいと市長が言われたと書いてますよね。まずいじゃないかというのは、不都合なことじゃないんですか。不都合じゃないと思ったと今おっしゃいましたけど、不都合だからこそ、まずいじゃないとおっしゃったんでしょ。

◎証人（小林嘉文）

不都合ではないです。不都合というのは、ばれたり、それが情報として漏れたら不都合だとかという意味だと思うんですけど、そんなことは全然ないです。それはそれで間違っていました、あ、そう、じゃあ直したら、それだけの話です。

○委員（藤井義明）

それだけの話ということの認識のほうが、もう最低レベルです。危機管理がなってない、本当に。だから、こんな問題が起きたんだと思います。市長の責任は重い。今の御発言で絶対そうだと思います。そういう認識だからこそ、こういうことが幾つもあるようなことになりかねない。当たり前だと、こんなことはいつでもよくあることだと平気で記者会見でもおっしゃってる。認識の違いが甚だしくてびっくりしました。残念です。市長の言葉は非常に重いんです。市長が言ったら、皆さん、誰でしたか、右向け右と言うたら向く、黒じゃと言やあ黒、白のものでも黒じゃと言やあ黒じゃと言うんだそうです。副市長もそんな話をされました。体育会系じゃけえと。体育会系なんか一つも関係ありません。市長の認識が悪い。その辺はどういうふうに思っているか。思っていないなら思っていないで結構ですから。

◎証人（小林嘉文）

これは再三説明をさせていただきましたけども、ちゃんと図面が例えばあって、くみ取り式のトイレという詳細な図面があるにもかかわらず、それを見落として、それで合併浄化槽接続済みと書いてたら、それは怒ります。

○委員長（原田てつよ）

市長、すみません。多分、藤井委員の聞いてるところと違う答えになっていると思うんで、藤井委員、もう一度。

○委員（藤井義明）

ミスはよくあることです。ですから、図面もないんだから間違いは結構ですけど、分かった時点からきちっとするのが当たり前のことでしょう。そうでしょ、間違いが分かった

んだから。でも、そのミスというのは、もともと図面がなかったから、分からなかったから間違えました。だから、そのことを私たちは一切責めたことはありません。ミスはありますから。ミスの対処の仕方です。それが危機管理なんです。分かります。分かりません。

◎証人（小林嘉文）

分かりました。

○委員（藤井義明）

分かります。

◎証人（小林嘉文）

よく分かりました。

○委員（藤井義明）

分かったのに、なぜをそれを公表してきちっとしなかったんですか、分かっているんなら。

◎証人（小林嘉文）

図面が全くない状態で書き起こしたということから判断して、このミスはミスとして起きてしまったことはしょうがないと。それをちゃんと議会で説明するというのは当然の話で、その説明ができてなかったことは、それは私は説明しておくべきだったなというふうには今は思っています。

○委員（藤井義明）

当然の話をしなかったんです。

◎証人（小林嘉文）

昨年9月の時点で。

○委員（藤井義明）

いつでもいいんです。要するにしなかったんです。謝罪もしてないんです、したとおっしゃってますけど。謝罪は何に対してしたか、説明することを忘れたことに謝罪しとんです。そうじゃないんです。ちゃんと事実を述べてないんです、議会や市民に。そのことに対して謝らなきゃいけません。それが理解できてないんです、市長には。分かります。

◎証人（小林嘉文）

これは議会としては、議案提案を受けたときに、じゃあどこまで議会に説明をしたらいいんだろうかというのは、担当部署がいろいろ考えると思うんです。だから、ここまで説

明したら十分分かっていただけるだろうなという思いがあって説明してるんだと思いますけども。そこに何度も言いますけども、私の考えはありません。できるだけオープンに全て議会に説明しなさいと口酸っぱく常々各担当部署、部課長に言っています。一切隠すなというふうに説明をしています。その上で担当部課長が判断をして、説明をしているはずで。今回は落ち度があったことは事実ですから、9月に私は皆さんに説明をさせていただき、謝罪をさせていただきました。

○委員長（原田てつよ）

ということで、委員の皆さん、ありませんか。

○委員（藤井義明）

全てを隠すなというて、隠しようもない、要するに計画全てができてないから説明のしようがない職員がいっぱいいます、質問しても。答えられないんだから。だから、問題なんです。隠すんじゃないんです。出すものがないんです。計画もないし、この間の分でも図面もないし、出せと言うたら、ない。要は中途半端な計画が出てるから、こういう問題が出る。隠すなというのと意味が違うんです。

◎証人（小林嘉文）

もちろん相手があることですから、1つの事業提案をするのにいろんな業者さんと打合せをしたり、あるいはどこか場所を借りないといけなかったらオーナーさんと話をしたり、その中でどこまでやってくれるかというのは、なかなかはっきりしない部分もありますし、図面がまだ出てきていない分も多分あると思います。その中でも、そういう計画があるんだったら、こういう報告事項でいいから計画があるということを説明してくれというお願いは常々あらゆることでやっていますという説明をさせていただきました。もちろん、協議案件に関しては協議を申し入れて、これはどういう考えでしょうかという質問もさせていただいているというふうに思います。

○委員長（原田てつよ）

通告している質問は6点で終わりました。

それ以外で委員の皆さん、聞きたいことが。

○委員（栗尾典子）

すみません。市長が辞職勧告の後の記者会見の中で、国がこういった事案に関してはコロナ対策として適しています、国が補助しますと言っているのに、実は仕様書が間違ってたんで取りあえずトイレですから合いますよねということは説明できないと言ってるんで

す。さっき言われたことと私は違うと思うんです。みんなに、部下に口を酸っぱくして全部をさらけ出せと言っているにもかかわらず、説明できない、言っちゃ駄目だいうふうに市長は言われたんですけども、その件に関してはどのようにお考えですか。

◎証人（小林嘉文）

国の内示を受ける申請書に両方書くということは矛盾してるという説明をただけであって、議会にこれは実はこうこうなんですという説明は当然すべきだと私は思いますけど。

○委員（栗尾典子）

でも、私たちは事実の説明を受けていないですよ。

◎証人（小林嘉文）

私は、だから何度も言うように、事実を隠せなんてことは言った覚えもありませんし、前川さんがそう言われたときに、それはもう早く議長、副議長に説明してくれというふうに多分言ったということを前川さんが言っているということは、そうなのでしょう。

○副委員長（齋藤一信）

言ってない。そんな発言どこにあったんです。

◎証人（小林嘉文）

私の記憶で。

○副委員長（齋藤一信）

市長が前川部長に議長、副議長にすぐ報告してこいという指示を出したんです。

◎証人（小林嘉文）

いやいや、そういうことは言ってないです。

○副委員長（齋藤一信）

いや、何か今。

◎証人（小林嘉文）

前川さんが市長から指示を受けて、議長、副議長のほうに行ったという説明を前川部長が言っていたということを言われたんじゃないんですか。

○副委員長（齋藤一信）

それは誰が言うたんです。誰か言いました。誰か、藤井委員さん言いました。今、市長がおっしゃったのは。

○委員（藤井義明）

前川さんが。

○副委員長（齋藤一信）

言いました。指示が。

○委員（大月隆司）

最初違ったけえ，そういつて前川部長は言われたけど，間違いねえかというのは確認は取った。

○副委員長（齋藤一信）

確認して，その事実はないと言うたんでしょ。

○委員長（原田てつよ）

最初はないというて言われたんですけど。

○委員（大月隆司）

部長がそういう言うたんじゃったらそうだったんでしょ。じゃあ，最初の発言と違うじゃないですか。

○副委員長（齋藤一信）

ああ，そう。すみません，市長，どうぞ。

○委員（栗尾典子）

確認ですけれども，今ほどの先ほどの前川部長のことに関しては，市長には記憶がないということですよね。議長や副議長へ報告に行っていってこいといった指示をした覚えはないということですよね。

◎証人（小林嘉文）

覚えがないじゃなくて，記憶にない。

○委員（栗尾典子）

記憶がない。

○委員長（原田てつよ）

そもそも市長は指示してないと言いました。最初。

◎証人（小林嘉文）

記憶にないから指示してないんだろうなと思ったということで，誤解かもしれません。

○委員長（原田てつよ）

記者会見の，いいですか。

○委員（栗尾典子）

記者会見の件はいいですが、続けていいですか。

契約が成立した後、7月22日にジェイ・イー・ティさんがお礼に来られたと。そこに市長、副市長をはじめ、担当部課長が入って対応されたというところで、プロポーザルの内容、水と緑のふれあい公園、このことについて市長が話題を出して、早くここを活用したいんだから早くやってくれというふうにジェイ・イー・ティさん側に言ったということを知っているんですが、それは事実でしょうか。

◎証人（小林嘉文）

事実です。

○委員長（原田てつよ）

事実です。

◎証人（小林嘉文）

その場で言ったかどうか分からないけど、再々にわたってジェイ・イー・ティには水と緑にふれあい広場を活用してくださいということをお願いをしました。

○委員（栗尾典子）

活用については、ジェイ・イー・ティさんとの契約上で、トマトの収益が上がらないとどうにも動かないので二、三年は待つてほしいというそもそもの契約があったと思うんですが、その認識はありますか。

◎証人（小林嘉文）

契約書上はそういう文言は多分なかったように記憶しています。もちろんジェイ・イー・ティに関しては、まずはトマトの栽培で利益を上げたいんだということは言っておられましたけども、その途中にもたしかエーアンドエスとか、喜多嬉かき、藤井和平さんとか、あの辺の方が多分いろんなイベントをやりますからという説明を受けたような記憶はあるんです。それでそうかと、そんなイベントをやってくれるんかというのがあったんだけど、全然やってないと思います。その契約を削除するまで、水と緑のふれあい広場のエリアを削除するまで全然やってなかったような記憶があります。それで、もう使わないんだったら取りあえず削除しましょうというのを聞いてみいと言ったら、あっさりジェイ・イー・ティさん側がいいですという話になって、削除をされたような感じです。トマトの栽培に集中したいということだと思っんですけども。

○委員（栗尾典子）

聞いている話と全く違うんです。そもそもプロポーザルの入札の結果、二、三年待つて



という計画書もきちんと出てます。私たちも手元にあります、こういう計画が出てると。二、三年待ってからやっとぼつぼつ手がけますということで、市長室で市長がいきなりそういう話を振られたときに、石田元部長が一言言われてます、市長、話が違うんですと。言ったけど、市長は関係なくしゃべり続けたと。常にそういうふうに誰が何を言おうと聞いていないということでしょうか。

◎証人（小林嘉文）

その辺のいきさつは記憶にないんですけども。いずれにせよ、ジェイ・イー・ティは4月か5月に契約を多分したんです。そのときには、水と緑のふれあい広場が入っていたんだけど、その後ほとんど半年とかそのくらいの単位でもう削除、そのエリアを、水と緑のふれあい広場をなくして再契約を結ぶということに了解して、特にジェイ・イー・ティが何か待ってください、契約と違うじゃないですかというような意見を言ってますというのは一度も聞いたことないです。

○委員（栗尾典子）

聞いたことがない。

◎証人（小林嘉文）

はい。

○委員（栗尾典子）

聞いたことがないというのは、今までヒアリングをした中では、皆さんとの意見が全く市長の認識が違うということです。市長と部下の認識は全く違ってきます。

ジェイ・イー・ティさんのほうからお聞きしたときにも、市長室で市長が、あその土地は幾ら幾らなのでこれぐらいの3億円のお金を払って使ってくれりゃいいじゃないかというような、冗談でさえびっくりするようなこと言われて、とっても気分が悪い思いをしたというふうにジェイ・イー・ティさんは言われています。そのことについて覚えていらっしゃるでしょうか。

◎証人（小林嘉文）

3億円と言った覚えがあるかどうか分かりませんが、ここの水と緑のふれあい広場は価値があると、ここで農業テーマパークをやる、いろんな行事が多分あると思いますけども。木南さんにも全国の農業テーマパークの視察に行ってもらったりしてたんですけども、それでどっかここを農業用テーマパークとして活用してくれるところはないかと打診をいろいろして回ってたんですけども、なかなか。インターネットでヒアリング調査み

たいなこともやったりして、エビデンスが残っているので見ていただければ分かりますけれども、いろんな人の意見を聞いて、ここの活用方法は何かないかという意見を聞いてる中で、ここをうまく活用すれば相当の賃料がもらえるなどというような思いはありました。今もあります。

○委員（栗尾典子）

人の話を全く聞いていないんだなということが、今の発言でよく分かりました。皆さんがいろんな意見を言われているのに、皆さんから市長さんおかしいことを言われてますと言われているにもかかわらず、誰の意見も聞いていないということがよく分かりました。

そもそも、水と緑のふれあい公園については組合の持ち物です。組合の了解をもらっているという発言を多くの方が聞いています。本当に組合の了解をもらっているんですか。

◎証人（小林嘉文）

そこは風車があるところなんですけども、リサイクルプラザとかし尿処理場とかの迷惑施設を建てるときに、西部衛生施設組合があそこに公園を設置してくれたんですけども、その後の管理料は全て全額、草刈りから公園の整備から含めて、笠岡市が負担をしているんです。それなので、いろんな組合議会の中でほかの管理者、副管理者にも説明をさせていただいてますけども、それは笠岡市さんで考えるようにしたいと思えますという意見はいただいています。最終決議とか議決をいただいたりしたのはないですけども、意見交換という形ではそういう意見はいただいております。

○委員（栗尾典子）

確認ですけれども、意見をあくまでもいただいているだけで、了解は得ていないということでもいいですか。市長さんの多くの発言の中に、了解を得ているという言葉が出てきます。きちんと思い出してください。

◎証人（小林嘉文）

ただ、事務手続上契約をするときに、水と緑のふれあい広場を対象に入れて契約を結んだわけですから、組合の事務局とか組合には諮っていると思いますけど。そうしないと契約できんでしょ。その辺のところは、私も正確には分からないですけど、ちゃんと通さないと契約はできないと思います。契約をしているんだから。

○委員（栗尾典子）

分かりました。

○副委員長（齋藤一信）

監査報告書の4ページ、(5)のところですけども、市の本件工事についての認識という項目がございます。下3行です。トイレの利用者がほぼJ社の職員に限定されていたことなどから特に緊急性を要する工事であるとは考えていなかった、こうした認識は市長をはじめ、事情聴取した関係職員に共通しているとあります。これは間違いないでしょうか。

◎証人（小林嘉文）

私もそう思います。

○副委員長（齋藤一信）

だったら、利用者はその時点ではあんまりようけ使ようらんで、J社だけが使ようたという認識は間違いないんですね。

◎証人（小林嘉文）

ただ、1つ聞いたのは、和式トイレが使えない方が職員でおられて、JAのトイレをわざわざ使いに行っているというような報告も聞いたことがあります。面倒なんですよ、これがというのを聞いたことがあります。それが何でかはよく分かりません。

○副委員長（齋藤一信）

議会のほうでは、すげえ人が使うって、いっぱい人が来てというし、ここの監査にはJ社だけが使ようるけえ、市役所、市長はJ社だけが使ようる認識があるというて書いとるし、よう分からんなと思ってたんです。

次、監査の12ページを御覧ください。

上半分の辺に市の契約不適合部分の修復のための予算措置の過程を見ると、プロポーザルの仕様書に誤った事実を記載したことについてさほど反省の色は見えない、いたずらに財源の選定に配慮したり、J社が自らトイレを修復することを期待したりしている旨を監査では聴取している。監査に来てお越しをいただき、J社が自らトイレを修復することを期待していた方はどなたですかという、市長でしたというふうにお答えをいただきました。これはどうでしょう。

◎証人（小林嘉文）

私、12月議会だったか、何かの記者発表のときでも記者の皆さんにも言ったことはあるんですけども、仕様書ミスに関して部下を叱る気分にはならないというか、そんなことを発言した記憶がありますけども。これは全部ゼロから起こしたわけですから、私はかなり大きなミスがあったらええ加減にせえやとなりますけども、トイレの接続してるかしてな

いかというミスで600万円かかるというのは確かに痛いですが、痛いけども、毎年400万円の賃料があるわけだし、それが何らか1年、2年で消えたら、それはそれでしょうがねえ、そのぐらいのことはあるという思いでした。

○副委員長（齋藤一信）

いいんです。市長、ありがとうございます。

◎証人（小林嘉文）

それが反省の色が見えないというような表現になってくんですよね。

○副委員長（齋藤一信）

いいんです。先ほど指摘を、監査のほうにこの点とこの点を含めとか、そういうのは自分は受けてませんという指摘をした。それ以外は、思うとか、何とかという以外はこのとおりですというふうに言われたんで、これも事実だということを認められた上でお尋ねをしているんですけど。どういった思いでJ社さん、相手は契約者ですよ、あくまでも。そりゃそうです。契約者さんが、今市長がおっしゃったように、市役所の職員さんのミス、これは不可抗力というか、致し方ない状況であったというのも市長も今教えてくださいましたけど、そういった中で発生をした。ただ、契約の履行をせにゃいけんけえ、こっちに直す責務があるというのも9月議会で市長が私たちに訴えてくださった内容です。

じゃけど、この発言を読むと、J社が自ら要はトイレを修復することを期待していた旨の監査では聴取をしているというのは、これはどういったことを言われたんかなと思って。

◎証人（小林嘉文）

これは、私は言った覚えはないです。

○副委員長（齋藤一信）

なるほど。事実ではない。ほんなら、これも監査に指摘しないとイケないですよ、これは僕は言うたらんと。市は言うてないでとか。

◎証人（小林嘉文）

誰が言ったか分からないです。

○副委員長（齋藤一信）

監査は市長が言うたとあります。

◎証人（小林嘉文）

それは聞いてないです。

○副委員長（齋藤一信）

聞いてない。

◎証人（小林嘉文）

聞いてないです。

○副委員長（齋藤一信）

聞かれてない。

◎証人（小林嘉文）

はい。

○副委員長（齋藤一信）

なるほど。ほんなら、市の誰かがこれを思うた節があったんかなというふうにこの文章を市長は読まれたんですかね。

◎証人（小林嘉文）

そうですね。

○副委員長（齋藤一信）

あらら。すみません。ありがとうございました。

○委員（大月隆司）

今回、補正予算が2回否決をされたという流れの中で、そもそも1回目を否決したときに、あれ、何かおかしいなとかというような認識はなかったんですか。

◎証人（小林嘉文）

トイレと一緒に幾つか削除されたから、トイレはいかんのじゃろうなという印象を持ちました。

○委員（大月隆司）

大体議会が修正をする理由をつけてます、当然のことながら。提案理由の説明もします。当然、予算決算の委員会等々、いろんな分科会等々で説明します。説明してねえな、これというふうに関心があったんですか。1回目のときに否決理由がコロナの予算じゃとかというような話だったけども、本当の理由のところには一切触れてねえわけでしょう、議会あ。当然、報告を受けてないけえ、我々は分からんわけだから。

◎証人（小林嘉文）

私も分かりません。

○委員（大月隆司）

いやいや、説明を本来されにゃあいけんわけでしょ。もう市長は知ったわけでしょ。仕様書の誤りがあって、コロナの予算にほんなら変えていこうやというて、その流れは分かっったわけでしょ、もう既に1回目の提案を議会にするときには。

◎証人（小林嘉文）

もちろん報告は受けてましたけど、議会に説明したかどうかというのは、私も分かりません。すみません。

○委員（大月隆司）

当然、今の話の流れじゃ分からんでしょう。2回目で否決をされたときに、初めて前川部長に言われて、してねんじゃったら、ちゃんとおめえ行ってけえやというような話になっとなんじゃけえ、当然そこまでは議会に説明したことすらも説明してないというのは、そういう事実は多分知られんかったんだらうと思うんですけど、これは間違いないですよ。

◎証人（小林嘉文）

そうですね。もし、知ってたら、即、この場で行けと言うでしょう、多分、説明に。

○委員（大月隆司）

そういうふうと言われる割に、1回目、2回目とも本当の部分にも触れられないような修正案の理由、議会が。本来であれば議会がこの案件を修正するのであれば、従来仕様書の誤りによって市が本来直さないものだけれども、コロナの予算は適当ではないとかというような形で理由づけすると思うんです、ちゃんと説明してたら。それが最初の前段がないのにおかしいなと思わず、気づかないというのが、どうも不思議でいけないんですけど、本当に知らなかったんですか。

◎証人（小林嘉文）

市長になって6年ですけども、多分記憶にある限りということになっちゃうんですけども、これはもうちょっと議会に今は説明するなと言ったことは一度もないです。もう逆のケースばかりで、ちょっとこれは待ってとか、そういうふうにした記憶は今まで一度もないです。何かあったら教えてください。

○委員（大月隆司）

気づいたか気づかなかったかというだけで、事実を議会に説明をしてないことを市長自らが知ったというのは、前川部長に指摘をされたときに初めて知ったということですね。

◎証人（小林嘉文）

はい。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

○副委員長（齋藤一信）

先ほど市長が風通しについてのエビデンスがないというふうにおっしゃったんですけど、監査のほうとしてのこれがエビデンスかどうかといえば、私はもう十分な証言、いわゆるエビデンスになり得るものだというふうに認識をしておりますが。

令和3年3月、この監査の最終最後、14ページの市議会の定例会の会議録に退職される職員から次のような挨拶が掲載されていたということで。これは要するに、市長にお願いしますと、どうかもっともっと職員を大事にしてください、明るく楽しい職場づくりを行ってください、そうした職場であってこそ職員のやる気につながりますということを発言をされて職を去られておまして、こういったことから、決して風通しはよくないということをして市長にお願いをしているというふうに、普通に読み取ればそのように認識をして、これは監査の方も十分風通しがよくない職場になっているんじゃないのかなということで引用されている文章ですけど。市長、この見解、所感、どのようにお持ちですか。

◎証人（小林嘉文）

これは事実ではないです。大体風通しが悪かったらこんな数字はできません。

○副委員長（齋藤一信）

いえいえ。すみません。ああ、そうか、そういう捉え方を。すみません。

○委員（大月隆司）

今、そもそもそういう職場ならそういう数字は出ませんという話だったので、お伺いするんですけど。

会議とかミーティングとかというのは、すりやするほど風通しがええ職場じゃというふうにほんなら認識すりやええということですか。

◎証人（小林嘉文）

結果が出る会議をしているということです。

○委員（大月隆司）

結果、出てないじゃないですか。議会でどんだけ修正されてます。どんだけミーティングやって、それで結果出てます。

◎証人（小林嘉文）

大月委員の言われる結果って何ですか。

○委員（大月隆司）

質問に私が答えるようにはなってません。

◎証人（小林嘉文）

私は、結果というのは、市民サービスが向上することだと思っています。市民がより幸せな生活が送れるようになることが、私の結果です。

○委員（大月隆司）

だから、それがためにいろいろ提案をされようわけでしょ。

◎証人（小林嘉文）

ありがとうございます。

○委員（大月隆司）

いやいや。提案をされるわけでしょ、市長自身が議会に対して。でも、こんだけミーティングや何やかんやしても、きちんと意思疎通ができてないんです。この現状をどういうふうに思われて風通しのいい職場なのか、私には理解できない。

◎証人（小林嘉文）

全部通っているということにはなってないわけですし、そこは私も大いに反省して、どうしたら議会との関係をもっと改善していくといたしますか、よくしていくというか、市民生活向上のために働く集団にお互いがなっていくにはどうしたらいいかなと常々考えてますけども。大体のことは今まで私がやりたいと思っていることはやれてますし、その結果も出ている結果になっているということです。それがこの数字、今先ほど説明した2度の災害で10億円も笠岡市の財政出動をしておきながら、一時的に基金も大分減りましたけども、今平成27年度のレベルを上回っていること自体が、少し健全な方向に今向かい始めて、何とかうまくいき始めているということは言えると思います。

○委員（大月隆司）

本題と離れとるからあんまり言いたくないけども、その分資産減ってるんです。土地を売ったり、いろんなものを売ってということもあるわけです。いろんなものがあって、今の水準を何とか維持しているというふうにしか見えない。さらに言うと、それだけ10分の10くれるような財源を探し回って、きちんと説明ができないような予算を出してくる、職員相当苦勞してますよ、これ。

◎証人（小林嘉文）



これは典型的な事例があるから申し上げますけど、美の浜のグラウンドがありました。あれは教育財産だったんですけど、あのメイン通りに何区画か市役所の土地があったんです。5区画ぐらいありましたかね。私が市長になったときに、あの土地が全然売れなくて、そのまま塩漬けになって、それで私がああグラウンドの土地を吉岡さん、バックネットを寄附いただいたんで説明に行こうと思っていったときに、市の職員もみんな合わせてこんなもん売れるもんかと言われてたんです。なぜならば、メイン通り沿いにある区画が全然売れてないのに、小林さん、5,000坪の土地なんか売れるわけないでしょと言って、それはそんなことはない。これはバイパス道路もできるし、完成年度、令和7年度末に完成しますということをちゃんと訴えれば、市民は分かってくれるということで、それで財政課長だった前川さんやほかの人たちが、今まで回ったこともないのに銀行を回って、こういう土地があるんです、どうですかという営業をかけたら、何と4社も引き合いに応じてくれて、入札が成立して、最低価格1億5,000万円、3億6,000万円であの土地が売れて、それが簿価が0円ですから、笠岡市の財政が潤い、定住につながり、固定資産税につながっているのが今の現状です。

○副委員長（齋藤一信）

監査請求の14ページ、先ほどの話に戻りますけども、一番最後、退職者の方の市長はもっと職員を大事にしていってほしいという強い切望というか、お願い、つまり大事にされていない節があるというのが、この文章を普通に読み込めば裏にはあるわけで、これはそんな事実はないというふうにおっしゃいましたよね。こんな市長お願いしますと、どうかもっともっと職員を大事にいただき、明るい楽しい職場づくりを行ってくださいというこの発言に対して、これも風通しが悪いというエビデンスにはならんということをして市長はおっしゃってるんですかね。こんな事実はないんだということをおっしゃったんですかね。

◎証人（小林嘉文）

その職員の退職する際の議会での挨拶文、何で代表監査がこれを引っ張って最後の文章にしたのかというのは、本意がよく分かりませんが。いろいろ事情、例えばこの人は私しか言ってやれないんだと思って、勇気100倍でみんなの前で言ってあげなきゃと思って言ったかもしれませんが、いろんな思いがあって語ったことだと思いますので、それはそれで尊重しますけども。事実とは違うなという気はしています。

本来、仕事というのは厳しいものだと思いますし、結果を出さなきゃいけないものだと

思いますし。日本は2008年に人口のピークを迎え、ピークアウトしているわけですが、笠岡市は昭和35年にピークアウトしているわけですから、それでどんどん今人口が減ってる、社会動態もマイナスの状況は、私が市長になったとき、平成28年がマイナス400人、社会動態、史上最悪の1年だったわけです。こんなことをやってたら笠岡は終わってまうぞという中で、いろんな事業を展開して、働く場所を増やさなきゃ、地場産業を育成しなきゃ、今までやってたことは間違ってたんだ、今までのとおりやってたら、前例踏襲をしたら笠岡市は終わりますということはこの6年間言い続けてきた。だから、仕事そのものは厳しいことなんです。結果を出さなきゃいけない。その結果が、今、ホップ・ステップ・ジャンプでいえば、ステップ段階に来るぐらいのめどがついてきてます、第7次総合計画の下期計画をしっかりと実行していきましょうというところまでやっとなってきたということなんです。それは議会としても評価してほしいです。

○副委員長（齋藤一信）

僕は質問してないんでよく分からないですけど、風通しについて、風通しはいいと、風通しが悪いというエビデンスはないというふうにおっしゃったので、これは十分なエビデンスになりますというふうに私の意見をお示しをし、尊重はしますが、仕事は元来厳しいものであって、もっともっと大事にさせていただきたいという思いは尊重しますが、多少の大事にしない程度は、仕事というのは厳しいもんだから我慢なさいということをおっしゃったんです。

◎証人（小林嘉文）

全く違います。

○副委員長（齋藤一信）

そうですね。どういうことを言ったんですか。質問してないこと、仕事は厳しいものだとおっしゃったから、それがつながってるのかなと思って聞いたんです。あなたの発言に対して、そういうことを言いたいんですかと聞いたんです。

◎証人（小林嘉文）

厳しいことと、それで市の職員が厳しいからやる気がないということにつながるということですね。厳しいことと、大事にしてないということもつながりませんし。

○副委員長（齋藤一信）

あなたが厳しさを説明されたから、私はその大事にしてなさを厳しさという言葉で代えて言っているのかなと解釈したんですけど、なぜ厳しいという発言が出たのか、説明

を一生懸命されたのか分かりません。私は、大事にしてないということは、この言葉について、職員さんが退職される折に、職員をもっと大事にしてくださいとあなたに対して言ってる、その言葉は尊重はしますが、どうなんです。

◎証人（小林嘉文）

それも具体性に欠けるなというふうに思うんですけど、職員を大事にしてないと言っておっしゃってますけども、どこを取って大事にしてないかというエビデンスはあるのかなと思うんですけども。職員の待遇であったり、仕事の環境であったり、具体的な事例をピックアップしていただいたら、職員を大事にしているということが分かると思います。

○委員（大月隆司）

先ほどの市長の職員の退職の際の発言について、勇気100倍言ったんでしょうけどみたいな発言をさっきされたんですけど、勇気100倍出さなきゃああいうことを言えんような環境なんですか。だそうであること言えるような環境なんですか。

◎証人（小林嘉文）

何を言わんとしているんでしょうか。

○委員（大月隆司）

自分が先ほど言ったんです、そういうて。

◎証人（小林嘉文）

議会の公的な場で挨拶、議会が縛ったんでしょうけども、議員の皆さんあるいは執行部の部長がいる前で言うのは、いずれにせよ勇気の要ることだと思ったからそう言っただけです。

○委員（大月隆司）

それは市長の捉え方でしょうけど、今の話の流れでいうと、我々が感じているのは、そんな今の中身、退職のときの挨拶ですから、内容は自由です。あの内容を勇気100%出さんと発言できんような内容だというふうに自らが認識されとってそういう発言をしたのかというふうに思ったわけです。だから、そういう環境なんですかと。

◎証人（小林嘉文）

私が思うに、普通あの席で挨拶するのは、議会の先生方皆様には大変お世話になりましたという挨拶をするのが普通だと思いましたけど、何でここで市長の話題を出すのかなというのがよく分からなかったという意味で、よく勇気があったなというふうに思います。それだけです。

○委員（大月隆司）

だから、そんだけ多分環境が悪いんだろうなというふうに私たちは取れるということをお伝えしたかっただけです。

以上です。

○委員長（原田てつよ）

ちょっと待ってください。次々まだ皆さんありますか。

そしたら、10分間休憩します。3時半まで休憩いたします。

午後3時19分 休憩

午後3時28分 再開

○委員長（原田てつよ）

それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

続いて質問がある方。

○委員（栗尾典子）

先ほどに続いて風通しの話なんですけれども、風通しがいいとか、悪いとか、非常にいいというふうな市長さんのほうからの御発言なんですけど。証人尋問をしている中で市長に大きな声でいろんなことを言われて、何でもここまで理解してもらえんのんだろう、何でもここまで言われんといけんのじゃろうという発言がありました。普通に考えて、それ、風が通ってないと思うんです、どんと来て。何でも理解してもらえないんだ、何でもここまで言われんといけんのじゃろうと思ったという職員の発言もあります。そのことについて、市長は実際にそういう思いを聞いたことがあるのか、また今私は言いましたけども、そのことについて市長は風通しがいいと思うのかどうか、お聞かせください。

◎証人（小林嘉文）

そんな印象を持っている可能性があるなあなんて感じたことはあります。ただ、先ほど齋藤先生にも説明しましたけども、仕事は結果を出して何ぼですし、結果を出すためには何をしなきゃいけないかというのははっきりしているし。ただ、今までは公務員というのが全面に出ると、どうしても前例踏襲とか、いやあ、人口減るんだ、しょうがねんじゃというような理解をしがちなんですけども、じゃあ、何でもほかの町、増えているところもあるのというところから来ると、何か我々に足りないんじゃないのという話をどんどんしていくと、そうじゃな、そうじゃということになっていく。それをやらんといかんじゃろうと言ったら、それはそうですね。今までやってこなかったのをこれからやらなきゃいけ

ないということになると、相当ストレスがあります。それで、私も全面に一緒になって頑張ろうやという話になって、風通しがよくなっているというのが今の現状です。

○委員（栗尾典子）

あくまでも風通しはよくなっているということなんですね、そう思う職員がいたとしても。

◎証人（小林嘉文）

非常にと私は言ってません。風通しは間違いなくよくなっていると思います。

○委員（栗尾典子）

今回、なぜこういうふうにならなかつたのか、早く改修に取りかかれなかつたのかというのをずっとこれまで聞いてきたわけですが、私の理解では、トイレを早くしなければいけないけれども、市長のほうから、先ほど出た水と緑の公園の活用を急いでくれと大変大きな声で再々言われたと。そこにばかり注力をしていて、そこにばかり気が行って、忘れていたわけではないけれども、そっちのほうで大きく占めていたと。トイレのほうは、何とかやらなきゃいけないんだけど、後回しになっていた。さらに、その中で市長のほうで、水と緑のふれあい公園の活用がうまくいかなければ契約は破棄する、破棄してもええんじゃないか、相手方に対してそういう脅しのような言葉を言ったと。だから、そうあつては契約上相手方に対して申し訳ないので、そんなことは絶対あつてはいけないと思ったというような発言もあつたので、私は契約以外の、契約とは的の外れた利活用、水と緑のふれあい公園を早くしろと大きな声で言われた、そこに何か要因の一つがあるのではないかなというふう感じたんですけども、市長はどういうふうにお考えですか。

◎証人（小林嘉文）

7月22日に社長と面談しているタイミングでもう新年度でやるという方針だったというふうには私は理解しています。別に9月の補正、そのタイミングでは間に合わんと思いますけども、9月の補正や12月の補正で上げるなんていう意識はみじんもなかったです、私自身は。

○委員（栗尾典子）

話がずれるかもしれませんが、公園の利活用がうまくいかなければ本来の契約自体も破棄すると言ったという事実はありますか。

◎証人（小林嘉文）

分かりません。

○委員（栗尾典子）

覚えていない。記憶にないということですか。

◎証人（小林嘉文）

記憶にないです。

○委員長（原田てつよ）

ほかにありませんか。

○委員（仁科文秀）

今、市長の答弁の中で、監査委員から指摘された覆い隠すことへの疑念と、それから職員と分け隔てなく意見交換ができてきているのかということについては、これは問題がないというような意見を市長は言われました。今、栗尾委員も言われたように、市の職員も体育会系の何を言われても気にしないような職員ばかりではない。特に管理職を対象に、そういった叱責とか、それから意見を市長のほうで言うということはある。その中で、言われれば言われるほど、自分の考えが言えなくなる。言う、それが批判されるものになったりする、あるいはどうしてもマイナスの情報を出すと、また指摘されて叱られるということから、どうしても言っただけで自分が責められることについては、だんだんだんだん言わなくなるような、そういう状況があるということも、今までの証人の方、職員から言われております。そういったことについては、そういった問題はないというふうに市長は今認識されますか。

◎証人（小林嘉文）

ゼロ・100じゃないんで、少々のごときはそういう言いにくいなと思う職員もいるかもしれませんが、あれは報告できなかつたんですということもあるかもしれんですけど、大体分かります、私は、想像がついてるから。

○委員（仁科文秀）

職員の性格とか、それからこういうことを言ったらこの職員はもうほとんど気にせずに対応するだろうとか、この職員は言う、意気消沈して余計に報告が上がらなくなるだろうということも、何年か付き合えば分かると思うんです。そういう職員に対して配慮する、少し職員に対する対応を変えていくようなことは市長はされてないですか。

◎証人（小林嘉文）

当然、生まれながらにそういうことで生きてると私自身はそう信じていますけど。

○委員（仁科文秀）

ですから、今さっきの監査報告の一番最後に出てる退職職員の発言というのは、今まで経験したことを自分なりに判断した上で、今後、今在職してる職員を励ましたり、市長にちゃんと対応してもらいたいという意味で言ってる、そういうように我々、私は捉えるし、市長にその部分も変わっていただいて、市長の前でも自分の意見が皆さんの管理職であっても、職員であっても言えるような風通しのいい役所になってもらいたいということ強く思っておりますけども、市長はそれはもうある程度できているという今判断をされてますけども、いかがですか。

◎証人（小林嘉文）

多少はでもできてない部分もあるかもしれませんが、体制においてはできていると思いますし。最近、挨拶で発言した職員も、随分変わったな、よくなったなといつも褒めてくれます。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。

○委員（坂本亮平）

いろいろこれまでお聞きする中で、今風通しがいいという話も出ておりました。市長の思う風通しというのは、どっちの方向へ向いて吹く風でしょうか。トップダウンでしょうか、ボトムアップでしょうか、その双方向でしょうか。

◎証人（小林嘉文）

市民第一に考える職員集団になる、現場第一に考える職員集団になることが、風通しのいい方向になることです。事業をする、市民サービスを向上させる、全てのヒントは現場に落ちているし、市民と接することによっていろんなヒントが与えられて、それを実行して結果を出すことが風通しのいい組織。それで、市役所の中で国から交付金をもらったものを分配したり、国からいただいた制度を利用して市民、申請に来た人に対して対応したりしてると、どうしても市民が見えなくなります。現場に行って、実際どうなっているのかということを知って、直接意見を聞いた上で、国の制度、県の制度と実際の実態とをうまくアジャストする能力を持つことが、風通しのいいという意味なんです。

○委員（坂本亮平）

今、大きい枠でお話をいただいたんです。今、多分皆さんが理解しているのは、庁内の

中で市長から発信する情報、下から上がってくる情報、どういうコンセンサスを持って意識統一がなされているのかということだと思っております。前回、ここでお話、証人された方も結構強い言葉を言われると、市長が見とるところは非常に高いところを見とると、我々ではなかなか追いつかないところがある。ただ、その中で、いやそれを言うたわけじゃないんです。そういう声があったということ。

◎証人（小林嘉文）

そのとおり。

○委員（坂本亮平）

ただ、それについて、市長から大きな声で言われるときには、自分自身に関係のないことは忘れるようにしとるんだと言われる。それが今の現状だというふうに私は思いました。そこが風通しがいいのかどうなのかはよく分かりませんが、実際に現場にいる部長が、そういう部長さんが、経験者がそういったことを発信するという事は、実際に庁内の中でそういった次のポジション、各部をまとめる方々がそういう意識があるんじゃないかと。これまでここでお話をされる方、特に役職が上がれば上がるほど、分からない、忘れた、記憶にない、こういう声が非常に多くなっています。それは、その中のやり取りのことを我々はただ単に聞いているだけですけれど、実際にそれが分からないという声が多すぎます。事細かく聞いていくと、それは答えられるんです。そこに矛盾が実際出てきております。それが果たして風通しがいい組織なのかと、市長の言われる市民サービス第一というのは分かりますが、実際足元では庁内がそういった風通しがきちとなつとんかなと思うんですが、そのあたりどうでしょうか。

◎証人（小林嘉文）

何かいかにも全員の部長が、全員の課長がそう言ってますと聞こえるような発言は語弊があるというか、誤解を生みやすい。中にそういう部長や課長がいてもおかしくない、それが組織ですから。ただ、方向的には私は間違っていないと思うし、風通しのいい組織に今なりつつあるというふうに思います。

○委員長（原田てつよ）

委員の皆さん、よろしいですか。

○委員（藤井義明）

しかし、今回の件でも、なかなか言えなかったと、それが本当に風通しがいいと言えるのかどうか。市長に言えなかった、議会に言えなかった、言いにくかった、それはそこに



風通しが悪いところがある、あるいは信頼関係がない、それから今ボトムアップとかトップダウンもありますが、特にそういうところに問題があるんじゃないのかなという、今回の件に関してです。普通のことに言えるわけではなくて、今回の件に関して質問をしようるんで、一般の普通の話をしているわけではないので、今回なぜこういうことが起きたかということは、普段に問題があるから起きたんです。問題がなければ起きなかったかも分らん。じゃあ、何で起きたかというふうに思いますか。

◎証人（小林嘉文）

何を言えなかったのかよく分からないんですけど。何のことを言っているのか。

○委員（藤井義明）

じゃあ、ここは何の百条委員会ですか。

◎証人（小林嘉文）

何を言えなかった、何が言えなかった。

○委員（藤井義明）

ミスのお話です。ここは百条委員会の仕様書のミスのお話をしています。

◎証人（小林嘉文）

ミスのお話は聞いてますよ。

○委員（藤井義明）

その話は、議会とか市民に対して公表できなかったのは、そこに何かの問題があるからじゃないんですかと聞きようるんです。

◎証人（小林嘉文）

だから、言うように公表する、でも全然問題ないですし、それはちゃんとオープンにして話をすべきだったと思うから、9月に私は議会で説明をさせていただいたわけです。それは当然言うべきことだと思います。

○委員（藤井義明）

辞職勧告の後に、コロナの対応予算で意図的に説明していなかったということでもいいですか、説明し忘れたとかという質問に対し、説明する必要はなかったと市長は言っているんです。必要がなかったと言っているんです。先ほどは何でも説明するとおっしゃったのに、ここでは説明する必要がなかったとおっしゃってんだ、はっきり。

◎証人（小林嘉文）

コロナ対策予算を使って10分の10、国から交付金をもらえるからトイレの改修をやらせ

てくださいと申請を上げるときに、セットで、いや、実はこれ記載ミスがありまして、なんてことは言う必要はないと思います。

○委員（藤井義明）

必要がないんじゃないくて、言わなきゃいけない義務があるんです、間違いなんだから。

◎証人（小林嘉文）

それはちゃんと説明したらいいけど、同じ場では説明する必要がない。

○委員（栗尾典子）

それ、国に対してばれたときって、いいんですか。

◎証人（小林嘉文）

何度も言いますけども、トイレの改修は必要だったんです、コロナ対策上。そういう一面、側面もありました。

○委員（栗尾典子）

財源の問題だというふうに、今までの証人の方からも財源を確保するためにコロナ対策が必要だったと聞いています。その背景は、何回も言うけども、仕様書のミスがあったから早急に直さなければいけない、市の責任を持って直さなければいけないということですよ。

◎証人（小林嘉文）

そうです。

○委員（栗尾典子）

ですよ。そしたら、本来は市のお金で直すべきですよ。

◎証人（小林嘉文）

コロナが発生してなかったら。コロナが発生していたんです。新型ウイルス感染症が広がっていたから、その対策も同時に取らなければならなかったからです。

○委員（栗尾典子）

すみません。市長の認識をもう一度改めてお伺いします。

このジェイ・イー・ティさんのトイレの改修は、仕様書のミスがあったからやるんですよ。コロナがあったからやるんじゃないですよ。

◎証人（小林嘉文）

何度も説明していますが、両方の側面があった。ただ、最初の段階で発生したのは、確かに仕様書のミスがあったことであり、7月22日にジェイ・イー・ティ社側から、これ

は間違いじゃないですかと指摘を受けたときは、間違いだということをうちの担当が認めたので、それはすぐに改修せんといかんなどというふうに言って、次の年の3月の新年度予算に入れることにしました。ただし、その間に新型コロナウイルス感染症が拡大している中で、国からの交付金の対象の中に入っているということが担当者が分かったんでしょう、それで国にいろいろ相談をしてみたら、これは10分の10、補助が出ますという内示をいただいた。それはよう頑張ったなどということで、じゃあアカウントはそこのアカウントを使わせてもらいましょう。だったら、その文章に合わせて議案提出の文章を書き換えなきゃいけないと、多分、私は指示してません、担当がそう思って、そう書き換えたんじゃないのでしょうか。

○委員（栗尾典子）

では、笠岡市が100%責任を持つのではなくて、コロナに半分責任を持ってもらおうと、持つべきなんだと、笠岡市とコロナが半分ずつですということを市長さんは今言われてますか。

◎証人（小林嘉文）

何度も説明してますけど、両方の側面があったということです。

○委員（栗尾典子）

半分ですね。

◎証人（小林嘉文）

半分じゃなしに、両方の側面があった。

○委員（栗尾典子）

両方、100・100ということですね。

◎証人（小林嘉文）

100オア100です。

○委員（栗尾典子）

200ですね。それは、副市長が先ほど言われました。表に出すと国の補助金が使えないと思ったからそれを正直に言うことができなかつたんだというような趣旨の発言がありましたけれども。今、市長が言われているのは、表に出すとコロナの補助金が使えなくなるからというのではなくて、そもそも市が100でコロナが100で200、よく分かりませんが、ダブルでやらなきゃいけないと思ったということではないんですかね。

◎証人（小林嘉文）

それを国に説明する必要はないと思いますし、内示をもらっているわけですから。ただ、議会には実はこういうことがあったんですという説明はしといたほうがよかったと思います。

○委員（栗尾典子）

ごめんなさい。しつこくて。私は市長さんの言われることがよく理解できなくて申し訳ないんですけども。

例えばこれが通らなくて、議会がコロナじゃないじゃろうということで蹴ったわけですけども、これコロナで仮に通りましたと言った場合、国から調査が入って、あれ、これって笠岡市さん、コロナで直したと言ようるけど、本当は記載ミスがあって直さんといけんかったんじゃないねん、これコロナじゃねんじゃねんってばれたときって問題ない話なんですか。すみません。新人議員でよく分からないんですけども。

◎証人（小林嘉文）

その一面が、側面があるということで説明すればいいと思いますけど。

○委員（栗尾典子）

そうですね。2つの側面があるんですというふうに最初から説明してくださってもよかったんじゃないかと今の説明だと思うんですけども。

◎証人（小林嘉文）

全くそのとおりです。

○委員（藤井義明）

何でしなかった。

◎証人（小林嘉文）

分かりません。

○委員（藤井義明）

分からんことはないでしょう。市長はちゃんと分かってたから予算を通したんでしょう。分からないということはないでしょう。

◎証人（小林嘉文）

もちろん議会に説明したというふうに私は思っていたというだけの話です。

○委員（藤井義明）

今の発言、分からないと言ったんでしょう。

◎証人（小林嘉文）

分からないです。

○委員（藤井義明）

分からないことはないでしょう。ちゃんと自分は認識してたんだから。

◎証人（小林嘉文）

分からないと言ったのは、議会に説明して終わっていたかどうか分からないと言っただけです。

○委員（大月隆司）

そもそも、公式文書に両方とも書けばいいじゃないですか。そういう再々認識じゃって今やり取りの中でそういうふうに使われたじゃないですか。じゃあ、何で最初からそういうふうに出さないんですか。

◎証人（小林嘉文）

記載ミスということになると、国からの交付金は多分下りない。いや、分からないです。分からないけど、多分下りないんじゃないかなと思ったんじゃないですか、担当は。

○委員（大月隆司）

市長は査定されたんですよね、当然。いろいろ報告を受けて、予算案というのは市長が提出されるんですよね、議会に。だったら、きちんと両方の説明をして出せばよかったんじゃないんですか。担当がどうこうじゃなくて、市長がそのときになぜそういうふう判断できなかつたんですか。

◎証人（小林嘉文）

それは市役所の監査委員室の隣のトイレとか幾つかトイレの改修案を出したと思いますけども、それがセットになってるから、ここだけは実は記載ミスがあったみたいなことに多分ならんと判断したんじゃないかと想定してますけど、私は。一緒に申請したんだと思います。

○委員（大月隆司）

市長の見解でいいですか、それが。

◎証人（小林嘉文）

そう思ってます。

○委員（大月隆司）

それ、隠してるじゃないですか。

◎証人（小林嘉文）

でも、これは実はこうこうなんですと説明をしたらいいと思います。

○委員（大月隆司）

だから、それができてないからどうしてですか。先ほどのやり取りでちゃんと両方出せばいいじゃないですかの続きで話してるんです。

◎証人（小林嘉文）

両方は出せないと思います。

○委員（大月隆司）

さっき市長は、国の話でどっちの側面もあるからどっちも理由なんですと。

◎証人（小林嘉文）

オアと言いました。オア，100オア100，200とは言ってません。

○委員（大月隆司）

どっちもでしょ。

◎証人（小林嘉文）

オアと言いました。

○委員（大月隆司）

どっちかなんですか。そこをもう一遍きちんと。

◎証人（小林嘉文）

あるいはです。100あるいは100です。

○委員（栗尾典子）

そしたら、Aを出せばBを隠す，Bを出せばAを隠すということですよ。いずれにしても、どちらかを隠さなきゃいけないんですよ。

◎証人（小林嘉文）

コロナ対策は隠す必要はないと思います。

○委員（栗尾典子）

では、先ほど言われた役所のミス隠すということですよ。

◎証人（小林嘉文）

だから、何度も言いますが、コロナ対策で10分の10，国の交付金がもらえる，このストーリーで申請すれば，10分の10，国の交付金でこのトイレの改修ができる，合併浄化槽ができるんだというふうに判断したことは，私はよう交渉してくれたな，立派なことだと思います。ただ，そのときに実は記載ミスがあったということを議会には，両方書くん

じゃなくて、国の交付金が得られる申請書の中で、実はこの3つのトイレ改修案の一つはこんなことがあったんですということは説明したほうがよかったと思います。

○委員（栗尾典子）

そもそも、私が不思議なのは、一般の会社に勤めてたときに、自分のミスで契約違反が見つかりました、間違いが見つかりました、契約交わした後に、ごめんなさい私のミスでした、部長に相談します、部長どうしましょうかと、それは大変じゃ、もうちょっと上の者に相談するとかと言うと思います。どういう経緯か分かりませんが、とにかく早急にこれを直そうやと、直さんといけん、相手に迷惑がかかるとることじゃから、契約をしとるんだから、とにかく早急にしようと言ってとんとんとんと話が進むべきものだと思うんです。

◎証人（小林嘉文）

事例はあんまり適切じゃないと思うんですけど。例えばこういうことなんです。私が製造メーカーでA社に物を例えば100万円で売りました。ところが、契約を結んだんだけど、A社からドタキャンをされました。それが例えば合法的な方法でのキャンセルだったとして、私が100万円分の商品の在庫を抱えてしまって、よくよく見ると、私が結んだ契約上に私のミスもあったと、そこに。そこを相手から指摘されて、この100万円の契約が破断になった。市場価格も下がっているから、A社にしてみたらちょうどいいわという話になってたかもしれない。分からないよ。契約をキャンセルされました。ところが、B社が出てきて、ちょうどいいわ、これ、緊急で欲しかったんだだけ、3か月後のデリバリーになるというから、これどうしようかなと思ってたけど、今、そこに在庫あるの。じゃあ、それを買いますわ。それもこの値段で買いますわというふうに言ったために、部長にはこの契約のミスがあったということ例えば営業マンが言わなくて、B社に売れました、A社がキャンセルしたんですけど、B社にうまくつなぐことができましたと言ったときに、部長としては、何で細かいことをちゃんと報告しないんだと言うと思いますけど。

○委員長（原田てつよ）

市長、分かりました。質問があるので。

○委員（栗尾典子）

すみません。全然例えが分かりにくくて。簡単に言うと、100万円で納めた商品の中に、30万円でも10万円でもいいです、10万円ほど腐った商品があったと。そしたら、すぐに直してくれるんじゃないんですか。

◎証人（小林嘉文）

話が全然違う。

○委員（栗尾典子）

余計難しい。

○委員（大月隆司）

そもそも比較の話が悪過ぎる。なぜなら、原資は税金なんですよ。税金ですよ。どうであれ、きちんと説明せにゃいけんものをせずに、自分の都合で報告しなくてもええし、説明もしなくていい、そんなことにはなってないです。

◎証人（小林嘉文）

だから、私が再三言っているように、説明すべきだったと思います。

○委員（大月隆司）

だから、なぜきちんと最初のもう入り口から違うんだったら違うで上げりゃいいじゃないですか。そこでこそくな手段をするからそうことになるんでしょう、コロナの財源がとって。そんなことをしなくたって、契約上違うんだから、きちんと市が責任を持って直しやすむことでしょう。それができなかったのが、最大の原因でしょう。

◎証人（小林嘉文）

コロナ対策予算が使えるということを見つけてきたのは立派だと思いますけど、私は。そのときに説明をしとけばよかったなとは思いますが。

○副委員長（齋藤一信）

市長、なぜ3月の補正と6月、要は9月に至るまで、市長が本来それは議会のほうに言わにゃいけんかった。ミスも2つありますので、職員さんの契約のときに合併浄化槽が見抜けんかった、そのミス、それは誰も議会のほうは気にもしてないです。市長と一緒に、それは人がやることなんで、そのミスについてはしょうがないです。

だけど、もう一個のミスがあります。そのもう一個のほうのミスを私はこれから言いますが、市長が先ほどから繰り返しおっしゃっているように、議会に事実を伝えていなかった。市長が9月議会のときにそのようにおっしゃってくれて、議会に事実を言っていなかった。これについては、何で市の職員さんは私たちに事実を言わなかったんでしょうか。最高管理責任者である市長としての御見解をいただきたい。

◎証人（小林嘉文）

分かりません。



○副委員長（齋藤一信）

なるほど。あなたは最高責任者として、自分自身がこれは議会に言うべき、しかも市長になられて、議会との風通しも含めてしっかり情報開示していきなさいという指示をしていたにもかかわらず、職員さんはそのことを怠った。監査があなたの管理責任を問うたのも、やむを得ないというふうに私は監査を読んで思いますが、あなたはその管理ができなかったということによろしいですか。

◎証人（小林嘉文）

管理責任はあると思います。

○副委員長（齋藤一信）

あるんですね。認めましたね、あなたにもう一回言います。本当に分かりませんか。市の職員さんに聞き取りも今日に至るまでしてませんか。このような問題になって、どうしてそこを議会に言わなかったの。いいですか。ずっと証人喚問をしてきて、どうしてもそこが言うに言えませんでしたという職員さんの発言が重なって重なってあるんです。非常に苦しんでたんだらうなというふうに思います。市長、どうして議会にその大事な部分、大事な部分ですよ、謝罪したぐらいですから、管理者として認めたわけですから。どうしてその議会に本当のことを言う、いいですよ、国に言う、言わんはそちらの判断です、今ずっとやり取りやりました、お聞きしました、なぜ職員さんは議会にそこを言わなかったんでしょう。そこが分からないと、再発防止につながらない。あなたにこれから再発防止の指揮を執ってもらわないといけない。だけど、分かってないあなたが再発防止はできない。その認識を確認させていただきたい。

◎証人（小林嘉文）

よく分かんんです。

○副委員長（齋藤一信）

難しいですか。

◎証人（小林嘉文）

はい。

○副委員長（齋藤一信）

分かりました。

◎証人（小林嘉文）

議会基本条例か何かの違反になるんですか。

○副委員長（齋藤一信）

いや、あなた謝罪しましたでしょう、9月議会で。なぜじゃあ謝罪したの。

◎証人（小林嘉文）

説明不足だったということを謝罪しただけです。

○副委員長（齋藤一信）

説明不足がなぜ起こったと思いますか。

◎証人（小林嘉文）

それは丁寧に説明したほうがよかったなという意味です。

○副委員長（齋藤一信）

謝罪文を読みましょう。あなたの発言です。いいですか、委員長。

○委員長（原田てつよ）

はい、どうぞ。

○副委員長（齋藤一信）

旧粗飼料供給基地の活用事業者を公募した際、当該施設に合併浄化槽を接続されていないにもかかわらず、その募集要項には管理棟が合併処理浄化槽に接続済みとの誤った記載をしており、借受け者はその事実を知らずに応募に至った次第でございます。このため、当該施設の所有者である笠岡市には募集条件どおりに施設を改修する責務があり、このことを説明できていなかったことについて深くおわび申し上げますとあります。

このとおりだと思います。あなた、これが説明できなかったことが、調査もしなかった、3月、6月も否決され、9月も否決されました。3度にわたって否決されたのに、なぜあなたは説明しなかったのとやり取りも最高責任者として今日に至るまでしなかった。

◎証人（小林嘉文）

だから、議会に9月の冒頭で謝罪するときに、幹部職員を集めて何で説明しなかったのかという議論はしたからこうなってるんだと思います。

○副委員長（齋藤一信）

なるほど。何でと言ったんです。

◎証人（小林嘉文）

何でと言ったかな。

○副委員長（齋藤一信）

分からない。忘れた。いいです。無理やり間違っただけを言われてもいけんけえ、分か

らんなら分らん、忘れたなら忘れた。

◎証人（小林嘉文）

記憶を今取り戻そうとしているんですけど。そんな茶々を入れても。

○副委員長（齋藤一信）

ごめんなさい。茶々入れました。黙っときます。

◎証人（小林嘉文）

何かストーリーをつくって、そのストーリーを通さんといかんみたいな説明を聞いたような記憶があります。

○副委員長（齋藤一信）

百条にまで至ってることですよ、市長。その原因を追求して、こういうことで職員さんは議会に説明ができなかったんだということが、あなたは最高責任者のこの時点で頭がない。

◎証人（小林嘉文）

百条になるとは思わなかったね。

○副委員長（齋藤一信）

だから、百条になって、今、最終、大詰めの日で、あなたがここに証人に立ってるわけで。

◎証人（小林嘉文）

百条委員会にかけられるとは思いませんでした。

○副委員長（齋藤一信）

思いませんでしたね。御苦労さんです。

◎証人（小林嘉文）

何の疑惑があるんですかね。

○副委員長（齋藤一信）

ですね。そのことについて。

◎証人（小林嘉文）

何の条例違反。

○副委員長（齋藤一信）

私が聞きよんです。あなたは証人です。いいですか、証人。あなたが最高責任者として、このこと、いいですか、あなた謝罪したんです、先ほど、9月議会で。そのことにつ

いての原因は、繰り返し言ってます、なぜ職員さんがこの議会に説明をしなかったのかということとはヒアリングもした内容は覚えてない。

◎証人（小林嘉文）

先ほど言いましたけど、議会への説明内容は、コロナ対策予算を使ってトイレの改修をするというストーリーにしちゃったからそのままいいのかなという思いだったように思うんですけどというようなニュアンスで説明を受けたような気がします。

○副委員長（齋藤一信）

気がします。再発防止はどのようにしたら、再発があってはいけない事案だというふう  
に認識されてますか、市長。

◎証人（小林嘉文）

常に二元代表制を尊重して情報共有をしっかりとしなさいということは日々口を酸っぱく  
して言ってますので、それをさらに徹底するということになるでしょうね。

○副委員長（齋藤一信）

全く同じ事案がこのように偶然に発生したら、あなたはどう指示しますか、部下の方  
に。

◎証人（小林嘉文）

アカウントは国の交付金が使えるということを最大限考えるというのは、当たり前のこと  
じゃないかなというふうに思いますから、そのときに議会にもしっかりと説明するよう  
にと多分言うでしょう。

○副委員長（齋藤一信）

だったら、再発防止、あなたは最高責任者としてどのようにやろうとされますか。再発  
防止は必要だという認識だということですよ。

◎証人（小林嘉文）

事業案件も物すごい量がありますから、その中で全てにおいてどこまで議会に説明して  
いるのかと聞くのは難しいです。それは分かりますよね。だから、特徴のあるものに関し  
ては、しっかり確認をする作業をやっていくということが大事なのかもしれません、しば  
らくは。

○副委員長（齋藤一信）

何かそういった再発防止に向けた対策を具体的に部下に指示する予定はありますか。例  
えば組織立ててこういった仕組みをつくって見たらとか、何か考えてみてという指示を出

すつもりはありますか。

◎証人（小林嘉文）

それはないです。

○副委員長（齋藤一信）

ないですか。このことについて、市長、反省されてますか。してませんか。

◎証人（小林嘉文）

できるだけ早いタイミングで議会に説明すべきだったというふうに反省しています。

○副委員長（齋藤一信）

反省してますか。できるだけ早い。

○委員（栗尾典子）

先ほど、ちらっとその証人が手を上げずに発言されたので、これは議事録に残るかどうかわかりませんが、何でも、何で百条にまでなったんだというふうに言われましたけれども、この百条委員会の趣旨は何だと思われていますか。

◎証人（小林嘉文）

全国の事例とかを見たんですけど、汚職とか疑惑、法律違反、不祥事、そういったものの事実を追及する委員会が第100条を使った特別委員会が設置されるみたいな知識しかないんですけども。だから、何の条例違反のかなというのは、私にとってはびっくりしました。これ、条例違反してたのかなという感じです。それで、百条委員会、何でも代表監査が突然辞めちゃったのかも、これどうしてですかね。分からん。監査報告も出てるのに、まだこれ今審査を受けてるのに、どうして監査委員が突然辞めちゃったのかもよう分からん。もう突然でしたから。本当に分からない、突然。

○委員（栗尾典子）

よくちまたでも、市民の方にトイレのことで百条委員会ってどういうことと言われます。

◎証人（小林嘉文）

そのとおりです。

○委員（栗尾典子）

でも、そもそも違うんですと。私が議員になって、議員の仕事は審査をして、これがいいのか悪いのか通さなきゃいけない。こういう理由でこういう事業があるので、これをするのかしないのかというその判断を迫られる。その中で、違う理由で上がってきたものを

判断しろと言われたんだと。そういうことがあっていいのかどうかという問題ですと言ったら、ああ、ああ、そういうことなんだというふうに皆さん理解してくださいませ。トイレじゃねんじゃなど。予算の編成に関することなんだなという、理解をしてくれます。そのあたりの御理解はされてます。

◎証人（小林嘉文）

先ほど言いましたけど、説明不足の点があったかなというふうに今反省をしているということなんです。

○委員（栗尾典子）

これまでの中で、私、委員会のほうでいろんな話をしながらどういうふうに再発防止に向けていくのかということがあると思うんですけども。予算編成の過程を全公開をしてもらいたいなというふうに思うんです。こういう事実があつて、こういう事業があります、こういう考えがあつて、こういう予算でというのを全て公開をする、そういうふうになれば、市長の圧力がかかっているんじゃないかという臆測がたくさん流れたりする事案がたくさんあるわけですから、そういうこともないんじゃないかなと思うんですが、その辺は考えられたことはありませんか。

◎証人（小林嘉文）

急に言われても分かりません。検討さえできないです、今。評価さえできないです。

○委員（栗尾典子）

あんまり難しいことを言ったと思わないんです。ほかの県やほかの市でもされていることなので、予算編成の過程を全て公開するというようなことはないですか。そういうことが可能じゃないですか。

◎証人（小林嘉文）

市長査定の現場を公開するという意味なんでしょうか。

○委員（栗尾典子）

予算要求があるところから順番に、こういう理由で予算が要求されます、査定の結果こうです、査定概要ができました、市長審査はこうでした、全てのことをオープンにすることはできませんか。そういうふうになれば、市長の圧力であるとか、そういったことに影響されずに、皆さんが見て、はあはあ、なるほど、こういう審査でこういうふうになって予算が出てきたんじゃない、それに対して議会はこういう考えなんじゃないというのが分かると思うんですが。

◎証人（小林嘉文）

課でいうと、四、五十課があつて、そこでいろんな事業を申請するわけですけど、それをどうやって見える化するというのは、よく分かんんです。どうやったら公開できるのか、よく分からない。ビデオで撮って公開するんですか。よく分からない。

○委員（栗尾典子）

また調べてください。いろんな市町村、県はもちろん多くの県で公開してます。市もしているところがありますので、やり方はいろいろです。公開されるべきじゃないかなと思います。というのが、先ほど齋藤委員からいろいろ言われてますけれども、何でそこまで分からないのかなと思うんですけど。何で言えなかったかって、私は圧力だと思うんです、さっきから言ってる。例えば、よくない例ですけども、虐待を受けた子供が虐待をする親と一緒に面談に来て、お母さんからたたかれたり、大きな声で言われたり、いろんなことしてるんと言ったら、子供は何も言いません。でも、1人になってそうっと寄り添うと、こうだったんだ、ああだったんだということがあります。

今さっき藤井委員も言われましたけれども、みんなの中では言えないんです。みんなの多くの中では言えないけれども、1人ずつ証人を呼んで、どうですか、こういうところは どうですかと言うと、ぼろぼろぼろぼろいろんなことが出てくるわけです。つまり、圧力を感じているということです。そういう認識はないですか。

◎証人（小林嘉文）

どこの自治体で見える化しているのかというのが、具体的に教えていただけるとありがたいですけど、我々も調べますから。

それから、事業査定において、私が肝煎りでこれを入れろとか、これをやれとか言ったことはないです。もう全部下から上がってきてやつをキャッチボールする中で、こういうふうな角度からやったほうがもっと面白い事業になるんじゃないのとか、そういう議論は徹底的にやりますけども、ブレインストーミングです。ただ、大体は市民生活の中でこういうことが困ってるという中で、だったらこれをどうしたら解決するのかという議論をやるだけで、突然市長がこれやってくれと圧力をかけたことは多分一度もないと思います。何か事例があつたら教えてください。

○委員（栗尾典子）

もう結構です。

◎証人（小林嘉文）

ありがとうございます。ないということですね。

○委員長（原田てつよ）

市長、栗尾委員がさっき言ったのは、そういうのでなくて、公開できるようにほかの市町、県はやっているの、そこを調べてください、もうここは終わっているんです。

◎証人（小林嘉文）

笠岡市もかなり公開をしているわけですから。

○委員長（原田てつよ）

そこはもういいです。終わりましたので、栗尾委員の質問。

それで、次をもう一回市長に伝えてあげてください。

◎証人（小林嘉文）

もういいですよ。

○委員（栗尾典子）

繰り返しになりますけれども、直接市長が圧力を持って事業がされてるかどうかというのではなくて、市長の存在自体や市長の振る舞いが職員に圧力を与えて、言わなかったり、みんなの前で言えなかったりすることがあるというふうに今までの証人尋問を経てきて思っているんです、私は。みんなの例えば市長室では何も言えない、凍りつくような雰囲気でも何も言えない、どうして言わなかったんですかと、言えるわけじゃないじゃないですか、あんな場で、市長ですよ、そういう言葉がどんどん出てくるわけです。わかりますか。

◎証人（小林嘉文）

そんな雰囲気になってないと思います。みんな腹抱えて笑ってます。

○委員（栗尾典子）

本当に分かってないんですか。

◎証人（小林嘉文）

そうになってないと言ってるんです。

○委員（栗尾典子）

自分が部下に対して圧力をかけているということの認識は全くないということによろしいですか。

◎証人（小林嘉文）

リーダーシップという意味では、こうしたほうがいいんじゃないのという話はします。



こっちの方向を向いていったほうがいいんじゃないか、何でこれはこうなってんのという質問はしますし。それが圧力と言われる圧力なんですかね。どうしてと聞いたら圧力なんですかね。

○委員（栗尾典子）

何で分かってもらえないんですかと言うのと、何で分からんのんなら、おめえはというのと、すげえ違うと思うんです、私。後者ですよ。私がヒアリングしたのは後者です。常に常にそれを言われ続ける、今市長引きましたよね。私、圧力かけたわけです。今のが圧力です。市長は部下に対して圧力をかけた覚えは全くないのですかと聞いています。

◎証人（小林嘉文）

何で分からんのなら、おめえはと言ったことはないです。今まで言ったことはないです。これで市民は幸福なんですかねという質問はするけど。市民のためになってるのかという話です。

○委員長（原田てつよ）

市長、言葉尻を取らないでください。

◎証人（小林嘉文）

原田さん、聞いたことないでしょ。

○委員長（原田てつよ）

私、市長室へそんなに度々行ってません。

それはいいんですけど、言葉尻を取って栗尾委員が言ったことを言っていないですじゃなくて、そういうやり方をしてないですかということなんです。

◎証人（小林嘉文）

やり方はしてません。

○委員長（原田てつよ）

してません。市長は感じてないということですね。

◎証人（小林嘉文）

そんなことは言ったこともありませんし。

○委員（栗尾典子）

結構です。

○委員長（原田てつよ）

ほかにありませんか、委員の皆さん。

○副委員長（齋藤一信）

3月の補正でコロナの対策としてトイレを直す必要があったという説明を私たちは聞きました。結果、否決という結論に至りましたけども。その際、議会に本当の理由の説明をしなかった。記者会見で新聞社がコロナの対応予算で意図的に説明していなかったということでもいいですか、説明し忘れていたんですかというふうに聞きましたら、市長のほうで、説明する必要がなかったというふうに答えたんです。説明する必要が議会になかったって記者会見で答えた理由は何ですか。説明する必要がなかったと言ったんです。動画も配信されてますけど。

◎証人（小林嘉文）

それはいつのタイミングなのか。3月議会が終わってから。

○副委員長（齋藤一信）

記者会見を市はユーチューブで上げましたよね、辞職勧告の後。

◎証人（小林嘉文）

3月議会の前ということですか。

○副委員長（齋藤一信）

辞職勧告を受けての記者会見をされましたよね、覚えてます。そっからいきましょうか。覚えてます。

◎証人（小林嘉文）

1月。

○副委員長（齋藤一信）

辞職勧告を12月で出して、記者会見が分からんかな。分かる。記者会見いっぱいしょうけえ分からんかな。辞職勧告を受けた記者会見は一回しかないはずですよ。

◎証人（小林嘉文）

やりました。

○副委員長（齋藤一信）

やりました。そのときに、もう一回言います。コロナの対応予算で意図的に説明していなかったということでもいいですか、説明し忘れていたとかと聞かれて、市長が議会に対して本当の理由、先ほどあなたは何度も繰り返し数時間にわたって議会に言わなかったことはいけんかったことじゃと言うて、反省してますまでおっしゃった、反省された、だけど記者会見では説明する必要がなかったんだと、こう述べた。あなたのその真意を聞いた

い。

◎証人（小林嘉文）

だから、ストーリーは1つじゃなけりゃいけないから、説明する必要はなかったというふうに言ったんです、さっきも言いましたけど。

○副委員長（齋藤一信）

国に対して。

◎証人（小林嘉文）

国に対しても、議会に対しても、議事堂の場合は。オアだから。

○副委員長（齋藤一信）

あなたの説明する必要がなかったの真意は、議場の場で、オープンな場で言う必要はなかった、陰でこそっと執行部が言うべきだったということで理解してよろしいですか。説明する必要がなかったと言っている。そのことは、この議場の場でオープンに説明する、そういった形は必要なかったということで、私かなり助け舟出しますけど。

◎証人（小林嘉文）

ありがとうございます。

○副委員長（齋藤一信）

そういった御理解ですか。かなり誤解を生んでいます、あなたの発言は。

◎証人（小林嘉文）

そういうことですね、多分。

○副委員長（齋藤一信）

議会に対して説明をする必要がなかったということは、どういった理由ですか。言ってください。

◎証人（小林嘉文）

だから、議会の場で、議事堂の場で説明をするときに、コロナ対策予算、10分の10、これだけでいけるというふうになったときに、その方向性で説明をするのは当然のことであり、でも実はこれは記載ミスがあったんですけど、10分の10だからコロナ対策予算を使いますなんていう説明はする必要はないと。

○副委員長（齋藤一信）

じゃあ、6月議会ではどうですか。

◎証人（小林嘉文）

それは3月議会ですよ。

○副委員長（齋藤一信）

そうです。

◎証人（小林嘉文）

そのときに、3月議会では、これはコロナ対策予算にはそぐわないと言われたんで、だったら起債してトイレの改修をすることになりますというふうに言われたから、ならそれでやってくださいというふうに説明を私が受けたというだけです。

○副委員長（齋藤一信）

議会で説明する。

◎証人（小林嘉文）

議会からこれはそぐわないという注意を受けたわけですから、コロナ対策予算から外して、起債をしてトイレの改修をすることにしたということです。

○副委員長（齋藤一信）

ごめんなさい。違うことを考えようた。皆さん、どうぞ。

○委員（栗尾典子）

コロナの説明をしなければいけなかったから、議場では説明をする必要がなかったというふうに今市長さんは言われたんですけども。じゃあ、コロナじゃない、起債ですということですよ、今度は。

◎証人（小林嘉文）

6月。

○委員（栗尾典子）

6月です。起債ですということであれば、そもそも理由を言わなきゃいけなかったんじゃないですか。AオアBだったんですよ。AかBかといって、Bを取ったんだから、コロナがなくなれば、本来の理由を6月では説明しなければならなかったですよ。

◎証人（小林嘉文）

どのアカウントを使うかということ自体で修正されたわけですから、今度は起債でということやるときに、実はこれは記載ミスがあったんですというのを当時説明していたのか、していないのか私自身知りませんでしたし。議会に対して説明したいかどうかというのは分からない状況ですから、それをじゃあちゃんと説明してというのは9月の補正予算で私とその決断をしたということです。それが6月にできなかったというのは、残念だ

と思いますけども、9月の補正予算でしっかり説明をさせてもらったということです。私が直接皆さんに。

○副委員長（齋藤一信）

6月の上程をされた際に、市長の言葉から説明がありました、議会のほうに上程理由として。そのときには、6月に至っても議場の場では本当のことはさすがに言えないという認識を持たれて発言されてたということですか。

◎証人（小林嘉文）

そのときに担当部署が説明していたのかどうかも、私は多分知らなかったと思います。記憶にないです。だから、もう言ってるんだらうなということで、起債でということになったんじゃないかなというふうに自分で勝手に解釈していたのかもしれないです。そのときに、もちろん、実はまだ議会に説明してないんです、この記載ミスのこととは言われたら、すぐ行けと、間違いなく、100%言うでしょう。それは周りから聞いてもらってもいいと思うんですけど。常に議会に対してどういう姿勢であるかというのは、職員は皆さん知っていると思います。

○副委員長（齋藤一信）

ありがとうございます。話が違うんですけども、今回、百条委員会を経て、複数人の証人の方にお越しをいただいて、発言をさせていただいております。ある職員さんの発言ですけども、パワハラのことについてお話が出ました。パワハラのことでも百条委員会とどのようにつながるのかなと思って証人の方にお尋ねを繰り返しておりましたら、結局先ほどから話が出てますJ社が借り受けているトイレのあの建物、管理棟がある。だけど、その隣の水と緑の土地、市長のほうからここで週一のミーティングで石田部長に執拗な要求が過度にあって、恐れを感じたと、恐怖を感じたという発言がありました。それとこれの話がどうつながるのかなと思って聞きましたら、結局、過度な要求が市長から出されたために、本来急いで直さないといけないトイレの改修の事務作業が手続上遅れましたというような趣旨の説明をされました。そのことについて、事実かどうかお尋ねをさせていただきます。

◎証人（小林嘉文）

それは事実と違います。ともかく、ジェイ・イー・ティへの対応は、議会で承認も得なければいけないんだらうから、新年度予算みたいな言い方はしなかったと思いますけど、途中でできんみたいな話はあったと思います。私、はっきり覚えているので。多分、3月

の新年度予算に入れるということでみんなのコンセンサスがあったと思いますから。それを9月とか12月にばたばたして補正で入れるなんていう意識は職員は誰もなかったと思います。

○副委員長（齋藤一信）

そうですか。実際、石田部長のほうは、当時の平岡係長のほうに、財政のほうに、証言に基づいて言いますが、9月か12月か、遅くても例えば3月の当初かで、トイレがこういう状況になっとんじゃけど予算つけられんかな、検討してみてという依頼を石田部長がしておりまして、市長はそんなふうに急がれてないという認識を今日一貫してされてますので、そういう認識というのは理解しているんですけど、担当のほうは実は9月、12月できれば予算化して、募集要項のミスについて何とか対処したいという姿勢があったというのが証言です、両者の。

◎証人（小林嘉文）

トイレの改修はもちろん大事なことなんですけど、まずトマトのハウスを建てんといかんわけです。だから、そっちで1年ぐらいかかりますし、建設会社の人たちはみんな仮設トイレを持ってきますし、何かそんなに急いでるという印象を私はジェイ・イー・ティからは感じなかった。それだから、石田さんがもしも何かばたばたしてトイレの改修の補正予算を9月や12月に組もうとしてたら、いや、何かそんな感じじゃなかったと思うけどと多分言うでしょう、私は。

○副委員長（齋藤一信）

証言に基づいて言います、市長。ジェイ・イー・ティさんに同じ質問をぶつけました。市の皆さんがそういう認識だったと言うたら、非常に心外だと、腹立たしいと、トイレはいつでもええなんて一言も言ったことない、市のミスなので早急にとにかく早く直してほしかったと、もし市の方がそのような発言をされてるとしたら非常に心外だというふうにおっしゃいました。どういうふうに受け止められますか。

◎証人（小林嘉文）

それはそうなんだなということです。

○副委員長（齋藤一信）

なるほど。今、認識を改めたと。

◎証人（小林嘉文）

私は全く違う理解をしてました。房野社長でしたか、直接話をしたときに、そんなに何

か、リップサービスなのかもしれないし、分からないですけども、議会もあるでしょうから時期を見てやってくださいという言い方をされたように記憶してます。

○副委員長（齋藤一信）

それを根拠として、市長はJ社は終始トイレは急いでなかったと理解をされてるということで、それがベースになってるという理解でよろしいですか。トイレは急いでないと言いつ切る理由は。

◎証人（小林嘉文）

それ以降にジェイ・イー・ティから早くしてくださいというて陳情を受けた記憶はないです。もしそうだったら、それだったら心外だとか、今齋藤先生が言われるような状況だったら、多分市長に言いに来るんじゃないですかね。どうしてすぐ補正を組まないんですかというて言うてくるでしょう。

○副委員長（齋藤一信）

僕が言うたんじゃなくて、ジェイ・イー・ティさんが言ったんで。

◎証人（小林嘉文）

言うてくるでしょう、普通そうだったら。

○副委員長（齋藤一信）

それはジェイ・イー・ティさんに聞いてください。それは私は分かりません。

じゃあ、先ほどのパワハラについての話に戻ります。あなたは、パワハラを職員がそういった場面があったということはないというふうにおっしゃるんです。職員は、あったと言うてます。

◎証人（小林嘉文）

パワハラというのは、本人がどう感じるかだと思うんです。

○副委員長（齋藤一信）

ないならないで結構なんです。

◎証人（小林嘉文）

それで、苦情処理委員会とか、公平委員会とか、いろんな笠岡市にもシステムがありますから、そこでしっかりと拾っていくということが大事なことなんじゃないかなと思うんです。本人がいないところで、これはパワハラだったとか、パワハラでないとか、これは本人がどう感じるかであって、それを齋藤先生が推察して、そうだ、こうだと言うのはどうかと思います。

○副委員長（齋藤一信）

推察じゃないです。市長，推察じゃない。証言でその場で出たことをお伝えしているだけで，私の推察じゃないです。

◎証人（小林嘉文）

そう感じたら，今言ったように苦情委員会とか，公平委員会がありますから，そういったところに情報として上がってくるはずなんです。

○副委員長（齋藤一信）

全然いいんです。市長もそういう百条の情報がないから，それはしょうがないんです。私たち聞いた本人だから，それに基づいて言ってますので，それは食い違いがあってもしょうがないんですけど。実際に，市の役所のトイレを見ても，見た人，その場におった人でもええんよ，どんどん言うてきって書いてあるので，何で言わなかったんですかという，当事者じゃなくてもええんよと，見たら言うておいでというふうに市はウエルカムな体制を整えてくださっております。見たという人が，この場で発言をした。でも，その事実はないと，当事者の市長はおっしゃってる。それはいいんです。

◎証人（小林嘉文）

ないとは言ってないです。

○副委員長（齋藤一信）

それはあるんですか，じゃあ。

◎証人（小林嘉文）

分からないと言っているんです。

○副委員長（齋藤一信）

分からない。

◎証人（小林嘉文）

だから，苦情処理委員会があるし，公平委員会もあります。

○副委員長（齋藤一信）

じゃあ，百条委員会でそういった発言は木南課長がしました。その事実は知ってますか。どういった内容を木南課長がパワハラについて発言されたか承知されてますか。承知されている内容についてお示してください。

◎証人（小林嘉文）

分からないです。木南さんがどんなふうに仕事でパワハラだと思ってたかどうかという



のは、私では分かりません。

○副委員長（齋藤一信）

木南さんからそういった事実をヒアリングした事実はありますか。

◎証人（小林嘉文）

弁護士と打合せに入ったときに、木南さんも入ったような記憶はありますが、そのときに木南さんがそういったことを言った記憶はあります。

○副委員長（齋藤一信）

どういったことを言われましたか。

◎証人（小林嘉文）

パワハラじゃないかと思ったみたいな発言があったと思います。思ったということです。じゃあないかと思ったと。

○副委員長（齋藤一信）

弁護士はそのことについて何ておっしゃったんですか。

◎証人（小林嘉文）

たしか、百条委員会とは関係ないですと言っていたと思います。調査内容とは関係ないと。

○副委員長（齋藤一信）

じゃあ、市長、くどくて大変申し訳ないんですけど、パワハラ発言がこの場であったという事実は存じ上げているんですね。聞いたんですから。

◎証人（小林嘉文）

だから、そう思ったということです。

○副委員長（齋藤一信）

聞かれたんですね、それは。

◎証人（小林嘉文）

それを苦情処理委員会に彼が訴えたかどうかは知らないし、公平委員会に何か申入れに行ったということかどうかは知らないし、その辺のところはちょっと。その後のフォローは私は全然知りません。

○副委員長（齋藤一信）

私にそういった場合は問合せの委員会に言うたらどうかとおっしゃいましたが、それは当の本人にそういったアドバイスはしてあげたんですか。

◎証人（小林嘉文）

弁護士に皆さんが質問があるから意見交換，私は何も発言せんかったんですけど，弁護士にいろいろ質問をしたりする会だったように記憶してるんですけども。そのときに木南さんからそういう発言があったときに，弁護士が木南さんに何かアドバイスしてたという記憶です。

○副委員長（齋藤一信）

その日は4月22日ですけども，百条委員会の報告会としてポータルで開示請求をして，市役所の秘書課が発信をしたポータルサイトを当委員会でいただきました。そのメンバーも市長をはじめ，どの方が呼ばれた会議が開かれているかというのを私たちは承知の上で今質問させていただいております。そこで市長自身は一言も発言をされなかったということによろしいですか。

◎証人（小林嘉文）

私も百条委員会でこういう質問を受ける立場にあるんで，弁護士とは話をしました。

○副委員長（齋藤一信）

じゃあ，木南さんとパワハラのことについて，こうだった，ああだった，例えばじゃあそのときに何で俺に言ってくれなかったんだとかというような発言は一切木南さんに対してはしなかったということによろしいですか。

◎証人（小林嘉文）

言った覚えはないです。

○副委員長（齋藤一信）

言ってないと。ありがとうございます。

以上です。

○委員長（原田てつよ）

ほかにございませんか。

○委員（藤井義明）

今の百条の報告会たるもの，4月22日に開かれたんですけど，これは誰が招集されたんですか。誰の指示で，市長は指示しましたか。

◎証人（小林嘉文）

私は指示してないと思います。

○委員（藤井義明）

指示してないんですか。

あと、これから証言する人も含まれてるんです。その後証言される方がいらっしゃったし、石田部長もこの日には呼ばれてるんです。それは呼ばれたけど欠席だったということなんですけど、呼ばれているという事実は知ってましたね。

◎証人（小林嘉文）

こういう場で説明をする、説明責任を果たすということになると、多分いろんな質問が、弁護士の、法的な説明が、全部答えなきゃいけないのか、どうするんだとかみたいな話もあったと思うし、何かいろいろ弁護士に聞きたいんだろなという感じはしました、皆さん。私も、それが参考になりましたけど。

○委員（藤井義明）

ということは、証言に対して事前にレクチャーを受けて、こう言うたらいいとか、こちら辺は言うちゃいけないとかというような話をしたということですよ。

◎証人（小林嘉文）

これは言うちゃいかんということは、なかったと思いますけど。弁護士のアドバイスをもらったみたいな、そういう感じでしょう。

○委員（藤井義明）

アドバイスって、こういうことは言えとか、これはまずいとかというのがアドバイスだと思うんです。今で言うちゃあいけないじゃなくて、言い換えますと、こういうのは言わなくてもいいとか、そういう否定的なことは言わなかったということですか。

◎証人（小林嘉文）

逆のケースもあるでしょうし、ちゃんとこういうことはしっかり説明せんといかんとかというのはあったかもしれんし。不安でしょうから、説明責任を果たす上で自信になるというか、ちゃんと説明する心の支えになるというか、そういう意味で弁護士からアドバイスもらったような感じのミーティングだったように思いますけど。

○委員（藤井義明）

この22日は、木南課長、参事でしたか、今は課長の発言によって、パワハラの関係で弁護士さん呼んで開催されたというふうに聞いているんですけど、当然それは市長も知ってますよね。

◎証人（小林嘉文）

知りません。パワハラの話は、そんなにウエートはなかったように思いますけど。

○委員（藤井義明）

パワハラのことですら寄ったというふうに多くの証言者があるんですけど、市長はじゃあ違うんですね。

◎証人（小林嘉文）

私はそんな意識はなかったです。

○委員（藤井義明）

それと、石田部長は22日は欠席でした、招集があったのに。わざわざ5月2日に市長室に呼ばれてますよね。これから証人喚問があるという方をわざわざ市長室まで呼ばれて、それでお話をされたんですね。何の意味があって、どういう理由で呼ばれたんですか。

◎証人（小林嘉文）

弁護士からどんなコメントがあったかというのを辻田さんが説明をしていた感じで、私はふるさと納税の総務課長時代の話をして盛り上がったみたいな感じの話しかしてないです。

○委員（藤井義明）

わざわざ呼ぶ必要があったのかどうか。なぜこれを呼ばなきゃいけないかったのか。何も話をしないのに、何のために石田部長は来られたと思ったんですか。

◎証人（小林嘉文）

だから、弁護士との意見交換会でどんな話があったかというのを説明したかったんじゃないですか。

○委員（藤井義明）

誰が説明したかったんですか。

◎証人（小林嘉文）

辻田さんが説明してました。

○委員（藤井義明）

説明は辻田さんがしたということなんですけど、招集をかけたのは誰ですか。

◎証人（小林嘉文）

それは分かりません。

○委員（藤井義明）

市長室に呼ばれて、誰が招集したかも分からない会議に市長は出席したんですか。内容も分からないで。いいです。日程調整まであるじゃないですか。どういう話をするんだと

いうのは、当然聞くでしょう。

◎証人（小林嘉文）

市長室で協議する99%は、全然私は指示してません。毎週80件ぐらいやってますけど、私は99%は指示してません。

○委員（藤井義明）

指示はなくても、日程調整するんですから、市長の予定を聞くし、それからどういう内容ですと言わないと、市長自身、黙ってきて、はいはい、すみません、何にも分からないで寄りましたということにはならないでしょう。

◎証人（小林嘉文）

一切スケジュール管理はしてません。

○委員（藤井義明）

スケジュール管理じゃなくて、内容について何も聞いてなくて寄るようなことはないでしょというのをお尋ねしているんです。

◎証人（小林嘉文）

もちろん事前にスケジュールの説明を受けます。

○委員（藤井義明）

内容については。

◎証人（小林嘉文）

内容は、私が質問すれば答えてくれますけど、聞かなきゃ、別に特に説明しないです。

○副委員長（齋藤一信）

4月22日に市長室に集まっているメンバーの中で先ほど藤井委員さんから話があったように、これから5月9日に証人として呼ばれる2人の財政の関係の職員さんが呼ばれてます。参加された辻田部長をはじめ、要はパワハラのことについて弁護士を呼んだので見解を聞きましたというふうに証言をされてます。パワハラのが目的でした。その上で2人を呼んだのは、財政的なこれから5月9日に百条委員会で呼ばれる2人が入ったことは、市長は認識されてますか。

◎証人（小林嘉文）

いたと記憶してはいますが、何の発言もしなかった、何の質問もしなかったように記憶してはいます。多分、何もなかったと思います。

○副委員長（齋藤一信）

なぜ呼ばれたかというのは、どういう認識ですか、市長自身は。

◎証人（小林嘉文）

それは知らないです。

○副委員長（齋藤一信）

分からないですか。4月22日の百条委員会の報告会がなされて、最終的に今日の会議は他言無用だというふうに口止めを市長がしたというような証言が出ましたが、そういった事実はございますか。

◎証人（小林嘉文）

それはどうかな。

○副委員長（齋藤一信）

証言が出てます。

◎証人（小林嘉文）

そうですか。

○副委員長（齋藤一信）

はい。

◎証人（小林嘉文）

他言無用というのは。

○副委員長（齋藤一信）

他言無用のような趣旨の、他言無用と言ったら、他言無用と言うてないとなるといけませんので、他言無用のような趣旨の発言をされたというふうに証言が出ました。市長がそのように最後会を閉めるときに言われたと、指示されたと、よそで言うなど、その指示を市長が出された事実はございますか。

◎証人（小林嘉文）

それは記憶にないです。

○副委員長（齋藤一信）

記憶にない。

○委員（栗尾典子）

すみません。辻田部長からずうっと証人喚問が始まりましたけれども、その証人喚問の中身について、その都度その都度市長のところにはどなたかが報告に行く、もしくは本人がこういう質問があつて、こういう答えしたんですという報告があるなり、本人からもし

くは本人じゃないかもしれませんが、そういうことはありましたか。

◎証人（小林嘉文）

ありません。

○委員（栗尾典子）

一度もないですか。

◎証人（小林嘉文）

ありません。

○委員（藤井義明）

パワハラの件については、木南課長のほうから前川部長、辻田部長が秘書課のほうに話をしているということで、秘書課から聞いたという話があるから、秘書課から必ず市長には話が行っていると思うんですが、それもないですか。そういう証言があったんですが。

◎証人（小林嘉文）

意味が分かりません。どういうタイミングで誰がどういう私に説明をしたというふうに証言したんですか。

○委員（藤井義明）

タイミングや時間的なことは分かりませんが、木南課長がここで言ったことは事実です。そのことを恐らく違うところで聞いてたんでしょう。裏で聞いてますから、事務局で。前川部長と辻田部長が秘書課の藤井さんに伝えたということを藤井課長から木南課長は聞いたと。ですから、秘書課は知っている、それは事実なんです。秘書課も知っているのは、この間藤井秘書課長から聞きましたから。ですから、そっから先、市長が聞いたのかどうかということを知っているんです。

◎証人（小林嘉文）

パワハラと百条委員会がどういう関係があるのかというのが、根本的に私自身が分かってないので、何なんですかという感じが。

○副委員長（齋藤一信）

先ほど市長分かってなかったから。

◎証人（小林嘉文） これ、答えなきゃいけないんですか。百条委員会に関係あることなんですか。

○副委員長（齋藤一信）

そうですね。それはおっしゃるとおりなので、私たちもそこを整理しながら説明をさ

せていただきます。

◎証人（小林嘉文）

それを事前に言わんといかんじゃろ。

○副委員長（齋藤一信）

先ほど私は言ったつもりだったんですけど。言ったつもり、言ったんですけど、それをもう一度言わせていただきます。そもそも関係があるのかということで、4月22日は関係ないなというのを弁護士を中心に確認をしたというのも聞いてますが。その上で説明しますけど。

そもそも証言者から、パワハラがありました、見ました、その場にいましたという証言が出てきました。そのことと百条委員会の今回のトイレの事業化を支援した理由は、要は先ほど言うように、水と緑の土地の過剰な要求のそこのパワハラがあったせいで、本来急いでトイレを直さなきゃいけないことが遅れましたというふうに証言があったので、パワハラが原因でトイレが遅れたという関連の結果に至っております、そのことについて尋ねております。証言がありましたので、その証言をお伝えしました。

◎証人（小林嘉文）

トイレの改修を急がなきゃいけないというのは、木南さんがそう思ったということですね。急がなきゃいけないと思ったのは誰なんですか。

○副委員長（齋藤一信）

トイレの改修を急がないといけない。トイレの改修は、市長が急がないといけないと、責務があるとおっしゃったじゃないですか。それは市の職員さんも、議会も、市長もみんな同じ共通認識なんです。トイレの改修は急がないといけないです。それはなぜなら、市が直さないといけない責務があるからというふうに市長が私たちに示してくださいました。急がないといけないんです、トイレの改修は。

◎証人（小林嘉文）

新年度予算でいいというふうに私は言ったつもりですけど。

○副委員長（齋藤一信）

誰に、いつ。そんな指示したんだ。

◎証人（小林嘉文）

房野社長が、そこで議会もあるでしょうから、そんなにすぐにできんでしょうからと言ったときに、新年度予算でしっかり説明して入れてくれというような会話になったという



ふうに記憶しています。

○副委員長（齋藤一信）

それはもう話が違うので、パワハラに戻してください。

◎証人（小林嘉文）

だから、どういう関係があるの。

○副委員長（齋藤一信）

だから、今言ったんで。そもそも、何で関係があるのかと聞かれたんで、こういう関係を基に今回答をしました。

◎証人（小林嘉文）

新年度予算でいいというふうにも私もそう思ってるし、みんなそう思っているという認識ですから、何を急ぐのか、誰がそう急がなきゃいけないと思ったのか。

○副委員長（齋藤一信）

その質問はもう誰もしてない。

◎証人（小林嘉文）

分からないし、それがどうしてパワハラにつながる、何の件で私がパワハラ的な発言をしたのかというのも分かりません。分かりません。

○副委員長（齋藤一信）

市長が何でパワハラと百条が関係あるのということについて答えたので、その質問を誰かしようたんでしょうか。

○委員長（原田てつよ）

誰もしてません。

○委員（藤井義明）

何でパワハラと関係があるのかという話になると、トイレは直さなきゃいけないというのは事実としてあって、だけどそのことよりも水と緑のほうが一生懸命で、そっちばかりパワハラ的な発言で急いでしなさい、しなさい、急いでというのはそっちのほうなんです。契約をちゃんとしようのに、何もやってないんじゃないか、どうするんだ、3億6,000万円の使用料をもらいなさいとか、そういう話をずっとして、そっちのほうに一生懸命になり過ぎて、トイレのほうができなかった、遅れる理由はそこにもありました。それはパワハラ的なことを一生懸命市長から言われたと、無理難題があったと、そのことが関係しとるから、パワハラの話が出たというだけの話。

◎証人（小林嘉文）

水と緑のふれあい広場の削除をするのは、全然難しかったような記憶はないです。

○副委員長（齋藤一信）

それを聞きよんじゃねえ。

◎証人（小林嘉文）

値段も一円も下がってませんし、賃貸料は。

○副委員長（齋藤一信）

それは関係ない。

◎証人（小林嘉文）

何で。関係あるでしょ、大幅に減るんですから。土地が大幅に減るということになると、賃料を下げる、土地代が大きいからです。土地代が大きいわけですから、水と緑のふれあい広場が削除されると、大幅に賃料が下がってもいいんじゃないかみたいな話があっても不思議じゃないと思いますけど、そんな話もなかったし、交渉はそんなに難しくなかった印象です。すんなりといきました。それが急がせ過ぎてトイレの改修が遅れる、そういう意識は全くなかったです。

○副委員長（齋藤一信）

ほんなら、市長、もともと招集がかかった4月22日はポータルサイトを御確認いただければ分かるんですけど、百条委員会報告会なんです。その百条委員会報告会においてパワハラのことの説明を受けたわけです。関係ないならそれを聞かにゃあええという意味です。でも、集まった人は、木南さんの事案だって、個別の事案なら百条委員会報告会じゃなくてもいいんですけど、全然関係ない百条委員会でしか呼ばれることのない財政の関係の2人の若い職員さんが呼ばれてるんで、5月9日に証人をされる予定の子が4月22日にその百条委員会報告会に呼ばれてるんで、それは百条委員会の事前の協議をパワハラのことも含めてされたんですよ。

◎証人（小林嘉文）

私はしてないです。パワハラの問題を皆さんがされているときに、百条委員会で木南さんがどうなのか、誰がそうなのか分かりませんが、それが関係あるのかどうかというのを弁護士に聞きたい気持ちは理解しますが、だから、そういう場が設定されたのではないかなと想像しますが、関係ないという弁護士からコメントがあったっていうことは、みんなの少し安心材料になったかもしれないです、聞いてて。

○委員（藤井義明）

みんなが何で安心するん。

◎証人（小林嘉文）

パワハラに関してのコメントはしなくてもいいんじゃないかと思ったんじゃないですか。

それは分かりませんが、それは聞いてないから。

○委員（栗尾典子）

今の言い方だと、口裏合わせをしたというふうな捉え方になるんですけど、それでいいですか。

◎証人（小林嘉文）

皆さんが解釈したのを私だって知らないです。どう解釈したか、私は聞いてないし。

○委員（栗尾典子）

市長がどう思われてるか分かりませんが、今までのヒアリングの中で水と緑のふれあいの公園が出てきたのは、そこをうまく活用できなければ契約は破棄する可能性があるというような市長からの発言があって、担当課としてはせっかく契約がうまくいって、トマトもでき始めたのに、もともと契約上二、三年たってからやろうという話を前倒し前倒しで早うせえ、早うせえと言われて、ジェイ・イー・ティ側としても、担当課としてもそんなことでそもそも契約が破棄されては困ると、なのでトイレのことがちょっとずつちょっとずつ後回しになって影響を受けてきたんだというお話でパワハラが出てきたんです。

◎証人（小林嘉文）

トマトは全然できてません。建設中です。トマトは全然、ハウスの建設中です。その間に、水と緑のふれあい広場を削除した契約が出来上がったということで、あんまり難しい交渉じゃなかったというふうな私は印象を持っています。トマトは全然できてません。

○委員（藤井義明）

まだ工事中ですからトマトはできてはないんですけど、トマトを作るためにハウスを造ってたということで、それはそれでいいんですけど。契約がスムーズにいったという話は、それは完全にうそだと思います。なぜかという、今先ほどお話があったように、契約を破棄するあるいは水と緑のところを3億6,000万円で法外もない金額を言われたんで、担当のジェイ・イー・ティの役員さんはとんでもないこと言う市長だというふうに思

われたと。3億6,000万円、市長は言ったんですよね。お尋ねします。

◎証人（小林嘉文）

言った記憶はございません。

○委員（藤井義明）

3億6,000万円ってどうして3億6,000万円なんかなというて、昨日ちょっと一組で聞いたら、平米掛ける20円で365を掛けたら3億6,000万円幾らになると、だからそれは間違いなく、1年の計算をするとそうなるんだなというふうに私も確認しました。だから、それを言って、そういうことも言いながら、あとはあそこの公園の風車のところも契約しとんだから草を刈れという話をしてみたいです。そしたら、担当の役員さんは、それは維持費とかお金をくれるんならします、だけどそういう話になってません、契約にはということで断りましたと。これは事実ですよ、市長。

◎証人（小林嘉文）

3億6,000万円を平米当たり20円で計算して365日で、そんな計算は私はしません。全くそれは私から出たものじゃないと思います。そんな計算は大体しないです。20円なんて知らないです、相場観は。あり得ない話です。

それから、草刈りに関しては、シルバーだったかどっかの業者に頼んで草刈りをしていたんですけど、それが契約が変わったわけですから、ジェイ・イー・ティが借りることになったわけです。だから、ジェイ・イー・ティさん、今の現状は維持はしてくださいというふうに直接は言ってないけど、石田さんが言ったかもしれないです。それはちゃんと維持してください、つまりその業者を継続して使ってあげたいから。仕事がなくなったんですと言われたら困るし。だから、継続して美観は維持してくださいと言ったような記憶があります。

○委員（藤井義明）

要するに、スムーズにいったと言うけど、そうではなくて、ジェイ・イー・ティとかエーアンドエスの関係もあったりして、かなりもめたのは事実です。契約を書き換えたのも事実です。スムーズにいったという市長の発言もでたらめです。それは絶対にそうじゃないはずです。

◎証人（小林嘉文）

エーアンドエスの話を持ち込むのは、水と緑のふれあい広場とは全く関係ない話ですから。あれは倉庫に冷蔵庫を建てるという話がジェイ・イー・ティとエーアンドエスとの間

で進んでたということを知ったので、私は又貸しは駄目という話をした。

○副委員長（齋藤一信）

ジェイ・イー・ティさんに3億6,000万円の提示を市長室でされて、問田執行役は、金額が大き過ぎるので市長は冗談を言われてるのかなという証言がありました。それは事実はないとおっしゃるということですか。証言を取らせてもらいますけど。

◎証人（小林嘉文）

記憶にないです。

○委員（藤井義明）

言っていないじゃなくて、言ったかどうかは記憶がない。

◎証人（小林嘉文）

20円掛ける365日掛ける平米数で3億6,000万円になるなんて言った記憶はないです。全く事実と違うと思います。

○副委員長（齋藤一信）

違う。言っていない。

○委員（藤井義明）

3億6,000万円は言ったかどうか。

○副委員長（齋藤一信）

僕らは、初めて問田さんから聞いたんです。市長は3億6,000万円、冗談だろうなと思って驚いて、冗談ぐらいの金額というふうな認識でしたみたいな。それは市長は言っていないということですね。

◎証人（小林嘉文）

3億6,000万円で貸したいのに、何で飼料基地事務所と2ヘクタールの土地と水と緑のふれあい広場を合わせてたった400万円なんで、私がオーケーするんですかね。3億6,000万円で貸せるんだったら、400万円じゃないでしょ。

○副委員長（齋藤一信）

まず、トイレは3月の当初で直すという話は、ジェイ・イー・ティさんと市長が直接された事実があるということですか、先ほど言われた内容の確認ですけども。1度はあったと言われましたけど。

◎証人（小林嘉文）

7月22日の話ですか。

○副委員長（齋藤一信）

知りません。市長がそうやっておっしゃったので。

◎証人（小林嘉文）

社長が表敬訪問したときに、社長か問田さんか分かりませんが、指摘を受けて、それは改修せんといかんというふうに返事をした記憶は残ってます。

○副委員長（齋藤一信）

確認をしている内容は、3月の当初で直しゃあええという確認を会社としたとおっしゃったじゃないですか。そのことを聞いて聞かせてください。

◎証人（小林嘉文）

当初で出すということに向こう側が言ったかどうか分かりませんが、急ぎません。私が言ったということです。向こうが当初の予算に入れてくださいみたいな具体的なことを言ったことは多分ないと思いますし、私が当初でいいんじゃないのと言ったような記憶はありません。

○副委員長（齋藤一信）

それは、ジェイ・イー・ティさんに対して、市長が3月の当初でいいんじゃないのというふうに7月22日におっしゃったんですか。先方に対して伝えたということですか。

◎証人（小林嘉文）

多分、その場だったというふうに記憶してます。

○委員長（原田てつよ）

よろしいですか。ほかにありませんか。

○副委員長（齋藤一信）

石田部長たちの動いた水面下の動きが全くそごが出るというか、合わなくなってくるんですけど、市長としてはそういうふうに言ったということですね。

◎証人（小林嘉文）

9月か12月にトイレの予算を補正で入れるつもりがあったということ言ってるわけですか。

○副委員長（齋藤一信）

いやいや、市長がそのように先方に言ったという確認だけしてるんです。

◎証人（小林嘉文）

石田部長とほかの部下が。

○副委員長（齋藤一信）

証言を聞かれました，私に。

◎証人（小林嘉文）

はい。

○副委員長（齋藤一信）

石田部長のほうが発言をされた内容をお伝えします。

7月22日にそのことを受けてからですか，9月ないし12月もしくは当初予算でトイレの改修の予算をつけられかなと財政に相談をしました。それは石田部長がそのように言いました。そのときに，議会のほうに言っといたらいいんじゃないですかみたいなアドバイスも財政のほうで石田部長にしております。

◎証人（小林嘉文）

それは急いでる感じじゃないですよ。9月か12月か当初予算ということは，何が何でも9月の補正でと言ったら急いでるなと思うけど。

○副委員長（齋藤一信）

急いでる，急いでないの認識は，僕は今確認してるんじゃないで、石田部長はそうおっしゃいました。だから，市長は3月でいいんじゃないのと言ったということですよ。

◎証人（小林嘉文）

そうです。

○副委員長（齋藤一信）

だから，急いでなかったんですよ，市長は。

◎証人（小林嘉文）

私は急いでないです。向こうもそういう意識だったと理解してます。

○委員長（原田てつよ）

ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

ないようでしたら，以上で小林市長の尋問を終了いたします。

小林市長には，長時間本当にありがとうございました。お疲れさまでした。

◎証人（小林嘉文）

ありがとうございました。よろしく申し上げます。

○委員長（原田てつよ）

御退席いただいて結構です。

暫時休憩いたします。

午後 5 時00分 休憩

午後 5 時00分 再開

○委員長（原田てつよ）

それでは、休憩を解いて、協議案件 2，今後の調査経費についてを議題とします。

今後の報告書の作成などに関して法律アドバイザーに御助言等をいただく必要があります。現在の契約は 6 月末までとなっておりますことから、契約期間を 9 月末までに延長する契約費用も含めて調査経費を 40 万円以内とし、この旨を議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、当委員会の調査経費を 40 万円以内とし、この旨を議長に申し出ることになりました。

続きまして、協議案件 3，その他について、各委員の皆様より何かありましたら御発言をお願いいたします。

○委員（藤井義明）

もうこれで呼ばなくていいですか。

○委員長（原田てつよ）

証人はもう今日で終わりによろしいですか。

前総務課長。どうでしょうか。よろしいですか。あともうまとめに入って。

○副委員長（齋藤一信）

森岡先生，どんなですか。

○委員長（原田てつよ）

そしたら，休憩します。

午後 5 時02分 休憩

午後 5 時03分 再開

○委員長（原田てつよ）

森岡弁護士さんよりチャットが入ってますので，報告します。



◎事務局長（塚本真一）

長時間お疲れさまでした。まずは会議録を改めて確認して、これからの報告書を作成する中で不足はないかを確認することが1番かと思いますという御意見をいただいております。

○副委員長（齋藤一信）

つまり、議事録を確認して、あらかじめの百条委員会の取りまとめを整理していく中で、この表現がもうちょっと欲しいなというたら再度呼ぶ可能性もあるので、そこを結論づけずに、まずは議事録の取りまとめたら始めたらどうだということですか、先生。

◎事務局長（塚本真一）

それを踏まえて、不足する証言等があれば、別途要求する必要があります。そのとおりですという御回答をいただいております。

○委員（藤井義明）

また、会議録か何かまとめたのをもらうようになるのかな。

◎事務局長（塚本真一）

今回もお送りしましたが、私が未定稿の部分で、ばあっとつくつとる分なので正確ではないですけど、また皆さんに作成した部分をお送りしたいと思ってます。

○委員長（原田てつよ）

そしたら、議事録が来た時点で、そのときは局長、大体の案を。まず、議事録だけ見て。

○委員（大月隆司）

その辺も踏まえて、正副委員長に一任をしまするので、一定程度のものを出してくれるとありがたいです。

◎事務局長（塚本真一）

森岡弁護士から、いただいたものを含めてその後の会議録等も確認し、一度打合せさせていただくほうがいいかと思いますということでいただいております。

○委員長（原田てつよ）

分かりました。そしたら、日程調整しながらということで。

ということで、森岡弁護士や事務局と相談しながら正副委員長で進めさせていただいてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、そのようにします。ありがとうございます。

それでは、事務局のほうから何かありますか。

◎事務局長（塚本真一）

森岡弁護士のほうが、また日程の調整のほどよろしくお願ひしますということで、日程のほうは先ほど委員長がおっしゃいましたように、また相談させていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長（原田てつよ）

それでは、以上で協議案件3、その他を終わります。

閉会に当たりまして、副委員長挨拶をお願いします。

○副委員長（齋藤一信）

〔挨拶〕

○委員長（原田てつよ）

それでは、農業振興施設改修事業に関する調査特別委員会を閉会いたします。

長時間お疲れさまでした。

午後5時05分 閉会

笠岡市議会委員会条例第28条第1項の規定により  
ここに署名する。

農業振興施設改修事業の補正予算に係る提案説明についての事実確認に関する  
調査特別委員会委員長

原田てつよ